

# 目 次

## ◎第4回定例会

### ○9月10日（第1号）

|      |  |   |
|------|--|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 .....   | 3 |
| 日程第2 | 会期決定の件について .....   | 3 |
| 日程第3 | 議案第58号から議案第68号までの11議案一括上程 .....  | 4 |
| 日程第4 | 決算審査報告 .....   | 7 |
| 日程第5 | 議案第69号から第80号までの12議案、諮問第1号から第2号までの2件及び報告第6号から第7号までの2件並びに請願第1号から第2号までの2件一括上程 ..... | 7 |

### ○9月12日（第2号）

|      |                                       |    |
|------|---------------------------------------|----|
| 日程第1 | 総括質疑 .....                            | 16 |
| 日程第2 | 常任委員会付託 .....                         | 20 |
| 日程第3 | 議案第78号、第79号及び諮問第1号、第2号の質疑・討論・採決 ..... | 21 |

### ○9月24日（第3号）

|      |                 |    |
|------|-----------------|----|
| 日程第1 | 一般質問 .....      | 24 |
|      | 1番 池邊 美紀君 ..... | 24 |
|      | 4番 内村 立吉君 ..... | 43 |
|      | 3番 堀内 義郎君 ..... | 53 |
|      | 7番 上西 祐子君 ..... | 66 |
|      | 2番 佐澤 靖彦君 ..... | 79 |

### ○9月25日（第4号）

|      |                 |     |
|------|-----------------|-----|
| 日程第1 | 一般質問 .....      | 90  |
|      | 6番 指宿 秋廣君 ..... | 90  |
|      | 5番 福永 廣文君 ..... | 109 |
|      | 8番 大久保義直君 ..... | 113 |
|      | 9番 重久 邦仁君 ..... | 118 |

10番 池田 克子君 ..... 133

○9月26日（第5号）

日程第1 常任委員長報告 ..... 148  
 日程第2 委員会の閉会中の継続審査の件 ..... 156  
 日程第3 質疑 ..... 156  
 日程第4 討論・採決（議案第58号から議案第77号、第80号及び請願第1号から第2号） ..... 156  
 日程第5 意見書案第3号から第5号上程 ..... 165  
 日程第6 常任委員会の閉会中の審査事項について ..... 170  
 日程第7 議員派遣の件について ..... 171

付議事件及び審議結果一覧

| 付議議会            | 議案番号   | 件名  | 結果 | 年月日   |
|-----------------|--------|---|----|-------|
| 平成24年第4回定例会（9月） | 議案第58号 | 専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号））   | 承認 | 9月26日 |
| 〃               | 議案第59号 | 専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）） | 承認 | 9月26日 |
| 〃               | 議案第60号 | 平成23年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について                                | 認定 | 9月26日 |
| 〃               | 議案第61号 | 平成23年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について                          | 認定 | 9月26日 |
| 〃               | 議案第62号 | 平成23年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について                       | 認定 | 9月26日 |
| 〃               | 議案第63号 | 平成23年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について                            | 認定 | 9月26日 |
| 〃               | 議案第64号 | 平成23年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について                      | 認定 | 9月26日 |

|                         |        |  |             |       |
|-------------------------|--------|--|-------------|-------|
| 平成24年<br>第4回定例会<br>(9月) | 議案第65号 | 平成23年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について   | 認 定         | 9月26日 |
| 〃                       | 議案第66号 | 平成23年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 認 定         | 9月26日 |
| 〃                       | 議案第67号 | 平成23年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について        | 認 定         | 9月26日 |
| 〃                       | 議案第68号 | 平成23年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について         | 可決及び<br>認 定 | 9月26日 |
| 〃                       | 議案第69号 | 三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例                     | 可 決         | 9月26日 |
| 〃                       | 議案第70号 | 三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例                | 可 決         | 9月26日 |
| 〃                       | 議案第71号 | 平成24年度三股町一般会計補正予算(第2号)                   | 可 決         | 9月26日 |
| 〃                       | 議案第72号 | 平成24年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)             | 可 決         | 9月26日 |
| 〃                       | 議案第73号 | 平成24年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)          | 可 決         | 9月26日 |
| 〃                       | 議案第74号 | 平成24年度三股町介護保険特別会計補正予算(第2号)               | 可 決         | 9月26日 |
| 〃                       | 議案第75号 | 平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)       | 可 決         | 9月26日 |
| 〃                       | 議案第76号 | 平成24年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)     | 可 決         | 9月26日 |
| 〃                       | 議案第77号 | 平成24年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)            | 可 決         | 9月26日 |
| 〃                       | 議案第78号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について                     | 同 意         | 9月12日 |

|                         |         |  |      |       |
|-------------------------|---------|--|------|-------|
| 平成24年<br>第4回定例会<br>(9月) | 議案第79号  | 固定資産評価審査委員会委員の選任について                     | 同意   | 9月12日 |
| 〃                       | 議案第80号  | 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について                  | 可決   | 9月26日 |
| 〃                       | 諮問第1号   | 人権擁護委員の推薦について                            | 適任   | 9月12日 |
| 〃                       | 諮問第2号   | 人権擁護委員の推薦について                            | 適任   | 9月12日 |
| 〃                       | 請願第1号   | 都城市北諸県郡医師会立病院建設工事に関する請願書                 | 趣旨採択 | 9月26日 |
| 〃                       | 請願第2号   | 「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の制定を求める意見書採択に関する請願 | 不採択  | 9月26日 |
| 〃                       | 報告第6号   | 平成23年度決算に基づく健全化判断比率の報告について               |      |       |
| 〃                       | 報告第7号   | 平成23年度決算に基づく資金不足比率の報告について                |      |       |
| 〃                       | 意見書案第3号 | 地球温暖化対策に関する地方財源を確保、充実する仕組みの構築を求める意見書     | 可決   | 9月26日 |
| 〃                       | 意見書案第4号 | 李明博韓国大統領の行動に抗議し政府に対韓国外交の見直しを求める意見書(案)    | 可決   | 9月26日 |
| 〃                       | 意見書案第5号 | 香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書(案)        | 可決   | 9月26日 |

## 一 般 質 問

| 発言<br>順位 | 質問者   | 質問事項                | 質問の要旨  | 質問の相手 |
|----------|-------|---------------------|--|-------|
| 1        | 池邊 美紀 | 1 産業活性化について         | ① これからの商工業、地場製品の活性化策をどのように考えているか。<br>② 小売店舗については新規に大規模店の参入が相次いでいるが町内店舗に対する次年度以降の策があるのか。                        | 町 長   |
|          |       | 2 三股町の林業施策について      | ① 林業経営の危機となる価格低迷が続いている木材取引価格であるが、何らかの支援策があるのか。<br>② 水源涵養林を広葉樹にして生物多様性のある森にすべきではないか。公益的機能の事を考え森林管理所と協議すべきではないか。 | 町 長   |
|          |       | 3 三股町物産館「よかもんや」について | ① 三股町の物産館の当初の目的と物産館の現状は。<br>② 三股町として今後の活用を具体的にどのように考えているか。   | 町 長   |

|   |       |                |  |            |
|---|-------|----------------|--|------------|
| 2 | 内村 立吉 | 1 豪雨時の防災に関すること | ① 樺山土地改良区はかんがい用ため池として、7つの池を守り管理している。昨今の予想を超える豪雨は、池の決壊も想定される。防災対策をどのようにとられるのか伺う。  | 町 長        |
|   |       | 2 水資源について      | ① 全国各地で水資源を守ることから水資源保全条例、水資源保全対策委員会が設置され、調査も始まっている。このようなことに対してどのように考えているのか伺う。  | 町 長        |
|   |       | 3 学校教育について     | ① いじめ問題について問う。<br>大津市で起きたいじめによる中学生の自殺の問題をめぐり、同市教育関係者の対応のあり方について様々な課題が指摘されてきた。このようなことに対して町教育委員会の方針を伺う。<br>② 部活動の事故について問う。<br>天候や施設の使用と様々な要因によって事故につながるものが考えられるが、どのような対策をとっているのか。<br>③ 部活動の外部指導者の配置について問う。<br>外部指導者の協力を得て顧問教職員の負担軽減や指導環境の改善を実現し、生徒の技術向上につなげる考えはないか。<br>④ 教職員の休職について問う。<br>精神的な問題で休職されている人がおられるか、また、その相談体制はどのようなになっているのか。 | 町 長<br>教育長 |

|   |       |                                |   |     |
|---|-------|--------------------------------|---|-----|
| 3 | 堀内 義郎 | 1 三股町木材利用促進基本方針について            | <p>① 基本方針の施行により、公共建築物等における木材の利用促進について問う。</p> <p>ア 地域材の価格低迷と需要が伸び悩む中、塚原住宅B棟において地元材の利用を推進する上で木造・木質化をどの様に図っていくか問う。</p> <p>イ 県は木造率を設定して取り組んでいるが、町は同様に公共建築物における数値目標を設定する事ができないか問う。</p> <p>ウ 今後の公共建築物等における利用促進について問う。</p> | 町 長 |
|   |       | 2 三股小学校の児童数の減少について             | <p>① 三股小学校の児童数の減少が著しいが対策はとられているか問う。</p> <p>塚原住宅の入居やその跡地を分譲する際に、子育て世帯を優先させる事はできないか問う。</p>  | 町 長 |
|   |       | 3 学校教育について                     | <p>① 教育長就任に伴う決意について問う。</p> <p>ア 6月に新しく教育長が就任されたが、学校教育についての決意について問う。</p> <p>イ いじめ問題が全国的に深刻化しているが、町内の小中学校の現状と防止策について問う。</p>   | 教育長 |
|   |       | 4 霧島南部地区広域農道（都城盆地朝霧ロード）の整備について | <p>① 今後の整備状況。</p> <p>大型車の通行増加に伴い舗装道路の傷みが激しいが、今後の舗装整備について問う。</p>   | 町 長 |
| 4 | 上西 祐子 | 1 農地、水、環境保全対策事業について            | <p>① 事業の評価とこれからの対策。</p> <p>② 各団体に対しての指導とチェックはどの様にされているのか。</p>   | 町 長 |
|   |       | 2 空き施設、空き家対策について               | <p>① 高齢者のセンターとして空き家空き施設を活用する計画をとりくむ考えはないか。</p>  | 町 長 |
|   |       | 3 公共施設の太陽光パネル設置の計画について         | <p>① 町の具体的事業計画を問う。</p>  | 町 長 |

|   |       |                      |   |            |
|---|-------|----------------------|---|------------|
| 5 | 佐澤 靖彦 | 1 臨時雇用（パート）の採用に関する事  | <p>① 都城市は、市内優先の採用との話を聞くが、三股町の現状はどの様になっているか問う。</p> <p>② 臨時雇用（パート）の募集は、どの様な形態で町民に向けて告知しているのかを問う。</p>                    | 町 長        |
|   |       | 2 三股町の観光に関する事        | <p>① 現在油津港に外国船が入港するのがたびたびあるが、三股町に観光してもらおう考えはないか。</p> <p>② 県内外また外国の観光客を呼ぶためには、観光名所、また施設が必要であるが、投資をし町内を活気付ける考えはないか。</p> | 町 長        |
| 6 | 福永 廣文 | 1 有害鳥獣駆除に関する事        | <p>① 現在の有害駆除の対策状況について問う<br/>カラスを捕獲するゲージを常設して害鳥の駆除を考えて欲しい。</p>   | 町 長        |
|   |       | 2 アスリートタウンのシンボルに関する事 | <p>① アスリートタウンとしての取り組みはどのように進めていくのか。<br/>町内にはどのようなアスリートの方がおられるのか、記録し、町民に知らせる、「みまたんアスリートメモリアル」的なものを設置してほしい。</p>         | 町 長<br>教育長 |

|   |       |   |  |            |
|---|-------|---|--|------------|
| 7 | 指宿 秋廣 | 1 空き家対策について                             | <p>① 環境の観点から、空き家の所有者への指導・協力要請について問う。</p> <p>② 将来予想されている、巨大地震に備えるための沿岸部自治体との連携（移住・ストックハウス）は、考えられないか。</p>                                | 町 長        |
|   |       | 2 教育行政について                              | <p>① いじめ問題について、アンケート調査や聞き取り調査は行ったのか問う。</p> <p>② 教育委員会の委員の役割（教育委員長・教育長）について問う</p> <p>③ 責任の明確化の観点から、教育委員長を常勤に教育長を非常勤に組織の見直しはできないか問う。</p> | 教 育<br>委員長 |
|   |       | 3 学校給食の地産地消について                         | <p>① 過去の一般質問（平成19年9月・平成21年9月）の回答後の検討や実現の状況を問う。<br/>ア、主食について<br/>イ、副食について</p> <p>② 今後の推進計画・企画を問う。</p>                                   | 町 長<br>教育長 |
|   |       | 4 共同企業体（JV）<br>工事完成引き取り後の<br>各業者の責任について | <p>① 応札時に、親及び子の責任の明確化を入札時に明記してあるか問う。</p> <p>② 検査終了後に発覚した、工ミスの場合には指名停止処分等をすると思われるが、どの業者に責任を取らせるのか問う。</p>                                | 町 長        |
| 8 | 大久保義直 | 1 いじめ・自殺対策に関すること                        | ① 三股町教育委員会として、現在いじめ及び自殺対策の取組みについて問う。   | 教育長        |
|   |       | 2 小規模特認校について                            | ① 現在、小規模特認校に何人の児童が認定され通学しているのか。  | 教育長        |
|   |       | 3 給食費未納者の対応について                         | ① 小中学校児童生徒の給食費未納者の現状と今後の取組みの対応について問う。  | 教育長        |

|   |       |                |   |                |
|---|-------|----------------|---|----------------|
| 9 | 重久 邦仁 | 1 選挙事務執行経費について | <p>① 日当制度のあり方について、町民から疑問点が多々あると聞くが、検討されているか。</p> <p>② 町職員条例に従い支払っていると答弁されたが、プール計算式は条例のどこに明記されているか示していただきたい。</p> <p>③ 職員組合と了解とあるが、協定を示せ。</p> | 選挙管理委員会<br>委員長 |
|   |       | 2 投票所の削減に関すること | <p>① 平成18年度から現在の投票所10箇所であるが、現行のままが良いのか。委員会での協議はなされたか問う。</p> <p>② 削減された地区、大野、田上、餅原、前目住民の声を聞くと大変不便を感じているとの声があるが、実態調査をなされたのか問う。</p>            | 選挙管理委員会<br>委員長 |

|    |       |                     |   |     |
|----|-------|---------------------|---|-----|
| 10 | 池田 克子 | 1 児童・生徒に関する<br>こと   | <p>① いじめ防止対策の具体的な取組みについて問う。</p> <p>ア いじめの実態についてアンケートを実施したのか。</p> <p>イ いじめの兆候を早期発見できる体制の構築ができているか。</p> <p>ウ スクールカウンセラー等の人的配置は万全か。</p> <p>エ 子供たちに、「いじめは悪である」との意識づけは、どのような指導で行なっているか。</p>                        | 教育長 |
|    |       | 2 子供の交通安全に関する<br>こと | <p>① 通学路の安全確保について問う。</p> <p>ア 全ての公立小学校の通学路を対象として、本年8月まで実施することとある。その総点検結果について問う。</p> <p>イ 「点検のための点検」に終わらせないために、目に見える諸対策を迅速に実施すべきと思うが、その計画について問う。</p> <p>ウ 通学路の安全点検は、継続的に行わなければならないと思う。今後、どういう形で継続していくのか問う。</p> | 教育長 |
|    |       | 3 健康診断に関する<br>こと    | <p>① 胃がんの予防対策について問う。</p> <p>ア 胃がん検診の受診率は何%か問う。</p> <p>イ 受診率向上への対策はあるか問う。</p> <p>ウ バリウムによるレントゲン撮影より、血液検査によるペプシノゲン法・ピロリ菌抗体検査に切り替えられないか問う。</p>   | 町長  |

三股町告示第41号

平成24年第4回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年9月5日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成24年9月10日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

|        |        |
|--------|--------|
| 池邊 美紀君 | 佐澤 靖彦君 |
| 堀内 義郎君 | 内村 立吉君 |
| 福永 廣文君 | 指宿 秋廣君 |
| 上西 祐子君 | 大久保義直君 |
| 重久 邦仁君 | 池田 克子君 |
| 山中 則夫君 | 桑畑 浩三君 |

---

○9月12日に応招した議員

---

○9月24日に応招した議員

---

○9月25日に応招した議員

---

○9月26日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成24年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成24年9月10日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

平成24年9月10日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第58号から議案第68号の11議案一括上程  
日程第4 決算審査報告  
日程第5 議案第69号から第80号までの12議案、諮問第1号から第2号までの2件及び報告第6号から第7号までの2件並びに請願第1号から第2号までの2件一括上程
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 議案第58号から議案第68号の11議案一括上程  
日程第4 決算審査報告  
日程第5 議案第69号から第80号までの12議案、諮問第1号から第2号までの2件及び報告第6号から第7号までの2件並びに請願第1号から第2号までの2件一括上程
- 

出席議員(12名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君  | 2番 佐澤 靖彦君  |
| 3番 堀内 義郎君  | 4番 内村 立吉君  |
| 5番 福永 廣文君  | 6番 指宿 秋廣君  |
| 7番 上西 祐子君  | 8番 大久保義直君  |
| 9番 重久 邦仁君  | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)



今期、定例会に付議されました案件は、専決処分が2件、平成23年度決算について2件、条例一部改正2件、平成24年度補正予算7件、人事案件2件、その他1件、諮問2件、報告2件の計27件であります。

この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審議をしました結果、本定例会の会期は、本日から9月26日までの17日間とするに決定しました。日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので説明は省略いたします。

また、意見書案が3件提出されており、本日本会議終了後、全員協議会の場で議論調整し、その結果を追加提案といたします。

次に、本定例会に提案される議案のうち、議案第78号から79号及び諮問第1号から第2号につきましては委員会付託を省略し、第3日目の9月12日に全体審議で措置することに決定しました。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月26日までの17日間とすることとし、今回提案される議案のうち、議案第58号から59号及び諮問第1号から第2号につきましては委員会付託を省略し、第3日目の9月12日に全体審議で措置することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

（発言する者あり）

○議長（山中 則夫君） ちょっとお待ちください。（発言する者あり）

それでは、ただいまちょっと間違えました。もう一遍お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月26日までの17日間とすることとし、今回提案される議案のうち、議案第78号から79号及び諮問第1号から第2号につきましては委員会付託を省略し、第3日目の9月12日に全体審議で措置することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり、決定いたしました。

---

### 日程第3. 議案第58号から議案第68号の11議案一括上程

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第58号から議案第68号の11議案を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。

それでは、平成24年第4回三股町議会定例会に上程いたしました、各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号及び59号については、ともに平成24年7月2日から9月7日までの施設の計画停電対策として燃料費、委託料及び賃借料を増額補正したものであり、去る、平成24年7月1日付で、それぞれ専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、今議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

まず、議案第58号「平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,289万7,000円に歳入歳出それぞれ260万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,549万9,000円としたものであります。

次に、議案第59号「平成24年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,472万円に歳入歳出それぞれ260万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,732万2,000円としたものであります。

次に、平成23年度の各会計の決算認定にかかわる各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第60号「平成23年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第61号「平成23年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第62号「平成23年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第63号「平成23年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第64号「平成23年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第65号「平成23年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第66号「平成23年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第67号「平成23年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の8議案については、平成23年度の一般会計及び特別会計における決算認定に係る案件でありますので、一括してご説明申し上げます。

平成23年度におきましても、例年どおり厳しい財政状況下にありましたが、一般会計において、歳入決算額9億1,990万6,204円、歳出決算額9億3,327万9,235円、翌年度繰越額2億4,463万1,969円、国民健康保険特別会計において、歳入決算額30億

7,077万7,315円、歳出決算額28億7,766万5,292円、翌年度繰越額1億9,311万2,023円、後期高齢者医療保険特別会計において、歳入決算額1億9,946万627円、歳出決算額1億9,808万4,978円、翌年度繰越額137万5,649円、介護保険特別会計において、歳入決算額17億9,989万5,161円、歳出決算額17億6,819万7,520円、翌年度繰越額3,169万7,641円、介護保険サービス事業特別会計において、歳入決算額2,013万5,958円、歳出決算額2,013万5,217円、翌年度繰越額741円、梶山地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額4,115万8,623円、歳出決算額4,087万529円、翌年度繰越額28万8,094円、宮村南部地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額3,308万6,458円、歳出決算額3,288万1,070円、翌年度繰越額20万5,388円、公共下水道事業特別会計において、歳入決算額3億3,375万450円、歳出決算額3億2,565万3,676円、翌年度繰越額809万6,774円となり、いずれの会計においても、剰余金をもって決算ができましたことは、町議会議員の皆さまを初め、町民各位の深いご理解とご協力のたまものであり、深く感謝申し上げます。

次に、議案第68号「平成23年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第4項及び同法第32条第2項の規定に基づき、議会の認定並びに議決を求めるものであります。

決算の状況につきましては、収益的収入及び支出において、消費税抜きで、収入額が3億7,802万779円、支出額が3億1,772万8,008円となり、当年度純利益が6,029万2,771円となったところであり、前年度比19.3%の増収となりました。

一方、資本的収入及び支出においては、消費税込みで、収入が5,305万円、支出が2億1,913万8,261円となり、差引不足額1億6,608万8,261円については、減債積立金、建設改良積立金、当年度分損益勘定留保資金ほかで補填したものであります。

詳細につきましては、決算書10ページの事業報告書をご参照願います。

次に、剰余金の処分につきましては、減債積立金へ3,000万円、建設改良積立金へ3,000万円をそれぞれ積み立てようとするものであります。

以上、9件の決算につきましては、監査委員の審査に付し、その意見書並びに関係書類を添えて、議会の認定を求めようとするものであります。

また、物品調達基金ほか2つの基金について、その運用状況報告書を提出しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、9議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、

ご認定並びにご承認くださるよう、お願い致します。

---

#### 日程第4. 決算審査報告

○議長（山中 則夫君） 日程第4、決算審査の報告を求めます。谷山代表監査委員。

〔代表監査委員 谷山 悦子君 登壇〕

○代表監査委員（谷山 悦子君） おはようございます。

平成23年度決算審査について、監査報告を申し上げます。

一般会計並びに特別会計及び基金運用状況報告書につきましては、7月9日町長より審査依頼がありました。監査委員2名で、7月11日から7月30日までの期間で決算審査を行いました。

また、水道事業会計の事業会計決算については、5月31日、町長より依頼がありまして、7月2日に決算審査を行いました。

決算書、事項別明細書及び証拠書類、諸帳簿、関係書類等を審査した結果、いずれも正確、適正に処理されていると認められましたので、ご報告いたします。

さらに、財政健全化審査につきましても、8月17日健全化判断比率及び資金不足率について審査を行いました。

報告第6号及び第7号のとおり、早期健全化基準、前年比健全化基準をそれぞれ下回っており、町の財政状況が健全であることを確認いたしましたので、あわせてごを報告いたします。

なお、詳しいことにつきましては、意見書をご参照くださいますようお願いいたします。報告を終わります。

---

#### 日程第5. 議案第69号から第80号までの12議案、諮問第1号から第2号までの2件及び報告第6号から第7号までの2件並びに請願第1号から第2号までの2件を一括上程

○議長（山中 則夫君） 日程第5、議案第69号から第80号までの12議案、諮問第1号から第2号までの2件及び報告第6号から第7号までの2件並びに請願第1号から第2号までの2件を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 引き続きまして、各議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第69号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、塚原団地建替事業に伴う町営住宅の用途廃止に伴うものであります。

次に、議案第70号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

障害のある方がサービスの提供を受けるためのもととなるサービス利用計画は、平成24年度より相談支援員が作成することとなり、それに伴い、町の障害程度区分認定に関する情報を複写して相談支援員等に提供することから、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第71号「平成24年度三股町一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、国、県の補助内示、決定及び事業の追加によるもののほか、当初予算で計上できなかった経費等や、入札残等について所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額86億1,635万6,000円に歳入歳出それぞれ2億4,832万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億6,468万5,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

地方交付税は、交付決定により減額補正し、国庫支出金は、内示等により障害者福祉費負担金を増額補正するほか、子ども手当負担金から児童手当負担金への組替えにより減額し、県支出金は、県負担金において、同じく内示等により障害者福祉費負担金を増額補正するほか、子ども手当、児童手当負担金の組替えにより増額補正し、また県補助金において、安心子ども基金特別対策事業補助金の増額、浄化槽整備事業補助金の減額、青年就農給付金事業補助金及び農地農業用施設災害復旧費補助金の追加など、それぞれの費目において、県の交付内示、決定等により増減補正するものであります。

繰入金については、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療保険特別会計の前年度決算に伴い、それぞれ精算返還金を増額補正するほか、当初予算で財源不足により計上した財政調整基金を減額補正するものです。

繰越金は、前年度決算に伴う剰余金を補正し、諸収入については、学校給食会運営委託料の前年度精算による返還金を増額補正するものです。

町債については、決定により臨時財政対策債の減額補正であります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

民生費は、障害児通所支援対策の見直しにより障害児居宅介護等給付費を、事業の追加により病児・病後児保育事業及び認定こども園事業費補助金を、また長田へき地保育所の簡易トイレ設置工事費を、それぞれ増額補正し、子ども手当から児童手当へ組み替え補正するものです。

衛生費は、乳幼児の予防接種方法の変更により予防接種委託料を、新築、改築等の増加により

浄化槽設置整備事業補助金をそれぞれ増額し、健康管理センター外壁改修工事を雨漏り防止のため追加補正し、また循環型社会再資源物発掘事業委託料、前年度決算による衛生センター負担金の精算返還金をそれぞれ増額補正するものです。

農林水産業費は、宮崎感謝プロジェクト震災支援事業の内容変更により、経費を組み替え減額し、「三股町人・農地プラン」に基づく就農支援として青年就農給付金事業補助金を増額補正するものです。

土木費は、道路維持補修費等を増額補正するほか、公共下水道事業の公債費利子見込み等の減により繰出金を減額補正し、また町営住宅解体工事費を増額補正するものです。

教育費は、三股西小学校南校舎防水改修工事費を増額、教育コンピューター賃借料の執行算を減額し、書画カメラ購入費を増額補正するものです。

災害復旧費は、耕地災害復旧事業の採択を受けて、的場水路ほか3カ所の復旧工事を増額補正し、諸支出金については、前年度繰越金の2分の1を財政調整基金に、墓地公園事業の収支剰余金を墓地公園基金にそれぞれ積み立てし、予備費は収支の調整額を補正するものです。

次に、議案第72号「平成24年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額30億2,450万9,000円に、歳入歳出それぞれ5,585万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,036万1,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、療養給付費等交付金及び平成23年度収支決算による繰越金を増額補正、国民健康保険準備積立金からの繰入金を減額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、高額医療費にかかわる共同事業拠出金、23年度事業精算による償還金並びに繰出金及び予備費を増額補正するものであります。

次に、議案第73号「平成24年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億1,589万4,000円に歳入歳出それぞれ135万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,724万6,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、平成23年度収支決算による繰越金を増額補正するものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金及び繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第74号「平成24年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご

説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額18億9,328万4,000円に歳入歳出それぞれ4,090万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億3,419万3,000円とするものであります。

歳入の主なものについては、基金繰入金と繰越金をそれぞれ増額補正し、歳出の主なものについては国、県及び支払基金への過年度分返還金と一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第75号「平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,549万9,000円に、歳入歳出それぞれ22万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,572万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成23年度の決算に伴う繰越金を増額補正し、それに伴い一般会計繰入金を減額補正するものであります。

歳出につきましては、扶養家族の増により職員手当を増額補正するものであります。

次に、議案第76号「平成24年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,732万2,000円に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,852万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成23年度決算に伴う繰越金、一般会計繰入金をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出につきましては、農林水産業費を増額補正するものであります。

次に、議案第77号「平成24年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億8,034万6,000円歳入歳出それぞれ113万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,921万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成23年度決算に伴う繰越金を増額補正し、一般会計繰入金を減額補正するものであります。

歳出につきましては、予備費を増額補正し、事業費及び公債費を減額補正するものであります。

次に、議案第78号及び議案第79号の「固定資産評価審査委員会の委員の選任について」でありますが、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

本案は、固定資産評価委員会の委員の選任について、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

固定資産評価委員会の委員については、地方税法第423条第3項に規定されており、職務は固定資産課税台帳に登録された事項に関する納税者の不服を審査決定するものであります。

まず、議案第78号は、同委員の任期が平成24年10月25日付で満了することにより、現在の木佐貫克美氏を再度適任者と認め、提案するものであります。

次に、議案第79号は、同じく同委員の任期が平成24年9月21日付で満了することにより、現在の堂村和秋氏を再度適任者と認め、提案するものであります。

次に、議案第80号「宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」についてご説明申し上げます。

本案は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正に伴い、宮崎県後期高齢者医療広域連合に対し、構成市町村が負担する共通経費の高齢者人口割及び人口割にかかわる規定を改めるため、宮崎県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号及び諮問第2号の「人権擁護委員の推薦について」であります。関連がありますので一括してご説明申し上げます。

ご承知のように、人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し同大臣が委嘱することになっております。

まず、諮問第1号につきましては、現在、本町の人権擁護委員として要職にある後藤田規子氏の任期が平成24年12月31日付で満了となっております。

氏につきましては、今期満了をもって退任されることとなりますが、2期6年間にわたり常に自由人権思想の普及に努力され、これまでの崇高なるご尽力に対し、敬意を表する次第であります。

そこで、後任につきましては、種々検討の結果、前田万氏を最適任者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第2号につきましては、現在、本町の人権擁護委員については、定数に達していないところであります。そこで種々人選の結果、東秀美氏を最適任者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、12議案と諮問2件について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告2件を提出いたしております。

報告第6号「平成23年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」及び報告第7号「平成23年度決算に基づく資金不足比率の報告について」の報告2件につきましては、それぞれ関

係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 議案第78号、79号の固定資産評価審査委員会の委員の選任についてご説明をいたします。

まず、議案の次のページに経歴等は載っておりますので、参考にしてください。

議案第78号の木佐貫克美氏におかれましては、昭和27年に、宮崎県に採用されておりました、平成6年3月に退職されるまで、42年間勤務されております。そのうち、県税事務所と税務職として、11年間勤務されております。固定資産評価審査委員会委員としては、平成6年から来月で6期18年間をお願いしているところでございます。

次に、議案第79号の堂村和秋氏につきまして、昭和42年に三股町に採用されまして、平成18年3月に退職されるまで39年間勤務されております。そのうち、税務課に15年間の勤務ということになっております。固定資産評価審査委員会委員としては、平成20年から、約4年をお願いしているところでございます。

次に、諮問第1号第2号の人権擁護委員の推薦について補足説明をいたします。上段より経歴に沿って説明いたしますので、次のページを開いてください。

まず、諮問第1号の前田万氏につきましては、昭和45年に宮崎市に採用されておりました、平成23年3月に退職されるまで、41年間勤務されたところでございます。

その他の経歴といたしまして、三股町の子供育成会の副会長をそして会長をされております。それから、ここに書いてございませんけども、平成13年度には三股町の善行賞を受賞されております。

次に、諮問第2号の東秀美氏についてでございます。氏につきましては、昭和42年に郵政省に採用されまして、平成21年3月に退職されるまで、41年間郵政省等に勤務されたところでございます。

その他の経歴ということで、現在稗田自治公民館の運営審議会委員をされております。よろしくお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

それでは次に、請願第1号から第2号までの2件の趣旨説明を求めます。請願第1号、福永君。

〔5番 福永 廣文君 登壇〕

○議員（5番 福永 廣文君） 請願第1号の、提案理由をご説明申し上げます。

都城市北諸県郡医師会立病院建設工事に関する請願書この請願は、都城市建設業協会及び三股

町建設業協会から、都城市北諸県郡医師会立病院建設工事に関し、都城地区業者への優先発注ができるよう要望が出され、請願として提出するものでございます。

既にご承知のように、都城地域健康医療上の整備事業については、実施設計は完了し、年末には建設工事入札が予定されておりますが、請願理由にありますとおり、これまで管内の大手工事は、ゼネコンを頭としたJVで発注されております。そして、その下請けも地区外の業者がほとんどを占め、当地区の経済浮揚につながっておりません。

したがって、医師会病院の工事を地元業者へ優先発注することで、全ての建設関連事業を営む地元業者への波及効果も見込めることから、地元業者が受注できるよう強く請願するものであります。よろしくご審議の上、ご採択願いますようよろしくお願いいたします。

ちなみに、都城市議会におきましては、既に全会一致で採択をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 次に、請願第2号の説明を求めます。池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 心の健康を守り、推進する……。

○議長（山中 則夫君） どうぞ、少々お待ちください。

○議員（10番 池田 克子君） 失礼しました。それでは、「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書についてご報告を申し上げます。

今の国民の心は深刻な状況にあります。平成10年から毎年3万人以上の人々が、自死によって命を亡くしています。平成17年には300万人以上、つまり40人に1人以上の人々が精神科を受診するようになり、今も増加傾向が続いております。

福祉分野においては、平成18年4月から、対象外指定者に指定する法律がつけられましたが、サービスの基盤体制の法律は、立ちおけております。

また医療においても、他の科と大きな違いがあります。精神科以外の入院病棟は、患者16人に対し医師は1人以上です。精神科病棟では、患者48人对医師1人になっております。看護師の配置も一般の医療水準よりも低く設定されており、慢性的な人手不足の状況であります。

厚生労働省は、平成20年度から21年度にかけて、今後の精神保健医療福祉のあり方に関する検討会を設け、現状を網羅的に明らかにし、今後の望まれる施策を報告いたしました。この報告をもとに、平成20年4月から家族、当事者27名、医療福祉の専門家及び学識経験者63名が集まり、こころの健康政策構想会議を設立いたしました。

このように、このこころの健康を守るためには、超党派で、こころの健康推進議員連盟を設立されております。よって、この三股町議会におかれましても、こころの健康を守り推進する基本法の制定を促し意見書を国会及び関係機関に提出してくださるよう請願いたします。請願の理由を以上で述べます。ご採択よろしくお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） それでは、ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時49分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前10時52分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

----- . ----- . -----  
○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時53分散会  
-----

---

平成24年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成24年9月12日(水曜日)

---

議事日程(第2号)

平成24年9月12日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 議案第78号、第79号及び諮問第1号、第2号の質疑・討論・採決

---

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 議案第78号、第79号及び諮問第1号、第2号の質疑・討論・採決

---

出席議員(12名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君  | 2番 佐澤 靖彦君  |
| 3番 堀内 義郎君  | 4番 内村 立吉君  |
| 5番 福永 廣文君  | 6番 指宿 秋廣君  |
| 7番 上西 祐子君  | 8番 大久保義直君  |
| 9番 重久 邦仁君  | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |            |
|-----------|------------|
| 局長 上村 陽一君 | 書記 久寿米木和明君 |
|           | 書記 谷口 光君   |

---

説明のため出席した者の職氏名

|        |        |           |        |
|--------|--------|-----------|--------|
| 町長     | 木佐貫辰生君 | 副町長       | 石崎 敬三君 |
| 教育長    | 岩崎健一郎君 | 総務課長兼町民室長 | 大脇 哲朗君 |
| 地域政策室長 | 西村 尚彦君 | 税務財政課長    | 渡邊 知昌君 |
| 町民保健課長 | 山元 宏一君 | 福祉課長      | 岩松 健一君 |
| 産業振興課長 | 丸山浩一郎君 | 都市整備課長    | 下沖 常美君 |
| 環境水道課長 | 鍋倉 祐三君 | 教育課長      | 重信 和人君 |
| 会計課長   | 財部 一美君 |           |        |

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） それでは、ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 日程第1. 総括質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第1、総括質疑を行います。総括質疑につきましては、議案第58号から議案第68号までの11議案、専決処分及び決算の認定に対する質疑と、議案第69号から議案第80号までの12議案及び諮問並びに請願に対する質疑の2つに分けて行います。また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の場で行ってください。

また、くれぐれも一般質問のようにならないように、ご注意願います。

なお、質疑は、会議規則により同一議題について、定例会では3回を超えることができないとなっております。質疑の際は、議案番号明示の上、質疑をお願いいたします。

それではまず、議案第58号から議案第68号までの11議案、専決処分及び決算の認定に対する質疑を行います。質疑はありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） この決算資料のほうで質問いたします。

23年度からの町長が予算をつくられたその決算なんですが、その中で、新しい事業、剪定くずとかそういうふうなのを始められたのと、住宅リフォーム事業、それらの新しい事業に対して、効果というんですか、町民の声、そのあたりを聞きたいと思います。

それともう一つは、7ページでしたっけ（「決算資料の7ページですか」と発言あり）はい、決算資料の7ページ、すいません、違いました。21ページのかんがい排水事業繰上償還金2億5,079万2,000円ってあるのが、ちょっともう少し詳しい説明を聞きたいと思います。以上です。決算資料の21ページです。

○議長（山中 則夫君） 答弁をお願いします。環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 剪定くずの堆肥化事業なんですが、これにつきましては、昨年

度の途中から始めたんですが、住民の方の声ということなんですけども、今までは、そのまま焼却、ごみとして集めてたわけですが、土日でも持っていけるということで喜ばれてるところであります。

ただし、それを堆肥化した後をどうしようというところはまだ今後ですので、今はそういう燃えるごみとして出していたものが、集めて堆肥化してるという段階で、それを今後、使い道についてまた検討していきたいと考えております。

○議員（7番 上西 祐子君） はい、わかりました。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） 住宅リフォームの件ですが、平成23年度から始めまして、23年度が49件、補助金で約400万の支出をみております。で、地区座談会等でもPR等を行っておりまして、現在24年度約40件、申請がきてるということで、これは住民の方に浸透してきたのかなって感じでは思っています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） それでは、私のほうから、かんがい排水事業繰上償還についてご報告します。

このかんがい排水事業の繰上償還につきましては、平成3年から事業は開始された国営事業に対して、平成22年度まで事業が続いたわけでございますが、その間、平成5年度に基金積立条例ということで、平成5年3月議会に基金積立条例を上げております、上程しております。この中では要するに、事業完了は2年間の据え置きの後、15年間にわたって分割償還するという形になっておりましたけれど、基金積立をすることにより一括償還を考えると、その分で利子の負担軽減を図ると、利子につきましては、年間5%という利子が入っておりましたので、当時の計算によりますと約1.55倍になると、償還額は、利子を含めて1.55倍になるということで、繰上償還の基金を積み立てを始めたものでございます。

平成23年3月、事業完了しまして、23年4月1日に一括償還についての、まず予納ということで、2億4,800万を基金の中から償還いたしまして、その後国営事業の精算がございまして、精算額にのっとなって、追加として279万2,191円という支払をいたしまして、全てが終了したということになります。約1,000万を超える軽減になったということになります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） これからも、ごみの剪定くずの事業は進めていってほしいのと、それと住宅リフォーム事業もある業者さんが、すごく仕事が少しずつでもふえて、水道関係の人

だったんですが、忙しくて助かってるといふうなことを言われて、業者さんはすごく喜ばれているんです。そういうふうなことをまた継続してぜひ続けていってほしいと思います。

以上、終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。内村君。

○議員（４番 内村 立吉君） 一般会計１５ページの歳入総括表ですけども、地方交付税の４，４３５万１，０００円、前年度との比較増減です、増になってますよね、国庫支出金の７，２５９万３，８０３円減、県の支出金の１億５，１１４万３，１４１円増ですけども、こういった辺もちょっと内容を伺いたいですけど。

○議長（山中 則夫君） 今のは、何ページ。（「１５、１６」と発言する者あり）１５、１６。総括表の、総括表の１５、１６ページですね。税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 交付税については、これは前年から比較して、４，４００万ほど増になってるんですが、これは算定の結果、４，４００万ほどふえたということでございます。それからあと国庫支出金については、平成２２年度に３つの体育館事業がございまして、その国庫金が減額をしております。それらが大きな要因だろうというふうに考えております。

それから、県費の県支出金の増額については、この部分は、県の基金によって弓道場の補助金が出ておりますので、その分が増額となったものが主なものであります。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、議案第５８号から議案第６８号までの１１議案、専決処分及び決算の認定に対する総括質疑を終結します。

次に、議案第６９号から第８０号までの１２議案及びに諮問並びに請願に対する質疑を行います。質疑ありませんか。指宿君。

○議員（６番 指宿 秋廣君） 議案第７１号「三股町一般会計補正予算」の１９ページ、款の衛生費、項の保健衛生費、目の保健衛生施設管理費、工事請負費が１，８９１万８，０００円、健康管理センターの外壁改修工事というふうに書いてあります。

あそこの健康管理センターは、雨漏りが激しくてすごい状況になっています。もともと雨どいというのは家の外にあるものですけど、健康管理センターの雨降るときに行くと、家の中に雨どいがしてあります。どういうことかということ、通路とホールの境、雨がものすごく漏れるっちゅうか降るっちゅうかという感じで、写真も撮ってきました。雨どいで受けて下のたらいみたいのどとってるんですね。どう見てもこれ壁かなと、要するに通路の真ん中、建物の真ん中ですよ。で、壁工事で本当に終わるんだろうか、ま、来年に向かって何か考えていらっしゃるのだろうか

というのが一つ、もしくは12月議会に上がるつもりなのかっていう考え方、それから、もしそうでない、要するに今年度はもうこれで終わりだということであれば、屋根についての防護です、例えばブルーシートを、台風でも個人の家でも自分ところの居間に雨が漏ったら何かの対策をしますよね。そういうことを、何かこれを壁工事だけをされるという形の中でやるとどうということになるのかなと、一番あるのは、壁だけしたら足場つくりますが、また屋根したら、また足場つくらないかとじゃないかなという、二重に支出するんじゃないかなというふうに思ったので、ぜひともそこを教えてほしいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

○町民保健課長（山元 宏一君） まず、壁についてことしやります。それ以後に屋根をやろうと思っております。何で壁から先にするかというと、現状調査した結果では、壁のほうの雨漏りがひどいということで、屋根もあることはあるんだけど、壁のほうを先にやりたいということになりました。

それと、足場の問題ですが、外壁をするときは仮設の足場を組みます。屋根のほうについては、担当に聞いたら屋根は足場は要らないということであります。

それと、屋根が後からになりますので、それについてはブルーシートなりをかぶせるという検討をしたいと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひともですね、ブルーシートで、どうなのか今から台風があるんですか。普通は台風で飛ばされた後にブルーシートをするのが普通ですけども、どうなのかわかりません。まあ、町長も確認はされてるだろう、家の中に雨どいがある。町民が見て、えって思うようなことですよ、そういう感じの中でいうと、今回一遍にできなかったのかなと、どれほどかかるのかわかりませんが、屋根は足場が要らんって言うけども、資材等々それから人の経費等々どうされるのか、壁と一緒にやったら、全てを兼ねてできるようなというふうに思ったわけです。

で、もちろん平成何年ですか、一回屋根は修理した記憶があるんですが、それでもまた漏るということは、抜本的に修理をどこまですればいいのかというのが考えられて、今回見送られたのか、もしくは、わからないのでとりあえず壁というふうになったのか、そこら辺のいきさつをちょっと、もう一回教えてほしいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

○町民保健課長（山元 宏一君） 雨漏りの状態として、クラックがそいますけど、その状態からすると壁のほうに雨漏りが激しいということで、まず壁のほうからやるということになったもの

でございます。（発言する者あり）

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） それは、要するに優先順位の話ですから、健康管理を所管する課長に聞いても、これ金銭的なこと工事の優先順位のことを認めたか認めなかったかという話のところだろう、だから、委員会で聞かずにここで聞いているんですね。所管する委員会では、できるだけ百も承知の上で、説明する課長じゃなくて町長がせっかく来ている、ここにいる本会議だからこそ聞いているわけで、こういう状態の中で、多分写真は見られたと思います。で、所管の課長もそこまでしか言えませんよね。ここまでこうでしたと。で、財政、町長等で、どういう腹づもりなのか、12月議会にもう一回出すのか、いや、残りはいつになるのか、そこら辺の明言までですね、大体費用はどれくらい、屋根をやった場合目算されてこういう形になったのか、そういうことを全てがあった上で壁というふうになったと思いますので、ぜひともここで明言をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 健管センターのこの雨漏りについては、依然から問題になっておりまして、それについては何回か足を運びまして、現場も見ております。

以前、屋根のほうの防水工事やってるわけなんですけど、それが原因なのかというと屋根に登って見てみましても、なかなかクラック等が見られません。しかし、壁のほうはクラックがよく見られまして、要するに壁から伝わってくる、役場もそうですけれども、大雨なんかのときは横雨等もございまして、そういうところが一つの原因ではなかろうかということで、今回屋根のほう、そしてまた壁のほうのそれぞれ設計をしていただきました。その中で、まず全体事業費が約この倍ぐらいになります。ですから、壁のほうでまずやってみて、その後のところの状況を見たいなというふうに考えています。ですから、屋根についてはその後、検討、設計等はされておりますので、そのあたりは早いうちにやりたいとは考えているところです。

○議員（6番 指宿 秋廣君） よろしく、ブルーシート等、時期の早さをよろしくお願いします。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ないようですので、議案第69号から第80号までの12議案及び諮問並びに請願に対する総括質疑を終結いたします。

---

## 日程第2. 常任委員会付託

○議長（山中 則夫君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、常任委員会付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって各議案は、付託表案のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。各常任委員会におかれましては、審査方よろしく願いいたします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、きょうじゅうに事務局に提出くださるようお願いします。

---

### 日程第3. 議案第78号、第79号及び諮問第1号、第2号の質疑・討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第78号、第79号及び諮問第1号、第2号の質疑、討論、採決を行います。質疑の回数は、一つの議題で5回までといたします。

まず、議案第78号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第78号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議案第79号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第79号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。諮問第1号は原案を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって諮問第1号は適任と可決されました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。諮問第2号は原案を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって諮問第2号は適任と可決されました。

---

○議長（山中 則夫君） 本日の議事日程は以上ですが、この後、各委員会におかれまして、審査日程を協議の上、事務局にご提出ください。

さらにその後、まちづくり基本条例審査特別委員会が開催されますので、この後、全員協議会室にご参集お願いいたします。

それでは以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時26分散会

---

---

平成24年 第4回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成24年9月24日(月曜日)

---

議事日程(第3号)

平成24年9月24日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(11名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君  | 2番 佐澤 靖彦君  |
| 3番 堀内 義郎君  | 4番 内村 立吉君  |
| 5番 福永 廣文君  | 6番 指宿 秋廣君  |
| 7番 上西 祐子君  | 8番 大久保義直君  |
| 9番 重久 邦仁君  | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 |            |

---

欠席議員(1名)

12番 桑畑 浩三君

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |            |
|-----------|------------|
| 局長 上村 陽一君 | 書記 久寿米木和明君 |
|           | 書記 谷口 光君   |

---

説明のため出席した者の職氏名

|              |        |                 |        |
|--------------|--------|-----------------|--------|
| 町長 .....     | 木佐貫辰生君 | 副町長 .....       | 石崎 敬三君 |
| 教育長 .....    | 岩崎健一郎君 | 総務課長兼町民室長 ..... | 大脇 哲朗君 |
| 地域政策室長 ..... | 西村 尚彦君 | 税務財政課長 .....    | 渡邊 知昌君 |

|        |       |        |        |       |        |
|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 町民保健課長 | ..... | 山元 宏一君 | 福祉課長   | ..... | 岩松 健一君 |
| 産業振興課長 | ..... | 丸山浩一郎君 | 都市整備課長 | ..... | 下沖 常美君 |
| 環境水道課長 | ..... | 鍋倉 祐三君 | 教育課長   | ..... | 重信 和人君 |
| 会計課長   | ..... | 財部 一美君 |        |       |        |

---

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（山中 則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、議会基本条例及び会議規則並びに申し合わせ事項を遵守して発言してください。お手元に配付の通告一覧表の順番に発言を許します。

なお、あす2日目は、全員協議会でご案内のとおり、発言の順位の変更をいたします。午前1番は発言順位7番を、午後1番は発言順位9番を行います。残りを順番に行います。それでは、発言順位1番、池邊君。

〔1番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（1番 池邊 美紀君） 皆さん、おはようございます。秋が深まりつつあり、朝の肌寒さに加え、今回の議場に一抹の寂しさを感じております。きょうのこの場に一番経験が豊かな桑畑浩三議員が来られておりません。金曜日に医師会病院に行きましたが、集中治療室ということで会うことができませんでした。私の思いはここにおられる皆様方と同じ思いであります。桑畑議員の一日も早い、この議場への復帰を願うところでございます。

さて、質問に入る前に所感を述べたいというふうに思います。新人議員として1年数カ月が過ぎました。きょうのこの場、一般質問に対して疑問が出てまいりました。一般質問とは一体何ぞや、行政側が一般質問をどのように捉えているのかというふうなことであります。言わずもがなであります。一般質問とは、本会議で議員が行政全般にわたり、町長を初めとする執行機関に対して、事務の執行状況や将来に対する方針など幅広く諸問題について質問することです。これは当たり前でございます。この議会場で、しかも本会議で行うわけですから、議事録もあり、そこには二元代表制の重みがあるわけです。私たち議員は、少なくとも選挙という大きな段階を経て、町民の負託を受けてこの議場に集っております。その町民を思う気持ち、自分たちのふるさと三股町をよりよい町にしていこうという熱い思いでこの場に立つわけです。また、そのような思いがなければこの場に立つ必要がないと、そのように思っております。

片や、ここにお集まりの町長を初めとする行政の中核である行政トップの方々は、一般質問をどのように考えておられるのでしょうか。まさかとは思いますが、議員のガス抜きくらいにしか思っておられないのではないかと。3カ月に一度の煩わしい会議くらいに考えているのではないかと。もっとストレートに言えば、普通の意見交換会くらいに議会の一般質問を軽く見ているのではないかと。もちろん、議員とのつき合いが長くなると、なれもあるというふうに思います。しかし、この一般質問は、私たち議員が担当課に行って雑談をするのとは違い、重みがあり、大きな責任を伴います。ぜひここは一線を引いて、善処をお願いしたいというふうに思います。

なぜ、このようなことを言っているのか説明します。私は、これまで行政に対する追求型ではなく、極力、提案型の質問に徹してきました。具体的には、陸上施設のタータン化、ブルーベリーの苗木補助、福祉に力を入れていることや扶助比率が高いことを示すPR、看板設置やスローガンの作成、企業立地の推進、地場物産の冠婚葬祭カタログの可能性、大学と連携した地域づくり、長田地区の過疎対策、いずれも検討しますというような答えでありました。それに対して、どこまでどのように進んでいるのか見えないわけです。具体的な事例を加えて、関係者、関係団体と協議を重ねたり、町民の意見を聞いたりして裏づけをとって質問しているにもかかわらず、その後何ら個別的な質問や提案がない。

この場、議会の一般質問として議員として厳粛に質問を行うものでありますので、この場をどうにかやり過ごして終わりではなく、重きを置いているのであれば、後日でも、あの提案についてもう少し深く説明を聞きたいとか、あの提案については検討したけれど、このような考えがあるので実現は難しい、また、こんなハードルがあり時間がかかります、それなりの進捗状況の説明があってもいいのではないかと、そのように思うわけであります。

一般質問が終わればどこ吹く風というように、何もなかったかのように進んでいく。議員一人一人が真剣に考えて質問しても、その後の返答が全くない、進捗状況も見えない。これではどんなに真剣に議員が一般質問を頑張っても意味がないですし、やる気もうせてきます。やる気がない議員ばかりのほうが行政側としてやりやすい、そのように思います。しかし、そんな議員はこの場にはいないわけです。なぜなら、議員基本条例が制定され、町民に対して議会報告会を行い、前回は議長以外の全ての議員が質問する、今回も欠席議員以外の全員が一般質問を行っている。そのような三股町議会は、ほかの議会から模範となるような議会であるわけです。そのような三股町議会を誇りに思うか、煩わしく思うか、そこは行政としての質が問われるところだというふうに思います。

今のことを聞いて、一般質問のことなどは聞きに来れば教えるよと、そのように思う課長もおられるでしょう。しかし、この場は公式な場であります。この場に真剣に臨んでいて、議員の一般質問に真摯に耳を傾けて、心から受け入れているのであれば、今までのような一般質問のぞん

ざいな状況はないはずであります。

私は若輩者ですし、新人でありますから、課長を初めとする方々から軽く扱われているのかなというふうに思いまして、ほかの先輩議員に尋ねました。しかし、一般質問が終わった後にはほとんど進捗状況などの返答はないということであります。ぜひこのことを、前回は伝えたことでもございます、何かしらのアクションを期待いたします。

なぜ、このようなことをあえて時間を使って声高に伝えるか、それは何度も言いますが、ふるさとを愛する議員として一般質問に臨むにおいては、これからの三股町のことを考え、町民のよりよい生活を考え、熱い思いを込めて行うからであります。町長にはぜひこの場、一般質問が終わった後の改善と申しますか、町長のリーダーシップのもとで議員一同が納得する何らかの行政側の改革をお願いしたい。そのように思います。

それでは、質問に移ります。まず、産業活性化策についてであります。これからの商工業、地場産業の活性化策をどのように考えているのかお答えください。

続きは質問席から行います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。ただいま池邊議員から一般質問に関する、この思いを聞かせていただきました。

私、聞きながら大変、我々が一生懸命やっているのになぜ伝わらないのか、これを非常に感じたところでございます。といいますのも、一般質問に対しては、先ほど議員が言われたようなつもりでは全く聞いておりません。真摯に受けて、それを一つでも前向きに検討しようと、前向きに解決しようということで、一生懸命行政は取り組んでいます。課長会、この議会が終わりましたら、それぞれの一般質問に対して、どういう問題提起があったのか、それについて各課長、課長会を開きまして、そこの中でそれについて、それぞれ答えを出すようにということで、毎回そういうまとめをやっております。

そしてまた、機会があるごとに、それぞれの検討課題についての進捗状況も伺っております。そして毎年、これをどんなふうな形で実践するのか、実行できるのか、いろんな補助事業も含めていろんな検討の結果も出させております。そういう意味合いでは池邊議員が言われるように、ここにいる課長みんなが、議員さんたちの提言を真剣に受けとめているということをご理解いただきたいというように思うところでございます。

ただ、こちらのほうで検討した結果が皆さんに伝わっていないという部分があるということでもございますので、それについてはまたいろいろな形で善処させていただきたいというふうに思っています。

ですから、池邊議員が言いました、最初のブルーベリーもそうでしたけれども、そしてまた過疎対策もそうですが、それぞれ地域において、いろんな形での検討はさせていただいておるところでございます。それが見えるような形で、今後皆さん方に伝えていきたい。また、そちらのほうでも、議会のほうでも、またそういう行政側に対して、全協等もございますので、そういう場でまたいろんな形でのアクションをしていただければありがたいなというふうに思います。

では、産業の活性化についての①、これからの商工業、地場産品の活性化策についてどのように考えているかという質問に回答させていただきます。これからの商工業、地場産品の活性化策をどのように考えているかのご質問ですが、これまでも商工会や農業団体など各種団体と連携しながら、活性化について取り組んでまいりました。これからも同様、連携を一層強化しまして元気な町をつかっていきたいというふうに考えているところでございます。

特に、平成17年からは九州最南端のどぶろく特区の指定を生かしながら、商工会と連携し、どぶろくを素材としたお菓子・アイスなどを開発した全国展開事業を実施してまいりました。特に新商品のどぶろく大福、今でも人気商品の一つというふうになっているところでございます。

また、ことしは農業分野のゴマ生産者と商工業者が連携した取り組みとして「開けゴマ大作戦」などの調査研究が計画され、6次産業化の一つとして期待しているところでございます。

これらに地域内で生産した素材を活用し、付加価値をつけて商品開発をしていくことも重要というふうに考えています。また、都城市と共同で実施しています、都城地域雇用創造協議会が主催する各種セミナーへの企業家・従業員の参加を促しまして、スキルアップやノウハウ等の取得を通じた人材育成での商工業の活性化も必要というふうに考えています。

産業の活性化、地域の活性化については、決め球というものがあるわけではなくて、それぞれの分野での地道な努力、そして分野横断的な連携、つまり農商工連携を基礎とした官民一体となった取り組みが重要との観点から、本町の農林商工業が活性化するよう取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今の冒頭に商工会というような言葉がありましたが、商工会を軸にした考え方であれば、それなりの誠意があればいいというふうに思いますけれども、町長は言葉では商工業のかなめは商工会だというふうに言いつつ、一方では予算を減らすと。このあたりを町長はどのように考えていらっしゃるのか。こんな時代だからこそ、やはりしっかりと商工業を育成し、将来の道筋をつけ、それが最終的には三股町の税収につながってくるわけですから、そのようにしていただきたい。

幾ら人口がふえても、地域に活力がない、商工業に活気がない、そんな町を望んでおられるわ

けはないというふうに思います。町長は、3月議会の施政方針演説で、「活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり」を唱えておられます。もちろん、先ほどありましたように農業と連携した6次化特産品づくりも必要であります。しかし、今頑張っている商工業、地場産業の活性化策も、やはりこれは考えていただきたい。もう少し大局的な視点に立って地域の商店を守っていただきたいというふうに思います。

厳しい時代です、今。本当に厳しい。そうじゃないと、地域の商店というのは衰退してしまう、そういった状況になっております。12月ごろまで、次年度予算のヒアリングというのが続いていくというふうに思いますけれども、ぜひそのあたりをよろしくお願ひしたいというふうに思います。町長の所感をよろしくお願ひします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） やはり、この非常に大変厳しい財政事情がございます。その中で本当に効果ある事業をやりたいというところに予算を配分すると。そういう意味合いから、運営費自体はそれなりの厳しい環境の中での節約を努力していただきたい。ただし、その中で具体的な事業については特化したというような見地から予算配分しております。そういう意味合いでは、住宅リフォーム事業とか、それとかまた商工会のほうからも具体的な提案があれば、それについて検討させていただくと。要するに、例えばイベント事業でもそうでございます、何々をしたい、こういう形での商品展開をしたい、いろんなそういう具体的な提案等を踏まえたところでの考え方を精査していくということが大事じゃなかろうかと。そういう意味合いからの予算編成だということに理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） それでは、具体的な提案をいたします。現場のほうですので、担当課長にお尋ねいたします。近年、物産・観光のPRとして、どこにどんな目的で職員を派遣しましたか。お答えください。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） それでは、お答えします。

近年では、最近の派遣でいきますと、定住自立圏事業におきまして、都城市、曾於市、志布志市、そして三股町の3市1町によります、合同によります観光PRと物産品の販売という目的のもとに、8月に大阪へ職員を2名派遣しております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） それでは、もう一度課長にお尋ねします。そのとき、職員派遣以外の予算、ノベルティグッズや抽選会があったかどうかはわかりませんが、そういう商品の予算はありましたか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 今回の事業につきましては、定住自立圏事業の中でやっておりますので、そちらの予算をほとんどが使っております。ノベルティ及び抽選会の商品にかかる費用は定住自立圏、そして一部を観光協会からの支出という形になっております。また、販売商品の企業様からの協力もいただいている部分がございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） そうなんですね。物産とか、そういうところに力を入れるというふう言いながらも、やっぱり苦しいとあえいでいる、そういう会社に協賛金をお願いしないとイケない、そういう状況であるということ町長ご存じだったのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回の事業は、先ほど言いましたように定住自立圏の中の事業でございますので、直接町が予算措置云々というのは聞いてません。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） それでは、ちょっと質問を変えたいというふうに思います。三股町に今、朝市があります。担当課長及び町長などもよく足を運んでくださるわけですが、朝市の補助金、今どのような形で組まれているのか、これは担当課で結構です。よろしくお願ひします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 朝市に対する補助金と申しますと、地場産品部会に対して補助しています三股町農商工連携事業補助金のことであろうかと思ひます。地場産品部会には、その事業の中で、朝市だけでなく、つつじまつりやふるさとまつりで物産展をする場合でも使われております。

内容は、そのときの用紙、消耗品であったり、集客イベントの費用であったりいたします。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今説明あったんですけども、実際使われているのは、チラシ配布だけなんです。これでほとんどなくなってしまう。朝市に関してはです。

で、きのうの朝市、きのうの朝市です。16店舗出ておりました。カウントしたのは私なんですけれども、担当してカウントしたんですが、これが130名。16店舗に対して130名しか来られていないんです。なかなか厳しい状況があるんです。その中でも、本当にみんなで知恵を出し合って、あの手この手でにぎわいを出そうというふうに頑張っています。来られた方がすぐに帰らないように抽選会も行っております。ほとんど売り上げがないんです。その中から商品を

いただいて、そして朝市を盛り上げようというふうなことで涙ぐましい努力をしております。もう少し、どうにかならんのかなというふうに思います。そのあたりを町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） これについてはもう、よかもんやが開店しまして、そしてまた駅周辺をどうにか元気づけたいというところで、行政のほうも予算措置しまして、そして、そのよかもんやの協同組合を含めて朝市というところでスタートしたように思います。そういう意味合いで、行政のほうも相当力を入れていろんな形での応援はしてきたつもりでございます。

ただ、言われるように、やはり固定客含めて、非常にまだまだという部分が多々あるような気がいたします。ですから、そこをどうやって打開するか。今、商工会長もいらっしゃいますけど、いろいろな形での知恵を踏まえながらやっていくこと。特効薬というのはなかなかないように思います。都城のほうの、商工会議所の会頭さんも来られて、いろんな形での状況は把握はされておりますけれども、なかなかやはり、これをもうちょっと町全体に展開していくという切り札はございませんけれども、やはり地道な努力かなというふうに考えております。

また、予算的にも以前地場産品関係含めたところの活性化策ということで、そういういろいろなイベント等についての予算措置も協同組合のほうを含めて、そういうところから上がってきてもおりますので、そういうことも踏まえながら、どういう内容でやっていくか、そのあたりを査定しながら現在予算をつけているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ぜひ、朝市があるということを町民の皆さんが知ってもらえるようなことを、例えば看板設置であるとか、そういうふうなことを善処していただきたいというふうに思います。

町内業者がたくさんあります。そういうところに足を運んでみると、すばらしい商品があることに驚きます。具体的なところは差し控えますけれども、木製品でありますとか、陶器でありますとか、食品あります。そこで話を聞きますと、悩み話になっていくんです。今、大変な不況でなかなか売れないというふうにおっしゃいます。いい製品なのに売り先を見つけるのに大変苦労しているということ。しかも、本当に安くしているのに営業に苦労していると、そういう切迫した話も聞いてきます。ぜひ、このあたりを何とかしてあげたいなというふうに思いますけれども、町長はそのあたりをどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 私、以前から言ってますけれども、要するに行政だけで全てのことができるわけではないと。やっぱり地域協働でお互い知恵を出し合ってやっていこうという意味合い

から、今のような声自体を、やはり商工会含めたところの声として、どんなふうな対策があるのか、あるいはやはり、行政だけがノウハウを持っているわけではありません、どちらかと言うと皆さん方のほうがノウハウを多く持ってらっしゃるんじゃないでしょうか、そういうのをぶつけ合う協議の場みたいなものをつくりながら、既にそれぞれサービス部会とか、工業部会とか、それぞれの部会があるわけなんですけれども、その部会だけじゃなく、部会を統括するような形での意見交換ができれば、そういうのを設置しましてお互いが知恵を出すということが重要ではないかなというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） それでは、ぜひ販路開拓できるような、そういう仕組みを模索していただきたいと、そのような会を持っていただきたいというふうに思います。よろしく願います。

次に、小売店舗について、新規に大型店舗の参入が相次いでおります。町内の既存店舗に対する保護策があるのかを伺います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今度11月に大型店舗が開店するというところでございます。そしてまた、その近くにありましたそれぞれの店舗も町の駅のほうに近いところに再オープンという形で、町の形が少しずつ変わってきている状況でございます。そういう中で小売店舗がどうやって生き残るかというところでございますが、それについては、先ほど言いましたように決め手があるわけではありません。町としましては、今回もそうですけれどもプレミアム商品券を発行したりしながら、そういう大型店舗で使うものではなくて、小売店で、地元でお金が循環するような方法というようなところで、昨年も一昨年もプレミアム商品券発行させていただきました。やはり、それなりに効果はあろうかなというふうには思っています。

ただ、どんな形でもっと効果のある方策があるかということ、まだまだ研究の余地あるのかなというふうに考えてます。そういう意味合いからしますと、やはり先ほど言いましたお互いが知恵を出すという意味合いで、小売店舗も含めたところの生の声、そういうとこまとめていただきまして、それでお互いいろんな形の協議の場でお話ができればというふうに考えております。先ほどから言いますように、我々よりも皆さん方のほうがいろんなノウハウを持っていらっしゃる。また我々もいろいろな情報を収集しながら、一緒になって地域の活性化どうあるべきかというところは考えていきたいと思えます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 地域の小規模店こそ、やはり町を愛するパワーがあり、小規模店の活性化こそが地域力のバロメーターであると、そのようになりますので、ぜひそのあたりを守

っていこうというふうに思ってるのか、どうなのかということですが、もう少しストレートな表現で説明させていただきます。町長には、商工業に対する思いというのはありますか。先ほど言ったように、小さいお店に対して、どうしようもないというふうに思っておられるのではないかなど。百歩譲って町長にそのあたりを守っていこうという気持ちがあるにせよ、行政の内部感覚として、自然の摂理、社会の摂理で弱肉強食、需要と供給によって淘汰されるのは当たり前だ、町内店舗に力がなくなれば、なくなってしまうのは当たり前だ、当然だというふうに思っているのではないかなどというふうに感じるわけです。

私は、零細企業の経営者ですから、資金繰りで非常に悩んで眠れない日が続いたり、借入れをするために血相を変えて走り回ったり、血のにじむような思いで決断をしたり、経費を減らすために夜中まで、明け方まで仕事をしたりということもあります。今言ったようなことは、経営者であれば、みんな当たり前のように経験していることであります。恐らく行政やサラリーマンの方には、言葉ではわかるかもしれませんが、実感としてはわからないことですし、到底心には響かないというふうに思います。小さくても、経営をされている方は当たり前のように大きくなずけることであります。そんなことを繰り返して、小売店を初めとする商工業者は今どうにか踏ん張っているんです。

今、日本は厳しい時代です。デフレの時代で、流通するお金も少なく、円高で海外から安い商品がとめどなく入ってきます。物やサービスも安い。つまり、利益を出すのが非常に難しい、そういう時代であります。そしてここにきて、町外資本の店舗が次々に参入している。この町内商店の危機的な状況に対して、町長はどのように本当に考えているのか。これは、そしたら担当課のほうに聞きたいと思います。何か策はあるのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 小売業の皆さん方が、今後のことを大変心配されているのはよくわかります。ただ今回、今後は、これまでも商工会と連携しましたプレミアム商品券の発行であったり、中小企業者への貸付利子補給であったり、そういった事業は継続して実施していきたいという考えもございます。

また、今後は町内で、小売店舗の経営力あるいは販売力の向上を図っていくようなスキルアップを兼ねた研修会、そういったものも開催できればよろしいかというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） これまで町内で使える商品券、何度も発行してまいりましたが、町長、先ほど、プレミアム商品券で地元になんかのよい影響があったというふうに申されましたが、担当課長にお聞きします。プレミアム商品券、どのようなお店での使用が多かったでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 昨年度のプレミアム商品券でいきますと、半数が食料品店でございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） それは、町内資本の店舗でしょうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 半分、49.5%が食料品店に回っておりますが、そのうち20%が町外資本となります。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） この場合、口蹄疫復興というふうなことで、その地域で少しでも経済活動が活発になればというふうなことが目的でしたので、消費者目線の対策でありました。使えるお店に関しては、これはファンドの規約がありまして、資本金・従業員数で線引きがあつて、中小企業でのみ使える制約がありましたが、それでも今話したように、町外資本のところでも使われているというふうなことであります。

ぜひ次回は、次回がもしあれば、町内に本店がある店舗で使えるようにしていただきたい。厳しい経済不況を乗り越えるために、小さな町内店舗の維持と育成をお願いしたいというふうに思いますが、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この町外資本を含めて、いろんな方々がそういうところで雇用の場でも貢献もしていらっしゃるわけです。そういう意味合いからすると、ある一定の線を引いたところでの中小企業という形での利用の仕方、これは一つ、県のほうでの一つの補助との絡みもございまして、そういう線引きを今回させていただいて、その中での今回の活用というふうになったというふうに思います。独自に出すときには、今言われたようなところも加味しながら、両者でどのような形を出して、そしてどういうふうになればお金が地域の中で本当に生きた金として回っていくのか、そのあたりは十分検討させていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ぜひ、具体的な内容で、町内の商工業者も期待しているというふうに思いますので、町内に本店を置く店舗に限り使えるようにする三股町小規模店舗経済対策商品券のような、そういったものを考えていただきたいというふうに思います。

もう一つの具体的な提案です。地場産業の育成にもつながる中元・歳暮、贈答用のものではありますが、大規模小売店舗では全国送料無料というのがよくあります。そういうふうなことで、どうしても価格面で地場産業の商品が太刀打ちできないというふうなことがあります。町内のよい

品をアピールできるチャンスの中元・歳暮が、送料がネックで動かない、伸び悩んでいる、そういう状況があります。商品全てとは言いませんけれども、数を決めてでも、商品を絞り込んででも、三股町が誇る優良商品に対して送料を無料にするというような、さらなる活性化策に結びつけられないか、そのように思う提案でございます。

これは、今の不況を乗り越えるということと、地場産業の育成、町外資本の対策になるんです。どれも反対する理由はないというふうに思われますが、町長の所感をお聞かせください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 私、今、池邊議員がいろんな提案をされますけれども、8月17日に三股町の商工会のほうから商工業の振興及び地域の活性化に関する要望書というのをいただきました。その中に大型店の立地に関することもありましたが、要するに三股町での独自要求みたいなもの、そういうものもその中で提案されればいかがかなというふうに思います。要するにこれ、一般質問でもよろしいんですけども、要するに皆さん方はそれぞれの商工会の要職にあると。商工会の中でも十分議論されて、そういうものを独自要求として上げていただけると、行政というよりも、もっと近くにいろんな具体的な話ができるのかなというふうに思います。今の件につきましては、検討させていただくということで回答させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ぜひ、今現在苦しんでいる商工業者に手を差し伸べていただきたい。それがこの三股町の地域活性化であり、木佐貫町長の特色であり、木佐貫町政のカラーであるというふうに思います。言うなれば、商工業者が神様、仏様、木佐貫様と言ってもらえるようにしていただきたい。商工業者があのかとき木佐貫町長だったからあの不況の時代に潰されることなく、町に元気が出たと、そういうふうな施策を打ってもらいたい、そんな町政を行ってもらいたいというふうに思います。

次に移ります。三股町の林業施策について伺います。林業経営の危機となるような木材取引価格の低迷でありますけれども、何らかの支援があるかお答えください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 木材価格について、そちらのほうのご質問でございますが、木材価格につきましては、県森林組合連合会の市場での平均価格で見ますと、ことし2月に立米当たり1万円を割り込みまして、5月には7,600円に落ち込むなど急激な下落が見られまして、林業・木材産業に大きな影響を与えているところでございます。県では、県庁内に木材価格対策特命チームを設置しまして、県森林組合連合会や木材協同組合連合会、造林素材生産事業協同組合などの関係団体と連携をとりまして、対応策が検討されているところでございます。

そこで、県の5月補正予算を見ますと、木材価格に対するものとしまして、円滑な出材調整を

実施するため、下刈りに係る事業の拡大にかかわる経費、それから原木出荷調整資金の融資枠拡大を図る経費、住宅の新築に対する柱材の提供などの経費を賄う予算3億3,600万円が計上されているところでございます。このような事業を本町としても活用するとともに、本町でも、下刈り助成事業を実施しておりますし、また、ふるさとの森おこし助成事業も実施しております。そしてまた、林道・作業道等の整備を通じまして林業経営の支援をしてみたいというふうに考えています。

具体的な内容については担当課長が回答をいたします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 本町といたしましては、北諸県農林振興局そして森林管理署、森林組合それから木材素材生協、そして都城市、三股町、そういった団体で地域連携会議を設置し、行政・団体・地域を挙げた取り組みによる木材価格安定のための検討推進を図っているところでございます。具体的には出材の調整、そしてまた木材利用の拡大、林家等の経営安定対策という3つの取り組みを基本といたしまして、それぞれに公有林における出材調整と、民間における自主的な出材抑制への依頼、そしてまた公共工事及び民間施設による木材利用の拡大などに取り組んでおります。特に林家等の経営安定対策につきましては、森林整備事業における除間伐に関する補助受けの緩和とか、先ほど町長が申しあげましたような、県の補助金が9月補正で出ておりますので、それを枠にした拡大に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ちょっと前提の話させていただきます。まず、私が住んでいるところは山に囲まれたところで、小さいころから山、森林を見てきました。森林にはご存じのとおり水の問題、生物多様性の問題、土砂災害、大きく関係しています。40年前に目の前の山が全伐、皆伐されました。谷の水が激減して、そこに住む生き物が減って、土砂災害が起きました。生活体験的に、森林の大切さ、公益的機能を実感している一人であります。

ですから、私自身が平成14年から環境省の環境カウンセラーとなり、環境活動に積極的にかかわって、平成15年からは国土交通省の大淀川水系流域委員会に入って上流域の意見を伝えております。また、平成16年から2年間にわたり、林野庁の国有林モニターをして九州森林管理局に提言も行っております。しかも、生業が川と密接な関係があるヤマメの養殖ですから、毎日川を見ながら生活しておりますので、森林の緑のダム作用、山の保水力、川の生物多様性というのも実感しております。

山の森林というものは、やはりこれは資産として見るのではなく、資源として見るのが正しいというふうに思います。日本の68%を占める森林の公益的機能、年間70兆円というふうに言われますけれども——試算がありますが——そういうものをしっかり見きわめた上で計画を立て

ていただきたい。また、施業としての林業は森林の循環サイクルの確立を目指さなければならぬというふうに思います。それを踏まえた上でちょっと話をさせていただきます。

人工林というのは、ご存じのとおり、手を入れなければ光が入らずに土が痩せてしまって土砂災害というのが、根が張らないために土砂災害というのが起こったりというふうなことになります。間伐は絶対に必要であります。今、伐期がほとんど来ているんです、こちらの山は。間伐という面よりも、むしろ皆伐、全伐というふうにありますか、皆伐の時期に来ている。その後に植林というふうになればいいんですが、天然萌芽というような形をとったりして、木材が安い上に自分でお金を払わないといけない、また、下草払いでまたお金を払わないといけないということで、非常に植林ということに対して腰が引けている部分があるんです。

ぜひ、そのあたりを考えていただきまして、植林に対して何か手だてが打つことはできないか、町独自で何かその辺あたりができないかということ、ちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 町としましては、やはり伐採後の植林と、そしてその植林も針葉樹ではなくて広葉樹、そちらのほうを推進したいということで、平成7年度から三股町ふるさと森おこし事業ということで苗木の助成、無料でやっております。ですから、そういう意味合いでは、経済林として使われるところは、伐採後は植林するようというところで伐採許可書にはお願いしている。そしてまた、そうでないところは、できるだけ森林組合と連携をとりながら、個人の植栽というところで力を入れておるところでございます。ただ、本町の場合は、ご案内のとおり約7,500ヘクタールくらい山林ございますけれども、その3分の1が国有林、そして3分の1が元島津山林、今、そうですね、そちら。そして、もう一つが民有林という形になっています。ですから、その民有林関係につきまして、できるだけ、そういう個人の植栽ということを推進していくということでございます。ただ、その島津さんの跡地につきましては経済林としての活用ということでございますので、そちらのほうは杉の植栽の方針という形での取り組みがされているのではなかろうかというふうに思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） これ担当課のほうでちょっと、お尋ねですけども、植林と下草払いの標準単価の目安と補助額おわかりでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 下刈り補助につきまして、基本的にヘクタール10万円という形で行っておりますが、反当1万円になりますが、森林組合が事業主体で行う場合には、計算方

法がございまして、色がかけて、若干は下がっていく状況であります。

また、植栽のほうにつきましては、「ふるさとの森おこし」等につきましては5アール以上の団地に対して補助していくものであって、それに適用した本数等を補助しております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ちょっと私の質問が悪かったかというふうに思いますが、造林と下草払いが手出しが大分あるんです。そのあたりでどうしても山主さんが植林まで踏み切らずに、つまり放置林になるといっている状況が、やっぱりある状況なんですね。ですから、森林の循環型ということを考えれば、大変な時代だからこそ、造林と下草払いに、町単独の事業として補助をして造林を進めてはどうかというふうに思うわけです。それを行えば、やっぱり全国の先駆的な事例というふうになるというふうに思いますけれども、ぜひそのあたりもご検討いただきたいというふうに思います。

それではもう一つ、担当課長にお尋ねをいたします。林野庁が昨年出した、森林・林業計画プランというのがあります。その中に集約的団地化というのを打たれておりますが、その規模はどれくらいだったのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 30ヘクタールでした。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 30ヘクタールです。かなり、これ広いんです。大規模に集約しなければ、なかなかできない。これは森林・林業計画プランを見るとなかなかすばらしい内容なんですけれども、こんだけ広く集めなければできないプラン、非常にハードルが高いプランになっているんです。これ町独自で5ヘクタールぐらいに抑えてそういう方向性ということを見出すことも、私は可能ではないかなというふうに思うんですが、そのあたりを町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ちょっと先ほどの下刈りにかかわる助成の拡大という話があったので、ちょっとそちらのほうお話をさせていただきまして、この下刈り助成事業というのは町単独でやっております、要するにほかの自治体ではなかなかこれ取り組んでいないというところ。といいますのは、これは、下刈りをやるのに薬剤を使っていた、そういう以前の例がありまして、その薬剤散布をやめさせるというところで町から予算措置しまして、できるだけ人力でやってくださいという形での単独の事業。そしてまた今回、9月補正で県自体もこの下刈り助成費のほうの拡大ということも検討されていますので、そういうところのPRというのも啓発して、この下刈りのほうに取り組んでいきたいというふうに思います。

ただいまの30ヘクタール、5ヘクタールということですが、そちらのほうは十分理解しておりませんので、ちょっと回答は控えさせていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） はい、わかりました。

次の質問に移りたいと思います。水源涵養林、保安林としての水源涵養林が三股町にもたくさんございます。それを生物多様性のある森にすべきだというふうに思いますけれども、やっぱり広葉樹林にすることで可能だと思いますが、公益的機能のことを考えて森林管理署と協議すべきではないか、そのように思いますけどどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど申し上げましたように、町としましてはできるだけ広葉樹の植栽ということで、「ふるさとの森おこし」ということで民有林について取り組んでおります。また、この森林管理署との協議を踏まえて、そしてまた水源涵養林をふやしていくという努力をすべきではないかというお話でございますけれども、これにつきましては、言われるとおり、小動物の保護管理とか、人工林の適切な整備、原生的な森林の再生・復元などに、この森林管理署のほうも九州森林管理局の方針によりまして今取り組んでいるところでございます。それで、三股町内の国有林2,730ヘクタールございますけれども、そちらのほうのうち1,098ヘクタールが天然林、つまり広葉樹というふうに現在なっているところでございます。

この広葉樹の拡張ですけれども、これにつきましては森林管理署のほうの取り組み、方針というものがあろうかと思っておりますけれども、国有林等所在市町村有志協議会というのがございます。国有林、そしてまた管理署と、各管理署、県内のが集まってきて、そしてまた市町村長が集まって、そして協議する場というのがございます。そちらのほうの要望事項として、今のご意見等、水源涵養林としての広葉樹林化、そちらのほうは提案として申し上げていきたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） なぜ今のようなことを言いましたかと言いますと、国有林歩いていきますと水源涵養林あるんですが、やはり人工林、杉が非常に多いんです。そういったことを考えると、こういうことを町側が提案しないと森林管理局のほうも動きませんので、ぜひそういった提案をお願いしたいというふうに思います。

三股町における個人の山、約3分の1以上というふうに言われますが、これをやはり集約して保安林指定ができないかなというふうに思うんです。保安林指定をすると、確かに簡単に木が切れなくなるという、そういうふうなこともありますけれども、今の時代、やっぱり値段も安い、木の値段も安いわけですから、公益的機能というのを前面に出して、みんなで山を守っていく気

持ちを醸成していく。そして、保安林として、水源涵養林としてやっていく。保安林というのは17種類に分けられますので、その中の一つ、水源涵養林として指定をして、そうすると補助額も上がりますので、ぜひそのあたりも考えていく価値があるのではないかなというふうに思いますが、そのあたりは町長どのお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 保安林指定というところでございますが、確かにおっしゃるとおり保安林には各種17の保安林がございます。水源涵養保安林としては、今のこの議員のご質問の話題になっているところでございますが、今後のことですが、先ほど申し上げましたように、3分の1の総合農林ほとんどが保安林、そして国有林についても保安林分があると。残る民有林の部分が非常に少ないと。ただ、今回まず民有林の中に含まれている町有林については、次年度以降保安林として可能かどうかという含めてですね検討協議をしていくことにしております。また、民営については、直接の利害関係を有する所有者であったり、受益者であったり、そういったところの同意書というのが必要になってきますし、そのあたり県の振興局あるいは林務課等と協議をさせていただいて、今後の可能性は探っていきたいと思っています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ぜひ集約的団地化、広葉樹の水源涵養林、保安林指定というのを進めていただきたいと、そのように思います。

それでは、次の質問に移ります。三股町物産館よかもんやについてでございます。三股町の当初の目的と、物産館の現状を説明をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この三股町物産館の当初の目的と現状ということで、この三股町物産館よかもんや、平成21年に開店をいたしております、ことしで4年目を迎えているところでございます。この物産館の当初の目的は何かということですが、事業主体であります、みまたんよかもん協同組合の設立趣意書を見ますと、本町の素材を一括して情報を発信する施設において、それぞれの持つ商品の販路拡大や新商品開発等に取り組み、個々の収益アップを通じて事業経営の改善を図りたいというふうにされておまして、事業としまして、一つ、共同販売、一つ、町内外での物産展開催や商談会出店による販路開拓、一つ、農商工連携による新商品開発、一つ、物産館で取り扱う商品とコラボレーションさせた贈答品等の販売、一つ、宅配業務による商品販売、一つ、みまたんスタンプ会業務、一つ、事業に関する調査研究、一つ、新技術の研究開発、一つ、経営及び技術の向上または事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供などを事業目的というふうにされているところでございます。

ですから、よかもんやについては、本町のいろんな商品等の情報発信も含めて、そしてまた、

いろんな商品、特産品も含めたところの一括して販売する販売所、そしてまた、そこからいろんなものを新たに研究開発するそういう役割、そしてまた、そういう経営、技術向上を含めたところのいろんな取り組み等を図るためのそういう教育ビジョンの提供、そのような施設として理解しているところでございます。（「現状のほうも」と呼ぶ者あり）

現状、これまでの取り組みと運営状況、これについて担当課長から説明いたします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） これまでの取り組み、そして運営状況と現状については、私から回答させていただきます。

物産館のこれまでの取り組みでございますが、共同販売についてはご承知のとおり、よかもんや協同組合による店舗販売を行っております。町内外での物産展開催や販路開拓という部分におきましては、例えば、観光協会主催の祭りや商工会主催のイベント、あるいはふるさとまつりなどにおいて物産展を行っておりますし、また、今までの開店以降の取り組みの中では、宮崎市のボンベルタ橘でのポケットパークの販売あるいは市町村対抗駅伝大会などに出店していることもあります。また、農商工連携による商品開発等におきましては、以前どぶろくジャムというものも検討したことがあります。最近では里芋の揚げボールなど検討、試作、そして販売も行っております。また、ほかにふるさと便ギフト、みまたんスタンプ会業務をするなど。また、朝市、よかもん市を初め、夏祭りや震災市など独自のイベントを組み立てて集客に努めておられます。

最近では、よかもんやブログにおいて商品の案内等もされておられます。

運営状況につきましてですが、みまたんよかもん協同組合からいただきます売り上げの推移を見てみますと、毎年12月がピークとなっております。ピーク時が500万円前後を月額売り上げておりますが、ほかの月では若干やっばし少なくなっている。総額を見ますと、平成21年度が3,100万を超えております。そして、22年度が3,665万6,000円、そして23年度は3,660万というふうな、三千五、六百万円で今推移しているところがございますが、本年度は、今の段階での比較を見ますと、本年度は売り上げが低迷している状況だということ報告を受けております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今の説明は、売り上げですけれども、損益あたりはおわかりいただけますでしょうか。わからなければわからないで結構です。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 損益については、きょうは資料を持ってきておりません。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 損益で言うと、非常に大変な状況に陥っております。初期の目的

は、最初のほうの目的というのは、物産館を盛り上げて、販路開拓を行って、物産館を初めとするコラボレーションをしたような、そういう商品をつくって、そういう夢を描いてたわけですが、現在は実際のところ、販売に行って非常に苦勞、苦慮していると、大変な状況に陥っているというふうになっております。

三股町として、今後の「よかもんや」の今後の活用、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） よかもんやを設立するときに、よかもんやといえますか、商工会と町のほうで協定書というのを交わしております。要するに、このよかもんやはよかめっていいですか、その物産館については、町としましては応援はします。しかし、自主独立でやってくださいというところで、きちっと明確にしております。そういう意味合いから、今までも情報発信基地としての役割を担っていただいておりますという意味合いから、いろんな形での支援をしてみたい。また、今後ともそういう支援は重要だろうというふうに思います。

といえますのは、いつも言っておりますけれど、三股町は過密、そして空洞化、過疎、そういうところをいかにバランスをとったまちづくりをしていくか、そういう中での駅周辺の活性化を図りたい、そのための核になる施設だというふうに考えております。

ですから、駅周辺を含めたところにぎわいを創出していく、そのためにそれぞれの連携をとりながらやっていく必要があるんだなというふうに思います。先ほども申しあげました商工会、そしてまた、いろんなところと連携を図りながら、どうやったらこの町の中央であります活性化が図れるか、そのあたりを一生懸命考えていきたい。そしてまた、町のほうでも、この有志の団体でございますけれども、駅周辺のぎわいを盛り上げていこうという民間、民間っていいですか、職員の団体もございます。いろんな形でも駅周辺に光を当てるような努力をしています。

そういうところも含めて、いろんな知恵を出しながら支援していくというスタンスは変わっていないというふうに、これからも支援していきたい。そういう形での支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今、現在はもう、大変厳しい状況に陥ってるんです。このままいきますと最悪の場合、運営ができなくなるというふうなことも予想されております。町長の考えとしては、協同組合だから、最悪、運営ができなくなっても、それはやむなしというふうにお考えなのかどうかお答えください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど申しあげましたように、商工会と町でこの設立のときには協定書を結んでおります。それにのっとった対応をしたいというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） それではもう、その協定書にのっとして、もうこれ以上の手助けはできないというふうなことで受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどから申し上げましたように、直接的な支援はしません。しかし、やはりそこが情報発信基地としていろんな町の、やはり商工会を含めたいろんな事業者の集合体としての役割、担い手としての必要性があれば、そのあたりを十分勘案しまして、その協定書を踏まえながら対応していくと。ちょっと回りくどい言い方ですが、はっきり言いまして、これからどうするということははっきりと申し上げにくいことなんですけれども、ただ、やはり、先ほど言いました、町のへそといいますか、この中心地のにぎわいを創出する一つの重要な拠点というふうには受けとめておりますので、そういう視点からの対応ということにさせていただきたいなというように思っています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ぜひ、取り決まりのにぎわいづくりというふうなことを目指しておられるわけですから、そこに大変なことにならないように、にぎわいがしっかりできるような仕組みをつくっていただきたい。三股町物産館の発展というのは、さっきの質問にあったように、よいものをつくっているけれども、販売が大変だという地場企業の悩みも解決できることにつながりますので、ぜひ、手を取り合って協力していただきたいと、そのように思います。

最後になりますけれども、今回、中小企業の経営者、それから林業農家などからヒアリングを行って、その悲鳴にも近い意見というのを、苦しさ、そういったものを聞いて、もう経営者としても私の心に響きました。どうにかしてあげたい、そのように心から感じました。

現在の経済状況は、本当に厳しい時代になっております。だからこそ、木佐貫町政だからできた改革を示していただきたい。横並びではなくて、やっぱり先駆的な、ほかの行政がモデルとなるような、そういうものを打ち出していただきたい。今の三股町なら必ずできるという、私はそのように思っております。これだけ優秀なブレインがそろっているわけですから、できると信じております。そのことに対して、町長はどのようにお考えでしょうか、最後にお答えください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） エールをいただきましたけれども、本当に、みんな真剣にこの町をどうするかということを生懸命考えてます。ですから、先ほどから言いますように、一緒になって皆さん考えましょうよということで、いろんな場は設定されておりますんで、そういうところで、いろいろと意見を述べていただきまして、一緒になって汗をかくということが大事ななというふうにあります。ですから、先ほどご提案申し上げました、特に商工業者のところとは協議の場と

いうものをきちっとつくりまして、そして、お互いに本当に実効ある施策は何なのか、そういうところの、議員が言われますように、本当に生の声を聞いたということでございますので、そういうところを、そういう場で忌憚なくお話していただきまして、そして一緒になって考えていきたいというふうに考えてます。

そういうことから一つ一つ、一步一步前に進めさして行って、元気な町を作りたいというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 以上で、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（山中 則夫君） ここで、本会議を11時15分まで休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（山中 則夫君） 重久議員より、少々おくれることの連絡が入っております。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言順位2番、内村君。

〔4番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（4番 内村 立吉君） 皆さん、こんにちは。

先ほど、池邊議員からの林業対策について質問があったわけですが、共通する面もあるかと思えます。その辺のところを踏まえた上で聞いていただきたいと思います。

9月に入りまして、非常に朝夕が涼しくなってきたわけですが、ことしは被害も、何の被害もないというようなやさきに、梅雨前線の活発な影響で7月3日以降、九州地方を中心に局地的な大雨の被害が相次いだわけです。7月の12日、13日、熊本県、大分県を中心に大雨が降り、河川の氾濫や土砂崩れなどが発生して、水田、果樹園、牛舎などに大きな被害をもたらしました。

これは、九州北部豪雨という名前が名づけられたわけですが、ニュース等を見ましたときに大分県の竹田市の被害状況が、上空からの映像でテレビジョンに流れたわけですが、この地域は2つの川から成る地域でありまして、話を聞きましたときに、ダム建設が終わっていたところは被害状況が少ないというような状況でありました。ダムの建設で、途中の段階であるようなところが被害状況が大きいという状況でありました。

その中におきまして、本町におきまして、ことしは例年にならないような雨が降りまして、大雨注意報も何回か出たわけです。

そしてまた、本町は鱒塚山山系に恵まれて、囲まれて、豊かな自然環境、自然を有する町でもあります。その中で第2地区におきましては、樺山土地改良区の人たちによって7つのため池等が管理、守られております。もとはかんがい用のため池に使われていた状況にあります。宮崎もため池等をちょっと、看板が設置されておりましたところを、池がつくられてから670年たっているという状況であります。鎌倉時代につくられたといった状況で看板がかけられておりました。以前は水が少なくて、田畑は水が少なくて大変困ってられました。その中で、先住の人たちの知恵を出してから、ああいう景観がつくられた土地ということでもあります。

その中で、今は大雨がどこでどういうふうにも、局地的に降るわけですから、一気に雨が降ったときに被害が物すごく大きいわけです。水が賄い切れないわけです、結局、雨が降ったときに。それで、今は考えましたときに、その池等は防災的な役割も果たしているんじゃないかと思われまます。

その中で、細目地区の細目ダム、上米地区には宮田池、パークゴルフ場の横にあります小さな池もあります。中米地区には大谷池、そして谷地区には前山池、上ノ園池、そして堂領池もあります。その池は、暑い時期には水田に水をもたらし、冬は野鳥のすみかにもなっております。このような池も、以前に堂領池、堂領池といいますのは、谷と高畑の間にある池であります。この池が決壊したということを知っております。その中で、その水が大分、今は植木のほうが家が密集して建っておりますけども、あそこの辺の近くまで水が来たという話も聞いております。

今、このような水の被害ちゅうのが大分大きくなっております。その中で、雨災害というのが物すごく今は問われているんじゃないかと思っております。そこの辺のことを考えましたときに、町長といたしましてどのように考えられてるか伺いたいと思っております。

あとは、質問席にて質問させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 樺山土地改良区が管理しておりますかんがい用ため池、先ほどお話がありましたように、宮田池、上宮田池、大谷池、前山池、上ノ園池、堂領池そして細目池の7カ所がございます。それぞれが古くからため池として活用されておまして、以前、老朽化が見られたことから、年次的に県営の土地改良事業であります、老朽ため池整備事業で改修に取り組んでまいったところでございます。昭和53年度に前山池、そして昭和57年度に大谷池、そして、最も大きい宮田池においては平成7年度、そして平成14年度に、先ほど決壊があったということでございますが、14年度に堂領池の改修が完了しています。その改修内容には取水施設及び堤体の補強、改修工事、さらに豪雨時の余水吐放水路の断面不足を補う整備などでありました。なお、補強工事の基準となる最大時間雨量については、都城測候所による観測で過去の最大時間

雨量に基づいて計算されているところでございます。

また、細目池においては、平成19年度と20年度に土砂の浚渫工事を行ったところでございます。台風や豪雨時における防災対策としましては、町の地域防災計画に基づきまして、管理者である樺山土地改良区との連絡を密にしまして、町役場内の総務課、産業振興課、都市整備課などの関係課による情報交換、そして消防団による巡回などを実施しまして、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施することとしているところでございます。

以上、回答とします。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 今、消防団も巡回をしている。いろいろ、都城の測候所ですか、こういったとこといろいろ連携をとりながらやっているというのは、返答をいただいたわけですけども、雨が降ってから山水が来るわけです、一応山手のほうですから。その位置、位置ため池地になってるわけです。その中で水路関係ですよ。雨が降ったときに水路、そして池に水がたまったときにやっぱり、たまったばかりやいかんわけやから、一応、栓を抜いたりして調整をするわけです、そん中で。水路として流れてくるのも、やっぱりちょっと吐かせんと、たまったばかりじゃあふれてくるちゅうのは決壊するおそれがあるわけです。そのような水路とか、そういうことの傷んだ、そういう水路が老朽化ちゅうかですか、傷んだときに被害等が拡大ちゅうか、そこ辺もするんじゃないかというようなことも想定されるわけですけども、そこら辺のところをどのように考えてるか伺いたいです。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほども申し上げましたように、そういうため池と土地改良区で管理しております。そして、それぞれの余水吐とか水路等とかの管理は誰がするかということも、それぞれの土地改良区で人員配置がされております。ですから、そういうところと十分連携をしながら、そしてまた、町のほうも、先ほど言いました関係各課と連携をとりながら対応をしていきたい。そしてまた、それぞれ老朽化している、そういう、用水路、排水路、それについては土地改良区等の声を聞きながら、年次的に整備はしていきたいと考えてます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 老朽化してるのは、そういうふう整備していくちゅうのは答弁をいただいたわけですけども、五本松水路におきましては長田峡のほうから水を引っ張っております。梶山の眼鏡橋ですか、あそこから水を引いて、それから川の下の方を流れてからシルバーセンターの北側ですか、あそこからずうっと流れてきて中学校の運動場の下に水路があります。それから、ずっと流れてきて文化会館、3つ通り流れております。今、地球温暖化とかいろいろ言われてますけども、物すごくやっぱり水が流れることによって温度も上昇が防げるんじや

ないかと、そういう思いもあるわけです。

そういったときに、平成19年度から、県の「みどりネット」ですか、土地改良経由で農地・水・環境保全対策事業ときてるわけですけども、19年度から5年の事業だったわけですけども、その中で23年度がもう終わりだったわけです。それでまた、今度はいろいろ北諸農林振興局とか、いろいろそういう事業をやるとこの人たちが集まって、そこで話し合いがあったときに、継続的にやってもらいたいちゅうようなことで、こういう対策は地域の中で完全に取り組んでいくちゅう事情だから、これは大切じゃないかという話が出てから、ことしからまた5年間の継続事業というようなことで、そういうふうに継続的な事業としてやらせてもらってるわけですけども、その中の資金が、同じようなそういう水路とか、こういったときに、いろんな消防団とか地域の中で、皆さんが小学生、子供から老人クラブまで一体とになって取り組んでいくちゅうなことが言われて、地域が盛り上がってくるんじゃないかという話ですけども、このようなことに対してどのように、できたらずっと継続してもらいたいちゅうような話になりますけど、一応、今度は5年間の継続事業というようなことでございますので、そこみたいのところをどのように考えてらっしゃるか伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この農地・水保全管理支払交付金事業ということで、以前の農地・水・環境の事業が名称がこうなっておりますけど、そちらについては以前、内村議員のほうから質問がございました。継続についての町のスタンスといいますか、そちらのほうの質問でしたけれども、町としましてもやはりこの交付金事業は、大変、使い方によっては施設の維持管理、そしてまた、地域全体で農地、そして環境も守っていこうという取り組み、しましたら大変有効な事業じゃなかろうかというふうに認識しておりますので、また5年間の継続事業になったということは大変喜ばしいことだなというふうに考えております。そして、それをいうように地域の中のいろんな団体等で構成されておりますので、そういうところが連携をして地域のコミュニティーを調整しながら、地域を活性化していくという一つの取り組みとしても大変いい事業じゃなかろうかというふうに考えてますので、推進していきたいというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） いろんな人の話を聞いたときに、この事業はやっぱりいい事業だというような話を聞きましたので、できたら対策的に、こういうことをまたずっと取り組んでいただけたらいいんじゃないかと思うんであります。

それでは、次の質問にいきます。年間の降水量、造林面積は全国で2位という本県になりますけど、林業の就業者や農研所、木材価格の低下などで荒れる山も出てきております。防災上の理由から県内の市町村が相次いで森林を購入し、公有化してる今、話も聞いているわけです。その

中で、全国各地で水資源を守る働きが活発になってきているというようなことで、新聞等で載ってたわけですが、小林市が昨年10月に水の資源の保全化条例を施行、県議会もことしから水資源の保全対策委員会を設置して調査を始めているというようなことを聞きました。

背景にあるのは、将来の水不足を見越した外資による土地買収や水ビジネスへの関心が高まり、小林のほうは、県内じゃ初めて地下水の採取に規制の網をかぶせるちやうことで、条例を施行したちやうて言われてます。新たに井戸を掘り地下水を採取する際、施主の許可を得ることが義務づけられたちやうような話も聞いております。

また、近年相次ぐミネラルウォーターの工場等が進出し、地下水量の減少が見られるなど、住民から、将来枯渇するんじゃないかというような声も上がってきているということも聞いております。

市は、地下水にどんな変化が起きてるか、そんなデータも持っていなかったと。水量などの調査にも着手したと、隣の高原町も同市の条例を参考に検討を始めていると。

町民は湧水を利用して、将来にわたり水資源を確保するだけが必要と考えられる。下流域に影響があつてはいけないというようなことを言われております。そん中で、安定した供給を行うために、本町といたしましても、平成26年度までに9本目の井戸と1,000トンの配水地2基整備していく継続事業に取り組んでいくというような、町長からの話を伺ったわけですが、このようなことに対してどのように考えてるか伺いたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） では、回答させていただきます。

本町の上水道は全て地下水を利用してございまして、水資源は本町の貴重な財産と資源というふうに位置づけておるところでございます。また同時に、地下水は都城盆地共通の資源であることから、平成7年に都城盆地地下水保全対策連絡協議会を設置しまして、共同で調査、研究を行っているところでございます。協議会の構成ですけれども、本町と都城市、それから曾於市の2市1町ですが、会議には国や県の関係機関や大学等の研究機関などにも参加をいただいているところでございます。今年度も浅井戸の水質分析と要因調査を全体で695カ所、本町で28カ所実施しております。また、水道水の水質管理は全体で100カ所、本町で10カ所実施しております。そのほか、熊本大学の理学部との共同研究も進めておるところでございます。

全国では、外国資本による山林買収による水源や水質価格の問題が発生したり、工業、農業用水としての地下水過剰揚水問題が発生する事態もございまして、現在、町で策定中であります町の環境基本計画の中でいろいろと議論をさせていただきまして、本町としての、この外国資本による山林買収あるいは地下水過剰揚水問題、こういうところをどう対応するか、いろいろと検討をさせていただきたいというように考えてます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 都城盆地の保全の対策事業を行っている曾於市、三股、都城市とともに、そういう対策をやっているちゅうのは、協議をやったりしているちゅうのは、話を答弁いただいたわけですが、本町において考えられることは、ミネラルウォーター工場地下水採取ですか、これも考えられるわけです。そのようなことに対してどのように考えられますか伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 本町も周り鰐塚山系を背景にしておりまして、大変すばらしい地下水がございます。これをいかに資源として守っていくか、これは大変重要な問題だろうと思います。現在、長田区のほうの水源と言いますと、水道の水源として、現在、長田のほうで使っているわけなんです、やはり、それに影響があるようなことになると、大変、非常に難しい問題が発生しますので、町としましてはやはり、そのような現在使っている水源等の確保を踏まえながら、どうあるべきか、そのあたりは十分考えていきたいと考えてます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 答弁といたしまして、そこら辺の方向性として、守るべきところは守って、いろんなことが今、政権の中では言われてますけども、守るべきところは町でも守っていかねばならないちゅうようなところだと思いますので。以前に、熊本でトンネルを掘るときに水があんまり出てきて、トンネル掘削が中止になったと。水路というのか、水の流れ道ちゅうのがあるみたいで、そういつてトンネルを掘る中で下流域の田んぼ、畑が水がなくなってきた、いろいろ枯れ出したちゅうような話も聞いておりますので、そのようなことを踏まえた上でいろいろと対策として取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、今、非常に、新聞、テレビ等、マスコミですか、いじめについては連日のように報道がされているわけです。新聞なんかでもいろんな、滋賀県の大津が最初に、大津市から発生いたしました、中学校の2年の男子生徒が自殺したいじめの事件で、いろいろ混乱が続いているわけです。これ、中学校、市の教育委員会とか家宅捜索が続いて、教育関係者に対応のあり方にいろいろ、さまざまなことが言われてきて、きょうの新聞でもネットいじめの深刻化ですか、難しい問題であるって、対策に問うのとしても、いろいろ苦慮をしているちゅうなことが書かれていたわけです。なかなかこれは、いろんな専門家の人たちでも、いろいろ話を聞いたりして事情を聞いたりしている中で、目に見えないことだと言われてしているわけです。普通の暴力したことない、身体的に危害を加えるちゅうようなことで、精神的な不安や戸惑い、いら立ちやらというようなことを感じさせるというような、法では定まってないけど、法に見えないというようなことがあるわけですから、このようなことに対してどのように、大切に話をちょっと伺いたいと思ってお

ります。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） いじめ問題に問うということに對しまして答弁したいと思います。

滋賀県大津市のマンションで昨年10月、同市立中学2年の男子生徒、当時13歳が飛びおり自殺した問題は社会に大きな波紋を投げかけました。生徒の自殺については、全国各地でこれまでも何度となく報道されてきましたが、今回の事件では市教委が、自殺の原因がいじめにあるという実態を把握していなかったことや、自殺の練習などのいじめを男子生徒が受けていたとする、学校のアンケート調査の結果を公表しなかったと報じられたことから、地方教育行政を担う市教育委員会への不信感が高まっていることが大きな問題となったわけでございます。

町教育委員会では、いじめによる重大な事故が発生する前に、未然にいじめを防止するため、いじめの実態把握に全力で取り組んでいく町教育委員会実態把握のための報告、サポート体制を確立しております。また、学校においては、いじめはどの学校でも、どの子供にも起こり得るという危機意識を持ち、いじめられる生徒の立場に立って判断を行い、いじめが発覚した場合は的確な対応を行い、直ちに教育委員会へ報告、報告を受けた教育委員会は、学校に対し支援及び指導を行うとともに、県教育委員会や南部教育事務所、スクールカウンセラーなどのサポートチームや子育て支援センター、警察、児童相談所、医療機関などの関係諸機関と連携をして、いじめの早期発見、早期対応を行ってまいります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 私が先ほど質問をお出ししましたように、なかなか難しい問題だと思うんですけども、その中で、夏休みが明けてから2学期に入ってるわけですけども、これからがまた、そういう問題が多く発生するというようなことも聞いております。夏休み中の子供は自由な時間を送って、縛られてないちいいますか、そん中で遅刻やら忘れ物とか基本的な生活習慣が乱れがちじゃないかと、集中力も低下するというようなことが言われております。そのようなことに対して、新しい学期が始まったわけですけども、そのようなことに対してどのように思われてるか伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 今ご指摘のように、夏休み以降、基本的な生活習慣等がついていない児童がいるのではないかとというようなご指摘のようなんですが、学校現場とすれば、常に児童に目を向けた対策を持っておりまして、学年会とかあるいは学年主任会等を通して児童の把握に努めております。十分、毎年夏休み、冬休み、春休みというのは繰り返されてきますので、その対策については怠りなくやっているということでございますので、私どものほうとしては、従来と

同じような取り組みの中で、そういう児童生徒への目配りをしていただいているものというぐあいに解釈しております。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） いろいろと、学校のほうで対策的なことをいろいろ取り組んでいられるというのは、答弁をいただいたわけですが、その中で、小・中学校の中で、そういうふうな調査っていうんですか、そこみたいなことは、状況というのは取り組まれてるわけですか。そこ辺たいをちょっと。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 中学校に限らず小学校も含めてですが、学校独自でアンケート調査、あるいは今までのところ、文科省から直接各学校に配布され、調査をしたアンケート等がございまして、るる時期を見てアンケート調査等、それから面談等を行っているという報告を受けております。したがって、今までのところ、三股町内における小学校・中学校において、著しく夏休み、夏休みに限らず、長期休業期間が明けてからの生活の変化といったようなものの報告は受けておりません。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 全国からのそういう対策的なことは来てるちゅうことですので、早目にやっぱりそういうことは芽を摘むちゅうか、そういう何かあったときにいろいろ状況等を、いろんな人たちの状況等を聞きながら、被害が大きくならないうちに早く食いとめていくのが、このいじめの問題に発展していかないんじゃないかなと思いますんで、その辺のところも踏まえた上で取り組んでいただけたらと思う次第であります。

部活動の事故について、いろいろ目前の試合で勝ちたいという気持ちが余り表面的に出てから、短期的な無理な練習、危険が増加するちゅうようなことも言われております。このようなことに対して、今、非常に夏暑いわけです。脱水症状とか熱中症とか、今テレビなんかで、途中で小学生とか病院に運ばれたり、そういうことも聞くわけです。その中で、本町といたしましてどのような対策ちいいますか、そのようなことに対してどのように促えられるか伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） 回答いたします。

中学校の部活動は、主に学校施設、設備を使い、学校の管理のもとに行う教育活動の一環であり、生徒の健康管理に細心の注意を払って実施しています。強いチームを目指して、日ごろから指導していただいておりますが、誤って事故を起こすこともあり、その原因の多くが生徒の体調不良によるものが多いため、朝の健康観察において、体調不良ではないか確認を行っています。また、部活動の前には部員一人一人について、部活動顧問が生徒の健康状況を把握しながら活動を

行っています。また、ストレッチ、準備運動、ジョギングなどから始め、急激に運動を始めることのないよう努めています。

夏季の部活動では熱中症対策として、早目の水分補給や定期的な休息を設けることにしています。

使用する設備、器具については定期的な点検をするとともに、安全を重視した施設、器具を使用することで、部活動がスムーズに行われる配慮を行っております。

特に、緊急事態の発生における具体的対応を記した危機管理マニュアルを設置し、緊急時の対応に備えているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） いろいろ計画を立てて、練習前にいろいろ生徒なんかには指導したり、そういう研究対策的なこともやっているとというようなことも、今、答弁の中でいただいたわけですが、要はやはり本人、本人ですか、生徒自身で体調管理といえますか、そこ辺たいを関連させることが求められるんじゃないかと思うんです、やっぱり。合宿なんかに行くこともありますので、疲労が、集中的な練習とか入ってきたときに疲労が後から出てくるちゅうのは、蓄積ちゅうような形もあると思いますので、今の答弁であったわけですが、お互いにその辺たいのところも踏まえた上でやってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、部活動の外部指導者の配置について伺いたいと思っております。学校の関係者の中にも外部の指導者の協力を得て、部活動の顧問の教員の負担軽減、指導環境の改善を実現したいというような願いもある。外部指導者は、教員に対する重要な協力者であるわけですが、生徒の技術の向上につながるちゅうようなこともなるんじゃないかと言われております。このようなことに対して、どのように考えられてるか伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） では、答弁いたします。

現在、部活動の外部指導者の配置についてはバレーボール部、弓道部、駅伝部、エアロビックダンス部、サッカー部の5つの部活動と、同好会として活動している硬式テニスで外部指導者をお願いしております。外部指導者の指導歴は短い方で2年、長い方になると30年を超えております。

三股中学校における部活動の目的は、単に、勝つことではなく人づくりでもあると考えています。外部指導者は技術指導だけでなく、挨拶などの礼儀についても顧問と協力しながら活動を行っております。外部指導者として、中体連などの公式な大会に参加する際、外部指導者講習を受けるとなっております。外部指導者講習会では技術的な指導の前に、人間形成の一環として部活

動の意義などにも触れ、しつけや礼儀等についても学ぶようになっていきます。今のところ、外部指導者の報酬は無報酬であるということから、行っておりませんが、校長の意見を聞きながら、部活動の保護者や部活動の先輩などを通して探していきたいと思っております。

三股中学校の部活で外部指導を行っていただいている指導者は、仕事や家庭とお忙しい中、指導を行っていただいております、大変感謝しているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（４番 内村 立吉君） 今、答弁の中で外部指導者がいつするのか、部活を。２年とまた、３０年近く長くやってらっしゃる方もいらっしゃるというのは、お話を伺いましたけれども、学校と地域の人たちと協力して、子供たちによいスポーツ環境を提供する。その方向性に従って地域の実状に応じた改革を進めることも、今の時代が求められる部活動のあり方じゃないかと思っておりますので、今後なかなか難しい状況でありますけど、一生懸命になるから。取り組みの中で試合になったときはありますけども、万が一、取り返しのつかないようなこともありますので、そこを辺たいのことも踏まえた上でお願いしたいと思います。

今の学校の教育問題について、いろいろ質問させていただいたわけですが、教職員も今いろいろと学校と教育者ですか、保護者とか子供とか、いろいろの中で先生たちの負担も大変だろうと思うわけです。まあ、ストレスがかかったり、その中でやっぱり学校で相談できずに教育委員会のほうに、誰かにやっぱり打ち明けたいちゅうようなこともいらっしゃるんじゃないかと思って、教育委員会のほうに、今、いろんなことが言われてますけども、そこ辺みたいなところを、そういう話が、そういう人がいらっしゃるか。休職者もやっぱり精神的な問題で休職ですか、いらっしゃるかと、そこ辺たいのことをちょっと伺いたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） 答弁いたします。

教職員の病気休職者数は平成２２年度において、全国で８，６６０人となっております。その中でも、精神的疾患による休職者数は５，４０７名でございます。内訳は小学校教諭が２，３４６人、中学校教諭が１，６７３人となっております。全体の休職者数の６２．４％に上っており、年々増化の傾向を示しております。しかし、三股町内の小・中学校においては、平成２４年８月末現在では精神的疾患による休職者数はいない状況です。精神的疾患教諭に対する相談体制については、校長や教頭、同僚教諭が疾患者に声をかけを行い、最近の状況や悩みについての相談を行ったり、その原因や対策について取り組めるよう組織づくりをしております。

また、管理職においては教育研修センター等において、精神疾患教諭等への対応について研修が行われております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 今、全国的なそういう休職者、本町に対しては、よけないちゅうような答弁をいただいたわけですけども、やっぱり、学校側でいろいろあったときには、窓口と申しますか、そういうことを誰か相談したい、一人で悩まずに打ち明ける、そういう窓口ちゅうのが、やっぱり、相談相手になってくれるかです。そういうところが問われるんじゃないかというわけです。やっぱり最終的にはです。この問題に対しましてもやっぱり一人、二人でできることじゃありませんから、みんなで取り組んでいかなければならないと思いますので、ことが私が、きょうはいじめの問題から部活動の指導者の配置問題、そして教職員の問題というようなことで質問させていただきましたけども、やっぱり全部これ共通する面があるんじゃないかと思えますので、本町に今までのように、そういうことがないようにこれからも取り組んでいただきたい、そのように感じております。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山中 則夫君） ここで、食事のため、本会議を1時30分まで休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時30分再開

○議長（山中 則夫君） 大久保議員より少々おくれるとの届け出がありました。

それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。発言順位3番、堀内君。

〔3番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（3番 堀内 義郎君） 皆さん、こんにちは。私の出番になると、昼から大変眠い時間帯となります。前回もそうだったと思うのですが、ましてや傍聴席が寂しく思っているんですけども、後ろから睡魔がつついて、寝ても構いませんけれども、耳だけのほうはお貸しいたいて、そして記憶にとどめてもらって、検討していただければいいかと思えます。

今回は、4件ほど質問させていただきたいと思っていますけれども、6月の質問からはや3カ月がたちました。3月の議会での壇上の花が、花瓶の花が梅なのか桃なのかというのが前あったんですけども、6月はたしかアジサイだったと記憶していますが、きょうは、今月というか、きょうは彼岸花だということでこの文章を書いてきたんですけども、番狂わせで、カサブランカではないかということでございました。何が言いたいかという、それだけ月日が早くたつのが感じられるということです。最近日は彼岸は過ぎたと言えども、朝晩がいつもより早く肌寒く感じているところでございます。

ところでことしの夏はいつもの夏よりも暑かったのではないかと感じております。節電の夏、オリンピック、消防の操法の夏で、体感的、気分的にも暑い夏だったと感じているところでございます。

操法大会においては、選手以下団員に、大会やいざというときに詰めて、日ごろの訓練の大切さを教えられたと感じております。仮定は前方の標的として、目標に向かって重いホースを担いで突進している姿を見ると、頼もしくも思っ、圧倒的でありまして、「速く走れ、速く走れ」と心の中で声援を送った次第でございました。暑い中での大会や仕事の練習に励まれ、団員全員に感謝しつつも、私たちも町民の期待に沿えるようにですね、全力で町政安定に努力したい所存でございます。

以上、前置きが長くなりましたが、今回の質問は、前回の答弁を踏まえ、どのように検討されたかということで、よろしく願いしながら質問に入りたいと思います。

まず最初に、三股町木材利用促進基本法についてですが、ちょうど私が1年前も似たような内容の質問をいたしました。先ほども述べましたが、今回どのように検討されるかということを含めての質問となります。前回は、第5次三股町総合計画の中の「公共施設の木造化」と「民間施設の木造利用普及啓発」についての質問でした。

内容については、国の森林、林業再生プランで我が国の10年後の木材自給率を50%以上に目指すということであり、それに沿って町でも8月に、昨年、木材利用促進基本法をまとめ、弓道場を県の補助対策として建築したということでございます、見学させていただいたんですけども、大変すばらしい道場ができたと思っ、いるところでございます。

質問としては、この基本法に基づいて、地域材の価格低迷と需要が伸び悩む中、塚原住宅B棟において、木造・木質化をどのように図っていくかお聞きしたいと思っ、ますが、以下の件についても関連はありますが、一つ一つ答弁を願っ、たいと思っ、ます。

あとの質問については、質問席にて、質問をさせていただきたいと思っ、るのでよろしく願っ、たいします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 三股町の木材利用促進基本方針につきましては、地域材の利用を推進することを目標に昨年の9月議会で、この定例会において報告したところでございます。

ご質問にあります地域材の価格低迷と需要が伸び悩む中、塚原住宅B棟において地元材の利用推進する上で、木造・木質化をどのように図っていくかについてのご質問でございますが、B棟は昨年建設しましたA棟と同様にRCづくり、鉄骨鉄筋づくりで3階建てでございますが、内装につきましてはできるだけ、県産材の活用というのを基本方針といたしてあります。

建築のうち、構造材として146.7立米、化粧材として37.8立米を県産材としています。また同時に建築します塚原の住宅集会所においては、構造材として18.42立米、造作材として1.26立米を県産材としております。

この木材利用促進基本方針に沿ったところで、できるだけ木質化ということを念頭に、すべての公共施設関係については仕事を進めていくという方針で考えていくところでございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 今、答弁がございましたように、まずB棟に入る前に利用基本促進法についてちょっと質問したいと思うのですが、この中で「地域材」という言葉が出てきますけれども、地域材としては原則として三股、都城地域内からの産出された木材とするが、それが手当てできない場合に当たっては県産材とするとあるということで、現場を請け負った建築業者さんは、建築材を調達する際、原木を原木の集荷市場、都城で言えば原木市場都城ですね、年見町ですか、あと宮崎県森林組合連合会、太郎坊町にある、そういったところから購入して製材すると思うんですけれども、あるいは建材、建築材を建材店で買って、仕入れて建築するのが一般的であると思いますが、そこで直接業者さんが素材業者、いわゆる山から木を出す人から杉やヒノキを買って、それを製材して使うというのはなかなかないと思うんですけれども、特別な長さ、6メートル材とかになるとは思いますけど、何が言いたいかと言うと、地域材というのに限定するんですけれども、それがいろいろ県産材を含め、ほかの、近くで言えば鹿児島県とか、そういった木も混ざってくるのではないかということで、早速、都城原木市場さんほうに出向いて調べてきました。

で、原木については、山から出された木を径級ごと、あるいは種類ごと、長さごとに選別するんですけれども、その中においてこれがどここの産というものを、証明は出せることができるってことなんですけれども、あと、場合によっては4メートルの柱材が足りない、3メートル柱材が足りないっていう場合は、よその県からのものちょっとまざるんじゃないかということです。厳密に細かいことなんですけれども、言えないんじゃないかということで、私たちの業界でいう、大淀川流域材っていうことで、大淀川を中心に出てきた木材、それちょっと鹿児島県も入るっていうことも考えて、地域材イコール大淀川流域材と考えてもいいんじゃないかなということで、細かいんですけれども、そういったことを考えているんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 先ほど議員が仰せのとおり、地域材というのは原則として、三股町そして都城地域内から産出された木材ということになっております。基本方針の中では、大淀川流域材であるとか、例えば鹿児島材であるとか、そういった言葉は適用せず、あくまでも「県産材」という形で地域材を限定しております。今のところ、そういう大淀川流域材という表

現はいたしておりません。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 例えば、銘木吉野杉とか、そういったことはこれが吉野産、あるいはケヤ木の木、広葉樹とか、あとは国有林から出たものは限定できるんですけども、また森林認証制度というのがありまして、ちょっとわからないかもしれませんが、いわゆる手入れの行き届いた山から出された木材、付加価値を高めるために高いんですけども、そういったものはどこから出ているのかわかりますけれども、地域材は、捉えるというのに当たっては大淀川流域には限定されないということでございますので、その点については、今答弁のあったとおりで進めていけばいいかなと思います。その中で塚原住宅B棟においては、先ほど言いましたように、147.6立米ですか、使ったということで、内装についてはいろいろ使ったということで、部屋の区割りとか、和室、洋室の割合はどれくらいになっているのかわかれば、お聞きします。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） 塚原団地B棟につきましては、今41戸で住宅を建設中ですが、2Kと3DKということで、部屋が分かれております。そして2Kについては、キッチンと和室1部屋という形になっております。それと3DKについては3室、和室が1部屋、2部屋が洋間という形になっております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） わかりました。内装材についてはいろいろ使われると思うんですけども、例えば議場の板壁の壁が張ってあるんですが、これが合板だとすれば、これを地元の業者から買ったから、これが地域材となるか、あるいはこれを建築の値段とか工期の問題もあるんですけども、私としては、こういったものを杉、ヒノキ、1枚の板、それらをいろいろ内装材に使っていただければ、これがどこの山から出たの、認識とか、地域材の掘り起こしにもなると思うんですけども、そういった点は勘案されているのかお聞きします。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） 塚原団地につきましては、一応県産材という形で使用するということになっておりますので、構造材等につきましては杉の一等材を使うということで、一応しております。それから化粧材についてはヒノキ、杉、タモの集成材という形で、使っていこうということで現在施工しております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） なぜこのように追求するかと言うますと、先ほど前議員もありま

したように、林業経営が大変厳しいということでございまして、支援策があるのかということで、今、植林することもままならないと言うことでございました。要するに、原木の相場が暴落しているということで、町長も先ほど述べられたんですけども、ことし6月の県産材、県産木材の1立方メートル当たりの価格が、6,900円を記録したということで、例えば径級18センチ、これぐらいですか、で3メートル、大体これぐらいの木材を、1本当たりに換算すると670円しかないということで、これは30年間木材価格が下がっている。最低でも、これが立米当たり、1万2,000円、1本当たり1,160円ぐらいはしないと、先ほど言いましたように、植林のお金も人件費も出せないということが言われております。

原因としては、いろいろあるんですけども、我々としては製材業者ですけども、今、原木が安いので、製材業者はこれだけでいいんじゃないかというあれもありますけれども、原材料が安いから、それじゃなくて、要するに円高によるですね外国産のロシア産の木材が入ってきているということでですね、不安定な景気や少子化により住宅の伸び悩み、そういったことが主な原因ということで、大変厳しい現状にあると思っております。

地元の業者のほとんどが地元産の杉やヒノキを使いますので、こういった厳しい現状下ということで、要するに山の木材を産出する業者林化とって、我々川上と言うんですけども、川上とその下の建築の工務店、川下が一体となって、これが一緒になって取り組んで今後いかなければならないということで、質問させていただいたんですけども、内装材ということでありましたけれども、家具とか備品については違うのかどうかわかる範囲でいいですけども、予定があればお聞きします。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） 家具ですか、備えつけの家具、（「棚とかそういった」と呼ぶ者あり）、ちょっと把握していないんですけども、木材を今、使ってという形でやっていますので、合板等もあるかもしれませんが、基本的には杉、ヒノキを使うという形でやっています。以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 家具とか棚とかそういう木製品についても町内にもいろいろな業者さんがいらっしゃいますので、ぜひ使う場合は使っていただきたいと思っております。

次の質問に入りますが、木造率の件ですけども、これも昨年と同じ質問したんですけども、今回はどう検討されたかということで質問しますが、県は策定当初より公共建築物の木造率を現状等平成32年まで目標値を掲げております。なおかつ単位面積当たりの県産材使用量を木造施設と非木造施設に分けて示しておりますが、細かな数値は省きますけれども、これについてどのように検討されたかお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この木の件は木造率を設定して取り組んでいた昭和同様に、公共建築における数値目標を設定することができないかとの問いについてですけれども、本町におきましてもことしの3月に木造率目標を設定したところでございます。これは公共建築物の木造率を先ほどお話しになりましたように、現状より50%向上させるというものと、公共建築物の単位面積当たりの地域材使用量を設定したものでございます。公共建築物の木造率の現状で8.6%でありますので、目標年の平成32年度は12.9%とするものでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 木造率連ねて、それに向かって進めていくということでございますけれども、産業振興課のほうから基本法を策定されて、それを都市整備課が実施していくということでございますが、その都市整備課から現場を請け負った業者に対しては細かなこういった木質化に努めているということはお伝えしているのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） 塚原団地につきましても構造図等の中に表示されてますので、それで業者のほうもある程度把握しているという感じで、都市整備課のほうは考えております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） はい、わかりました。

前回、話は変わりますが、宮村地区の分譲地眺霧台の件で、業者さんを町内の業者さんにできないかというご質問がありましたけれども、その件については私も賛成です。というのは、建築会社はいろいろたくさんあるんですが、大手の建築会社、例えば全国の建築会社がですね建てた場合は、その材料というのがどこから入ってくるのかわからないかと思います。全国ルートですので、ルートを介して、あるいは在庫があるところから調達する。それに比べると町内の業者は近辺に木材が産出県ですので、たくさんあるということで、それを使うことによりコストも安くなるということで、多くの地域材というかそういった県産材を使うかと思いますが、これについてはどのように思われますか。お伺いたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 前回、そういう地域材といいますか、地域の町内の業者自体に施工することによって地域の活性化、地域の経済的な循環に貢献するのではなかろうかというご提言をいただいたところでございます。ただ、そのときに回答で申し上げましたけれども、過疎対策というところに視点を置いたところの施策でございましたので、そういう枠設定はしませんでした。

ただ、将来的に何らかの形での町有地の処分の段階でそういうことができないか、そういうふ

うな検討をモデル的にやってみたらどうかというお話をさせていただいたところでございますが、今後、どういう形であるかということについては、まだ議論を深めていませんので、今後の課題というふうにさせていただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） ぜひですね地元産の地域材というか、これを使っていただくようお願いしたいと思っておりますが、次の質問に入りますけれども、今後のそれを含めて、公共建築物等における利用促進についてはどうお考えか伺いたしますけれども、先ほども申し上げたように、三股、都城は木材の供給産地と言うまでもありませんけれども、現状から非常に厳しいということで、木材価格が暴落してるということで、また、公共建築物は住宅ばかりではないということで、これは紹介になるんですけれども、その前に住宅地に関してですけれども、塚原住宅西の跡地、あと栗原住宅も解体されるということでございますが、その点から先、質問したいと思っておりますか、それに続いて、今後の活用についてですけれども、どのようにお考えになるかわかる範囲内でいいけれども、お聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 塚原団地も今回、A棟、B棟つくれば、一部が残地として残ります。そしてまた、中央団地それから栗原住宅等も今後、解体という形になっていく。その残地処分については民間への払い下げ等考えております。それについて今後どの時期にどんなふうにとということが検討をいたしているところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） わかりました。

次の質問というか、これは一応紹介になるんですが、建築物ばかりに質問したんですけれども、こういった使い方があるということで、紹介させていただきたいと思っておりますが、例えば西米良村にある木造の橋ということで「かりこぼうず大橋」というのがございます。ご存じかと思っておりますが、ちょっと見えにくいんですが、こういった、詳しいことは後で見てもらえばいいと思っておりますが、あとは木製のガードレールとか、あとは遊具にも使われていると思うんですが、こういった積極的に使っていく自治体でございます。

これを参考にさせていただきたいと思うんですけれども、町内に宿泊施設がないとか、前からも武道館や五本松建替えが欲しいというふうな要望がありましたが、その際にはぜひですね、できれば木造建築でお願いできればいいかと思っておるんですが、それは置いといて、委員会のほうで、今後、先進地というか、兵庫県にあるんですが、多可町というんですか、ところに視察に行く予定です。

この町は、たくさんの公共の木造施設があるということを聞いております。ホームページとかいろいろ紹介してあるんですけれども、この中でこれもちよっと紹介になるんですけれども、紹介していきたいと思います。この中のホームページの中であるのが、「木へのこだわりが日本文化を力強く守り抜く」と書いております。「81%これが我が町の森林率です。戦後、私たちの先人は大きな夢を抱き、杉やヒノキを懸命に植林しました。苗木や土を背負い、急峻な山々を歩き、夏は海に行かず山に行く時代、あれから50年が過ぎました。隅々まで植林された杉ヒノキは今まさに伐期を迎えています。多可町は木造にこだわり続け、そして災害に強い健全な森林を目指します」ということで、前議員もいろいろな森林体質性の思いとかそういった災害に強い広葉樹林をというご質問がありましたけれども、この多可町というのは、人口的にも三股町、環境的にも森林が多いというような町だと思っておりますので、三股町も弓道場とか物産館、体育館等いろいろ木造施設を、大変すばらしい木造施設をつくられていると思いますので、今後ともこういったこと、町内もいろいろ情報発信していただいて、ぜひ今後とも木造建築がよりよい建築になるように進めていただければいいかと思っておりますのでございます。

次の質問に入ります。話題は変わるんですけれども、三股小学校の児童数の減少についてということで、この件に関して対策はとられているのかをお伺いしますが、この点は過去何回か私も質問、以前しましたけれども、それだけ深刻な問題として認識していただきたいと思います。6月の同じ内容の質問の答弁としては、改めて言うまでもないかもしれませんが、平成30年度には340人まで落ち込むのではないかと予想されているのであります。

塚原住宅の建替えやその分譲地8,000平米についても、宅地分譲等により児童数の増加につながることを期待しているとのことでありました。期待しているということで、私としてはこれは深刻な問題で、先ほど言いました、問題であると考えていますので、町長も三股小学校の出身でありPTA役員もされているということで、期待するのではなく、ふえるようにするべきではないかと私は考えております。

それについて、塚原住宅の入居や跡地の分譲、子育て世代に優先させることはできないかお伺いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 三股小学校の児童数につきましては、近年減少傾向になっていると言われるとおりでございます。

現在建築中の塚原団地B棟が、児童数減少の歯どめになることを期待しているというところでございます。といいますのは、建築戸数が今回41戸でありますけれども、そのうちの33戸が3DKの間取りで、子育て世帯向きとなっております。このようなことから来年3月の完成を目指し、4月入居に向け、募集活動を行ってまいりたいと思っております。この募集条件等につきまし

ては、町内で他市町村の募集条件等を参照しながら検討中でありますけれども、子育て世帯優先入居の方向でとり進めたいというふうに考えております。

また、建替えに伴う跡地の活用については、三股小校区の人口増対策として一般住宅用地として位置づけているところですが、質問にありますように、子育て世帯を優先といった具体的なことについては、今後の検討ということにさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 子育て世帯に配慮しているということで、ぜひそのようにしてもらいたいと思っております。

次に、児童数についてはいろいろご意見があるんですけれども、その中で私が子育て世帯のお母さんたちとちょっと意見を交わす会があって、その席で交わしたんですけれども、三股町は子育てがしやすいということを感想をいただいております。というのは、乳幼児の医療費がかからないとか、無料ですか、はい。あと、その方は低学年の小学生がいて、そのときがちょうど夏休みでですね、子供が夏休みになると虫歯の治療に行かなきゃならないということで、歯医者さんに行けばお金がかかるわけですよ。幾らかかったかはちょっとわからないんですけれども、できればそれを低学年に限ってですけれども、全額負担できればいいなということが述べられました。私も即答できなかったんですけれども、こういったことで要するに減少対策として医療費とかそういったことを負担軽減することにより、子育てしやすい世帯がふえてくるんじゃないかということで、小学生とか子供の増加になるんじゃないかということで、これも人口増ということで、そういったことは考えてられないのかということで、これは質問にはなかったんですけれども、できればわかる範囲内で考えてられれば、考えてなければ考えてないということでお答えできればいいかと思っております。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 来年の予算編成に向けてこれから動き出すわけなんですけれども、各課のほうでも既に動いているわけなんです、言われましたように三股町は子育て世帯に対して非常に優しいといいますか、そのような施策を長年積み重ねた結果がそれなりの成果が出てるといふふうに思います。今言われましたように、乳幼児の部分については無償化と無料化というのを実現してますけど、それ以上の部分についてできないかということでございますが、これもやりたいなという、個人的には思いますけれども、今回の9月補正でもご案内のとおり、交付税等が減っております。いろんな意味合いで財政上非常に厳しいということで、そして先ほどもありましたけれども、やはり産業の活性化も図らなくちゃならんと、いろんな住民ニーズがございます。そういうところな全体的なバランスを見ながら、できるのかできないのか、いろいろと検討させ

ていただきたいというふうに思います。個人的にはそういうところの一部無料化といいますか、段階的に引き上げていくという方向は今後の課題かなど、やりたいと思いますけど今後の課題かなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 今、答弁がございましたように、小学校の児童数の減少あるいは人口、今は三股町は少しずつふえているんですけども、そういったことも今後いつまでふえるかもわかりません。ふえればふえるほど財政的にはちょっと豊かっているか、楽になるかもしれませんが、そういったことも含めてよりよい町づくりを図っていただけるようお願いしながら、次の質問に入らせていただきます。

学校教育についてでございますが、6月に新しく教育長が就任されましたが、学校教育について決意をお伺いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 先ほどは座ったままお答えしようとした、すいませんでした。

立って就任の決意を述べさせていただきたいと思います。去る、6月21日に教育長に就任いたしました。ちょうど3カ月が経過したところでございます。その間、町長初め議会の皆様、そして何より町民の皆様の目に見えない力添えを感じております。

三股生まれで三股育ちであることは既に申し述べておりますが、ふるさと三股の教育に携われる喜びと同時に、大きな責任を感じております。これまで外から見ていた三股の教育を現実のものとして実際に経営していくには、全身全霊を傾け、身を賭す覚悟の必要性をこの3カ月間、日を追うごとに強く感じているところでございます。これまでのやり方をさらに強化し、継続するもの、新たな成果を求める取り組みが必要となるもの等ありますが、7校の小、中学校と連携を図りながら、教育委員会は教育委員会としての使命を果たしていく所存でございます。

その最大の使命は学力向上でございます。自然豊かな花と緑と水の町で、確かな学力を身につけさせるとともに、アスリート三股として、これまでの活動がさらに充実し、文武両道の三股っ子を育てたい。

次に、文化芸能活動の充実であります。生涯学習の時代に入り、児童生徒のみでなく、一般社会人の学習活動を支援し、生きがいのある生活を送ってほしい。また、町内に残る文化財や遺跡に触れ、今日の三股町のよさは時代の流れの中から先人たちが得た努力と知恵の集積であることを認識し、生きる力としたい。このような使命を果たすため、教育委員会として最大の努力をしていきたいと考えているところでございます。

最近ではいじめが顕在化し、マスコミの大きな話題となっておりますが、深刻ないじめほどの

学校、どのクラスにも、どの子供にも起こり得るものと受けとめ、その防止策に教育委員会、町内各学校取り組んでいるところでございます。教育問題は、ひとえに児童生徒の健全育成にあると言えます。明朗快活、忍耐強く、たくましく、賢明な児童生徒育成に議会の皆様も引き続きご協力いただきますようお願い申し上げ、私の決意といたします。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） ありがとうございます。今、教育長の心強い決意を頼もしく思ったところでございますが、なぜ改めてお聞きしたかと言いますと、6月の就任のときは挨拶いただいたんですけれども、今回は記録に残るということで、ぜひそのように進めさせていただければよりよい学校づくりができるんじゃないかと思って、質問させていただいたところでございます。

先ほど申し上げましたように、小学校については児童数の減少、中学校については減少はしているもの、県内唯一のマンモス校ということで、一昔前に荒れた時代がございまして、そういったことがまた起こらないようお願いしたいと思っております。

また、町の総合計画の中に学校教育の充実として6つの施策を掲げております。改めて言う必要はないかもしれませんが、1つ目が「特色ある学校づくり」、2つ目が「学校指導の充実」、3つ目が「生徒指導の充実」、4つ目が「体育、健康に関する指導の充実」、5つ目が「人権同和教育の推進」、6つ目が「教育研究所適応指導教室の充実」をうたっております。

そういったことを踏まえながら、教育長の決意を踏まえながらそれをあわせて、今後よりよい学校づくりをやっていきたいと思いますが、次の質問になるんですけれども、そういったいじめの問題ということが、前議員からもありましたけれども、深刻化しております。けさの新聞もお気づきかと思いますが、出ております。「ネットいじめ深刻化」ということで動画サイト、掲示板で個人中傷ということで、おわかりかと思いますが、先ほども申し上げましたように、人権同和教育の推進として、町はこのいじめ問題が全国的に深刻化する前に対策をとるのが当然だと思いますけれども、お互いの人権を尊重し、心の痛みを理解できる人間性を育み、いじめや差別等の解消を目指した取り組みを進めると規約にあります。そこでお聞きしますけれども、このような施策を踏まえて、子供たちに対して教育指導を行っていると思いますが、現状としていじめがあるのかということですね午前中の答弁でなかったという答弁でありましたが、それではいいんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） すいません、当面、いじめ問題が全国的に深刻化しているが、町内の小・中学校の現状と防止策についてということでお答えさせていただきたいと思っております。

いじめとは、文部科学省の定義により、「子供が一定の人間関係のある者から心理的、物理的攻撃を受けたことにより精神的苦痛を感じているもので、いじめか否かの判断は、いじめられた子供の立場に立って行うよう徹底させる」という認識に基づいて把握しております。具体的ないじめについては、先ほども出ましたけれども、パソコン、携帯電話での中傷、悪口なども含まれますし、いじめの把握も発生件数から認知件数とするものであります。

このような定義に基づいて、昨年度、文部科学省が問題行動調査で把握したいじめは、全国の小・中・高校で7万231件で、前年度より7,399件減り、県内の小・中・高では114件、昨年より6件減、全国で3番目に少なく、県内の小学校は19件で、昨年より4件減、中学校は29件で、昨年より13件減との報道がありました。

本町では小学校で1件ありましたが、解消しているとの報告をしたところでございます。また、今年度、文部科学省が独自に4月以降8月までのいじめ問題への取り組み状況に関する緊急調査を行いました。冷やかしかからかい、仲間外れや軽くぶつかられたとすることはあるという回答はあるものの、学校として児童生徒の生命または身体の安全が脅かされるような重大な事態に至る恐れがあると考えられる回答はありませんでした。

このように児童生徒の状況は毎月、生徒指導状況報告として町教育委員会、南部教育事務所、県教育委員会に行うようになっており、町教育委員会も同様の報告を受けております。町内すべての小・中学校では、いじめ不登校対策委員会あるいは児童生徒指導対策委員会を設置し、定期的に児童生徒の実態把握を行い、面談指導等の具体策をとっているところでございます。特に、大規模校の三股西小学校にはスクールソーシャルワーカーが、三股中学校にはスクールカウンセラー等が配置してあり、教育相談等にその効果が出ているものと考えられます。

今後さらに充実した取り組みにしていく所存でございます。これからも小・中学校との一層の連携を図りながら、児童生徒のいじめ防止対策等に取り組んでいく考えでございますので、議会及び議員の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 答弁の中で1件あったということで、現場がわかったというか、その中で、先ほどもネットでのいじめが深刻化ということで、そういった情報手段を使ったインターネット上での投稿とかいろいろそういったことがあります。そういったネット上での調査とか対策は考えてられるんでしょうか。お聞きします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 今のところ具体的にそういう事例がございませんので、いわゆる携帯電話等についての情報マナーという点についても、このいじめ不登校委員会等で各学校で独自に

対策を練られているというのが実情でございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） いじめについては、いろんな難しい問題があるかと思います。いじめのほう、られるほうの受け取り方とか、またそういったことについては早期的に発見して、学校、家庭、地域、専門の部署等で取り組んでいかなければならないかということで、我が町からというか、もう学校からそれ以上出ないようにご配慮のほうをよろしくお願ひしたいと思いますけれども、私の話になるんですけれども、私たちが生徒のころは、中学校の頃は3年生に番長というのがいまして、体育系の柔道とか野球部とか、そういった番長がいまして、怖いんですけれども正義の味方というか、下級生の面倒を見てくれたということで、この時代はいじめというか、そういうことは余りなかったというか、認識が違うかもしれませんけれども、そういうふう考えていますけれども、逆にこの時代というか、その当時に先生に1人いやらしい方がいられて、男なのに女らしいということで、そしてそれを生徒が逆に先生をからかったということで、先生をいじめたというか、そういったことがあります。これは時効ですので、私からは申し上げませんが、そういったことに先ほど言いましたように、いろんな情報手段とか出てきますので、そういった情報が発信しやすいというか、それもまた見つけにくいとかいろんなことがございますので、先ほど申し上げましたように、連鎖反応しないように、また我が町からこういうことが出ないようにしていただければいいかと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

また、次の質問に今度は入りたいと思いますが、広域農道の整備についてということで、ちょうど1年前も質問したんですけれども、そのときの答弁として、農林水産省の基準ということであり、大型車の交通量は5倍にふえたことによる傷みが激しい要因であることの答弁ですけれども、この路線は、いろんな歩道も整備されておらずというか、白線が引いてあるだけで縁石もありません。特に、大型車とかトレーラー、たまには石油を積んだタンクローリーも走ったりして大変危険なんです。歩いていて、風圧で危ない目に遭うとか。

農道前のお年寄りがこの道について申されたんですけれども、そもそも大型車は、昔は、通行しない条件で工事を許可したということでございました。普通の乗用車が、農耕車が5倍ふえても、そうは傷まないと思うんですけれども、あえてお聞きしますけれども、町内路線で、交通量が5倍にふえたあるいはそれに匹敵する路線がほかにあるのか、ちょっとわかれば分かる範囲でお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） ご質問の広域農道ですが、基本的には大型車も通るといって、一

応計画にはなっております。当初の計画では、全く大型が通らないということではなく、大型車が通るといふことになっているのですが、その基準、当初の考えてたより5倍ほどふえてきたということですので。ご理解してもらいたと思います。広域農道のように、大型車がふえたというのは、町道的にはまずないという考えでいるんですが、県道については特に安久、今市財部線ですか、今市橋の改修がされましたので、あそこが物すごく大型車から一般車がふえてるといふこととして、相当他路面等も傷んでいるという状況でございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） そこで、広域農道にどれだけの住宅とか事業所が建っているかを調べたところですけども、おおよそ100軒ぐらいあるんじゃないかということで、そういったところがいろんな騒音、振動、大気汚染とかそういうことに悩まされてということがありますので、予算も組んであり、補正も組んだということがありましたので、整備のほうをひとつよろしくお願ひしたいと思います。9月上旬、今月上旬に、上米公園下の交差点ですか、ちょっと危ないところ、あそこで接触事故がまたあったと聞いておるんですけども、いわゆる清流園のほうから来るのはカーブでちょっと見にくい、南側のほうは直線で飛ばしやすいということで、そこもちょっと重大事故が起こる前に、また予算もあると思うんですが、そういったことがないようにいろんな整備あるいはまた側溝のほうもちょっとお願ひもしたと思いますけれども、歩行がしやすいあるいは通行しやすいようにということで、そういったことも是非ですね検討していただいでですね、整備のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

時間がちょっと長くなりましたが、今回の質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ここで、2時30分まで本会議を休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時30分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位4番上西さん。

〔7番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（7番 上西 祐子君） 通告に従いまして、質問していきます。

まず、農地・水・環境について質問いたします。日本の農業は、多くの農家が米を基幹作物に

して、野菜や果樹との複合経営あるいは賃労働兼業、農産加工や土建業、商店などさまざまな形で農業に携わり、地域農業を支えてきました。現在もそれが基本ですが、1960年以降の自由化政策のもとで、麦、飼料、大豆などの畑作物、生鮮品を除く野菜、果実、畜産品などの生産が壊滅的な被害を受け、食料自給率は40%以下となりました。国際競争力強化を旗印に規模拡大が持ち込まれましたが、政府の価格政策の放棄、減反による生産縮小などによる採算性の悪化で、離農が相次ぎ、規模拡大した農家もごく一部を除き、自立的な農業経営の道が閉ざされております。

本町でも国が減反政策を行って以来、耕作放棄地がふえ、昔ながらの美しい自然環境がだんだん少なくなってきました。地域社会の維持や環境、水資源の涵養など、農業が持っている多面的役割を保障することはますます大切になってくるのではないかと考えます。

農林水産省も平成19年度から、地域協働による農地、農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取り組みに対し支援を始めました。本町でも各地区7つの団体が補助金を受け、活動されているとのことですが、具体的な活動と目的、その評価、これからの対策を質問いたします。

あとは、質問席にて質問していきます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 農地・水・環境保全対策事業について、その事業の評価とこれからの対策についてのご質問でございます。そこで、農地・保全管理支払交付金事業についてご説明申し上げます。

この事業は大きく分けて3つの分野がございます。1つは農地や水路等の農業支援の基礎的な保全管理活動に対する支援、2つ目は生物多様性保全、景観形成などの農村環境の保全を支援する共同活動支援、3つ目が老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修、更新等の活動に対し支援する向上活動支援があり、それぞれが対象となる農地面積に応じて交付金が支払われておるところでございます。

三股町におきましては、先ほど言われましたが、平成19年度に大野地域資源保全会が事業を開始し、平成20年度から、早馬下や梶山の水資源等を守る会など6団体が事業を開始し、合計7団体が共同活動支援交付金を受けているところがございます。なお、平成24年度から、ことしから、大野地域資源保全会は向上活動も同時に実施しているところがございます。

ご質問に事業の評価とありますが、それぞれの団体ともに、農地や水路の保全管理、砂利補充等による農道の保全管理などに取り組んでおり、農地、水保全管理支払交付金の初期の目的は達成していると評価しています。

また、これからの対策としましては、過疎化や高齢化が進む地域も見られることから、地域の中心となるリーダーの育成確保や、多様な主体の積極的な参加を促し、本事業の目的に沿った展開を進め、集落を支える広域的な保全管理体制を構築していくことが重要だというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今、農地・水・環境について説明受けましたが、この事業は各地域の人たちがいろんな、農業者だけじゃなくて、公民館とか、そういうふうな形の人たちも入っていると聞いたんですが、そのあたりもう少し詳しくお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 各組織の、構成ということになりますが、土地改良組織、そして地区公民館、あるいはその農業関係の諸団体と申しますか、地域農業集団であったり、集落営農集団であったり、そういった方々が役員さんというふうになられております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） その場合、農業者が代表者になるとか、そういうふうなことではなくて、誰が会を代表してもよろしいわけですか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） その点につきましては、その組織化するときに協議をいただきますので、その中から選んでいただきます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） この事業は国がお金を出して、県も出してというふうなことで聞いているんですが、町の23年度決算によると農地、水、環境保全対策負担事業として438万6,000円となっております。このお金の流れを少し聞きたいのですが。各団体にどれぐらい流れているのか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 町の438万6,000円という平成23年度決算につきましては、町費25%の分でございます。また、県費が25%、そして国の費用が50%ございますので、私どもの持っている事業費が若干異なってきますので、それぞれの団体ごとということになりますと、申しわけありません、ここに24年度の計画を持ち込んできておりますが、24年度でいきますと早馬下が156万2,000円——概算で申し上げます——樺山地区が249万4,000円、そして大野地区が120万2,000円、長田地域支援が199万3,000円、そして樺山地区が554万7,000円、蓼池が338万8,000円、一本杉が

127万円、こういった形で数字が出ております。これは、全て対象地域内の水田面積に単価を掛けております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1、このお金というのは、町が直接、この各団体に流しているわけですか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） これにつきましては、県の農地・水・環境保全向上活動推進協議会というのがございます。そちらのほうに申請をした後、国、県、市町村の負担金をとりまとめた形として、県の協議会のほうから一括して各地域の活動組織の通帳に振り込んでおります。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 23年度で言いますと1,754万4,000円が、大体7団体に支給するというふうなことになりますよね、単純に計算した場合に。その人たちがどういうふうにお金を使うのか、何にでも使っているのかどうか、そのあたり、ちょっと詳しく聞きたいと思えます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） ただいまのご質問は質問事項の中の②として、チェックはどのようにされているかということでお答えしてよろしいでしょうか。

○議員（7番 上西 祐子君） はい。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 各団体の指導とチェックというご質問でございますが、給付活動支援金事業の進め方、先ほど申し上げましたように進め方に沿ってお答えさせていただきますと、本事業に取り組もうとする場合、その地域における活動組織をまとめていただくこととなりますが、町では組織化の段階で地域からのご相談を受け協議をさせていただいております。

次に、地域における協定の締結、地域からの協定の認定申請、そして給付活動支援事業の申請となります。それぞれの段階で、ご相談は産業振興課のほうで受けております。

交付金につきましては先ほど申し上げましたように、県と協議会が一括して各地域の活動組織の通帳に振り込んでいくこととなります。

事業につきましては、先ほど質問で述べた各種事業ごとに、地域からご相談があった場合に、産業振興課の担当職員がそれぞれ項目ごとに当たっております。

また、チェックといわれる部分ですが、県協議会による事業監査というのがございます。

これは中間と年度末という形で、大体9月と4月の年2回ほど実施されております。

各団体ごとに、帳簿、通帳、そして書類等を役場に持ち込んでいただきまして、県協議会の担当、あるいは農林振興局の担当、そして産業振興課の担当と一緒に監査を実施しているところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 個々の活動ですね、聞くところによると、その地域の人たちが農道とか、それから用水路とか、そういうふうな工事を各人たちが出てきて協働、町長の言う協働のまちづくりというような形で、協働の地域づくりというふうなことでされてると。だから、いろんな人たちが現金収入になって、農作業の合間にそういう地域保全のための活動で、少しでも現金収入が入っていいというふうな形で喜ばれてる地域もあります。

それで、そういう用水路の補修とかそういうふうな場合に、本当にその工事がどれぐらいのお金がかかるのか、適当であるかどうか、それらは町がきっちりと、予定価格ちゅうんですか、そういうふうな普通の工事の場合は入札で予定価格を、出しますよね。そういうこともきちんとされてるんですか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 普通の保全活動の中で草刈り等につきましては、その地区ごとにお任せしておりますし。ただ、用排水路をいじるであるとか、ちょっと大がかりな事業になってきた場合には、地区の役員さん方の手に負えない場合、そういった場合は業者さんに頼むこともございます。そういった場合には、基本的に3者見積もりをおとりくださいというふうにお願いしておりますし、どうしても内容的にどうやって業者さんに頼んでいいかわからないという話が来た場合には、産業振興課の担当において、そのご指導といたしますか、そういう相談を受けているところです。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） じゃあ、町が、第三者が予定価格などを見積もってるわけではな  
いんですね。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） その団体の事業ですので、3者見積もりによって施行するとい  
う、安いところが施行するという形になってます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） なぜ、こういうふうな質問をしたかと言いますと、ある訴えがあ  
ったもんですから。団体の代表が、その工事発注者となって受注者となり、代表の会社へ事業交  
付金が約60%に当たる150万円が配分されておると、こういうふうな訴えがあったんですね。  
それで、これは、こういう事業制度を利用したモラルハザードであるんじゃないかというふうな  
手紙が来たもんですから、こういうことに関して、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど、この事業監査について9月と4月に年2回実施してるということでございます。

そしてまた、その担当のほうと協議会のほうの担当、それとまた振興局、産業振興課ということでございますので、そちらのほうでそれなりの指導といいますか、やはりそこはされてるんではなかろうかというふうに思います。そのような発注者、受注者がイコールというような形は好ましくないわけですが、そういうところは、先ほど言いましたように補修の見積もりとして3者見積もりをとって、そしてその中の事業として問題なくなされていけば問題ないと。

ただ、さっき言いましたように監査の段階でそのあたりのところはどうか、それあたりをちょっと理解してませんので軽々には申しませんけれども、そういう監査等を実施しながら、この事業は進めているというふうに理解しています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 町が直接タッチしてないわけですから、きちっとした細かい、ただ3者見積もりとかそういうふうなことだけであるならば、やはり疑惑を持たれかねないわけですね。

だから、やっぱり大がかり、50万以上なんかの、用水路あたりはかかると思うんですが、そういうふうな工事であっても、やはり施行1カ月ぐらい前には、その事業を担当課のほうに事業申請を行い、本当にその金額なのかどうか、そして工事が終わった後も、そのきちっとしたその金額なのかどうか、そこら辺はちゃんとしたチェックちゃんか、なされないと、税金なわけですから、まずいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 先ほど申し上げましたように、その都度、大きな工事は特に、その団体等からご相談が、よく産業振興課のほうに来ますので、来た段階でどの程度の事業であるかというのはこちらで見せていただいております。

それにのっかって、こういう業者がいますよ、こういう事業形態がよろしいんじゃないでしょうかというお話は若干さしてもらってます。その後のチェックにつきましても、終わった後につきましても、適正に施工されているかどうかは確認には行っております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今年度から、また新たに始まるというふうなことです、今までこのお金が、県のほうに協議会のほうに出て、その県のほうから各団体にお金が入ってるということで、町のほうのその指導チェックは少し、やっぱり甘くなったんじゃないかなというふうには思うんですね。

やっぱり各団体の方々は、土木関係に関してはほとんどの人が素人なわけですから、その中に

こういう代表の人が工事を受けて独占してやっってることになったら、やっぱり地域の人たちはおもしろくないというんですか、この協働協力、せっかく農業関係の今までのいろんな、農業関係だけでなく公民館とかそういうふうな人たちも含めてトラブルが起りかねないわけですから、そのあたり、やっぱり補助金なわけですから、きちっとした目配りをしていただかないと、せっかくの三股町の協働協力まちづくりが、こういう形で崩れていくことは後ろ向き、逆行になってしまうわけですから、そのあたりをくれぐれもきちっと指導していただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。本町の70歳以上の方々は、22年10月1日の調査によりますと約3,600人、町の人口比では今のところ15%ですが、あと10年もすると4人に1人は70歳以上となり、着実に高齢化が進みます。

本町でも、昨年から80歳以上高齢者世帯、単身高齢者の名簿づくりに取り組まれ、安否確認をする施策も進めていかれると思います。高齢化が進むと、地域からの孤立、ひきこもり、老老介護、ひとり暮らし高齢世帯の増加、孤独死、認知症高齢者の増加など、どう取り組んでいくのか。行政も、地域も、家庭も、お互いに協力し合うことのできる地域の福祉ネットワークを構築していく体制づくりが求められます。

高齢者や障害者、子育て中の親子など、孤立しやすい人々が集まりやすい場をつくる。そのために、現在使われていない町の施設、また個人の空き家を借りてセンターづくりなど考えられないのかお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 空き施設、空き家対策についてということで、高齢者センターとして空き家、空き施設を活用する計画を取り組む考えはないかということですが、高齢になっても元気で生きがいを持ち、住みなれた地域で自分らしく生き生きと暮らしていくことが誰しもの願いであります。そのためには身近な地域で人と人とのつながりを深めることが大変重要だというふうに思います。高齢になると家の中にひきこもりがちになり、地域で孤立してしまうおそれもあります。

本町におきましても、65歳以上のひとり暮らしの方々と75歳以上の高齢者だけの世帯の方々が、ことし4月1日現在で2,416人を数えており、今後も増加していくものと考えられます。このような状況下にあって、高齢者の孤立や認知症を防ぐためには、高齢者を初め地域の誰でもが気軽に立ち寄って、お茶を飲んだり、食事をしながらおしゃべりのできる居場所づくりを進めるなど、地域とのつながりをつくるのが効果的でございます。

この居場所づくりの施設の立地場所としては、歩いていけるところにあることが理想だというふうに言われております。今回、地域政策室のほうで空き家調査を実施しますので、その結果を

利用して、その所有者への意向調査、空き家が利用できる状態であるか、また施設運営及び維持管理はどうあるべきかなどなど検討すべき課題もありますので、高齢者の方々の地域の声を踏まえながら検討させていただきたいと思います。

また、現在、児童館で実施しております放課後児童クラブを、各学校か、その周辺で行うことができることとなれば、現在の各児童館を——山王原にいたしましたけれども——多世代交流の居場所づくりの施設として利用することも可能ですので、あわせて検討していく所存でございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） これからの高齢者対策に対しては考えておられると思うんですが、私も一昨年、大牟田に行って話を聞いたときに、自宅から歩いて行ける距離の交流施設をつくることで、市内に37カ所つくってるらしいんですが、やっぱり認知症予防に効果が出てるとか、そういうふうなことを聞きました。

それと、私の家の近所に2人、三味線を教えてらっしゃる、教えてるというかボランティアで、お年寄りを10人ぐらい、8地区、稗田ちたかな、とにかく公民館で何年かされてるらしいんですけど。童謡とか、普通の三味線の本格的なんじゃないんですけど、そういうふうなことをしていたら、認知症になりかかっている人が元気になられたと、そういうふうなことで、ぜひそういうふうなことも続けていきたいと。とまり病院にも行ってるらしいんですけど、そういうふうなもう町でも実例があるわけですね。

それとか、やっぱりこういうふうなことを進めていくにはボランティアていうんですか、人をどう——面倒見るち言うたらいかんけど——そういうふうな人を育てることが、人を集める、そういうお世話をする人たちをどう、高齢者問題、民生委員みたいな形の人を育てるのが、この施設も大事だし、人も大事じゃないかなというふうに思うんですけど、そのあたり、福祉のほうではどう考えてらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、お答えいたします。

先ほど言われましたように、ハード面は、どうにか整備していこうと思えば整備が整っていくというふうに思っておりますけども、このソフト面ですね、これが一番重要でございまして、全国でもお世話する方々が、しっかりしていらっしゃる方々がいらっしゃいまして、そして皆さんがそれに一緒に輪になってサロンづくりにというのを取組まれております。これをソフトづくり、この人づくりにというのは大変難しい状況でございますけども、そういう施設があるんだよというふうになってくれば、またソフトの人材づくりというのにも進みやすいのかなという方法も考えられますし。

また、市町村で、現在は都会が多いみたいですけど、空き家を使って事業を進めるところはですね。そういうところ等、ちょっと調べさしていただいて進めていかなければならないのかなというふうに思っておるんですけども。実際、こういう施設をつくっても、本当に来ていただきたい方は、性格の上なかなか外に出てこれられないという人がいらっしゃいますので、施設やら人がそろっても、実際来ていただきたいという方は、男性の方が特に多いんですけど、なかなか集まらなだろうなというのも想定できますので、そこ辺の対策も別な何かを使って人が集められればなというのは考えております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 本当に人を集めるのが一番大変なわけで、今度、うち、稗田の自治公民館ではカラオケの集い、それをするちて回覧板が回ってきたんですけど。グラウンドゴルフとかそういうふうなところに出ていく人はいいんですけど、運動の苦手な人たちは文化的、文化的って言ったらいかんけど、おしゃべりしたり、歌うたったり、そういうふうな形で気軽に行けるような集まる場所、そういうふうな形。

それと、ある民生委員の方がおっしゃってたんですけど、ワンコインで集まる場所をつくっていききたいよね、というふうなこともおっしゃってました。

だから、これからあと5年もすれば団塊の世代の人たちはもう70近くなるわけですし、退職者も大体、普通65歳以上は家にいらっしゃるわけですから、そういうふうな人たちがボランティアづくり、やっぱりボランティアだけに任せててもだめなわけで、やっぱり行政が中に入っていないとうまく進まないわけです。それで、一遍にしなさいと言ってるわけじゃないわけで、今ある施設ですよ。昔の社協の跡とか、弓道場跡とか、児童館の跡とか。まだほかにありますか、課長。お願いします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 老人福祉センターが昭和43年につくられておりますけども、それとか旧商工会館があったところですね。これは商工会はまだ使ってらっしゃいます。あと町立病院の南側に訪問看護ステーションというのがございましたが、あそこは今、倉庫状態になっております。

山王原の児童館が、現在、交流センターという形で使ってますけど、ほとんど人が来られない状況ですけども、あそこなんか地域の方々の集まりの会をつくっていただいたりすれば助かるかなというふうに思っております。県の補助金等も使えるのがあったんですけども、山王原児童館を改装しようとするれば。だけど、途中でもうやめだと言われますと、補助金の返還も出てまいりますので、そこの辺をびしっと固めてから始めなきゃいけないとかいろいろありますんで。

あと、老人福祉センターとかなんかは特に老朽化が激しいものですから、結構差額の経費も入れて、耐震を含めてしなければならないとなれば、財源的なものも考えなきゃいけないので、ちょっといろいろな点を検討させていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 私は、新しく新築のものをつくれといってるわけじゃなくて、今ある施設の再利用ちいうんですか。耐震診断はもちろんありますが、新しいものをつくるよりも安く上がるんじゃないかなと思うんですね。それと、やはり介護状態とか病気状態にならなければ、国保財政も介護保険も助かるわけですよ。

そういうふうな大きい観点から含めて、その老人対策をする場合に考えていってほしいなというふうなことを思っております。

よその話なんですけど、横須賀の県営住宅の話で、団地の中に空き店舗があったらしいんですが、そこで団地住民が「ホットタイムなごみ」とか、そういうふうなのを使っておしゃべりをし合ったりする交流センターをつくったとか、そういうふうなことだし。それから、大牟田の場合は体操教室とかですね。町でも介護、包括支援センターで貯筋、筋力を保つ、それから足もと元気教室とか、そういうふうなことを行われていて、都城の人たちがうらやましがってるんですよ。

やっぱり、こういうふうなのをこの車がある人だけが健管センターでやってるわけで、そういうふうなことを各地域、自治公民館とかそういうふうなところで、10人ぐらいずつでもやる方法もあるんじゃないかなと考えておりますので、そのあたりも考えてですね、こういういいことを広げていってほしいなと。5年、10年はあつという間に来るわけですから、ぜひ高齢者社会に向けて、いかに医療費を削減するか、介護費用を削減するか、みんなが年とっても、お互いに助け合って元気で長生きできるというふうなまちづくりを目指していってほしいなというふうなことを考えておりますので、ぜひ、そのことを町長、任期中にはしていってほしいなということを申し添えておきます。

次の質問に移ります。昨年9月議会でも、自然エネルギー政策について質問いたしました。そのときの答弁で、国の新たなエネルギー政策の動向を見きわめながら、公共施設への設置を含め効率的かつ効果的な再生エネルギーの利用促進に取り組んでいきたいと考えていると言われました。

24年度版実施計画の中に、50キロワット発電型太陽光発電システム導入費451万6,000円、事前調査費15万3,000円と書かれてあります。こういうことですので、具体的な事業計画を立てられておられるのか、そのあたりを質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） それでは、公共施設の太陽光パネルの設置についてお答えした

いと思います。

再生可能なクリーンエネルギーの供給の促進は集中から分散へ、すなわち大規模発電に頼るだけでなく、みずからもクリーンエネルギーを責任を持って生産するという低炭素社会確立の考えのもと、町は太陽光発電については公共施設への計画的な導入を検討してきたところであります。

ご承知のように、平成17年には元気の杜の建設に伴い、60キロワット発電の太陽光発電パネルを設置したところであります。その後は、財政的な理由から新たな施設への設置に取り組んでない状況ではありますが、元気の杜に設置した際には、国の地域新エネルギー普及促進事業として、国から事業費の2分の1の補助をいただくことができました。現在では、同様の補助事業もなくなりました。

このような状況ですが、まずは本庁舎への太陽光発電設置の可能性について検討いたしております。先ほどありましたように50キロワット設置に向けて調査ということで予算も組んでありますが、この設置の可能性についても検討しているところなのですが、平成24年度の国の再生可能エネルギー等導入推進事業基金等によりますと、宮崎県に配分額等が示されております。

ただ、この地方公共団体が行う防災拠点等への設置に対する基金事業なんですけども、元気の杜のときと違って、これはいろんな条件がついておりまして、例えば避難施設、防災拠点施設であること、例えば発電した電気を全て自家消費をしないといけない、それから自家発電の設備が設置されていない施設であるといういろんな条件があります。ということで、この本庁舎への設置についても、今後どのような活動ができるのかというのはちょっと検討さしてもらいたいと思っております。

また、他の自治体の例を見ると、公共施設の屋根を有償で貸し出す事業とか、あとは住民出資による太陽光発電の設置を行う事業とかいろいろありまして、その辺もそのような事業を希望する事業者等もありましたら、十分検討をする必要があると考えております。太陽光に限らず、再生可能エネルギー、水力発電、風力発電含めまして、町としての方向性を出していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 先週の県議会で再生可能エネルギー等導入推進基金事業というのが国から認められたと、宮崎県は9億円、それを基金に積むと。だから、このお金は公共施設に対しての、この町の実際の計画に対する補助かどうか、そのあたり、私もニュースのとき、詳しく聞けてなかったもんですから、わかってたら教えてください。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） 今、申された再生可能エネルギー等導入推進基金についてなん

ですが、この対象事業というのが4つほどありまして、まずは事業主体が都道府県指定都市において地域資源活用詳細調査事業ということで、調査に必要な事業費というのが、まず1つあります。

それと2つ目が、今申しました公共施設の再生可能エネルギーの導入推進事業ということで、これは都道府県から市町村への10分の10とあるんですが、先ほど言いましたように、設置におきましてはいろんな条件がついておるといことですね。

それから、民間施設の再生可能エネルギー等の導入推進事業ということで、都道府県から、民間事業者が、この再生可能エネルギーを導入するための補助というのがあります。

それともう1つは、風力地熱発電事業の導入支援事業ということで、これは都道府県から民間事業への補助率2分の1、または利子補給という、この4つがありまして、先ほど言いましたように三股町に関するのは公共施設の設置に関するということで、内容等については、また検討したいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 新エネルギー太陽光発電で県内の小中学校に、今30の学校が太陽光発電、小さいんですけど、20ぐらいなんですけど、20とか10なんですけど、そういうふうなこともやはり考えていってもいいんじゃないかなと、環境教育という面で。

何年か前に建設文教の人たちが、福岡県の大木町というふうな、生ごみで肥料をつくってる町なんですけど、そこは町内すべての小学校に太陽パネルを設置して環境教育をやるといふうなことなんですね。

私も、自分ところでつけたときにも、十何年前なんですけど、真夏が発電量が多いかと思ったら、そうじゃないんですね。やっぱり天気、5月、6月ぐらいのほうが発電量が高い。いちいち数値を見てると、そういうふうなことがわかるわけですよ。

だから今、環境教育、自然エネルギー問題というのは、もう全国的な話題になっているわけで、子供たちにも、そういうふうな面からしてもいいんじゃないかなというふうな私の提案なんですね。

それから、京都なんかは、市民から出資者を募って公共施設に太陽光発電システム設置を進めたりですね、そういうお金は皆さんから募るとか、それからゼロ円で、長野県の飯田市なんかは信用金庫あたりと話し合っ、信用金庫からお金を貸してもらって各家庭に取り付けさせて、10年間、その売電したお金は信用金庫のほうに、電気代は信用金庫のほうに返して、あと10年目から自分のものになるというふうなことをやってるところもあるんですね。

そういうふうなことを考えていけば、みんなで、町内の人たち、建設関係の人たちとか含めて、どうしたらこういうのが進んでいくのか、そして地域にお金が回るようなシステムを、そういう

プロジェクトちいうんですか、立ち上げて考えていってもいいんじゃないかなというふうに思うんですよね。そういうふうなことに、町長は何かお考えありませんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど西村政策室長も言いましたけれども、エネルギーの地産地消というようなことで、三股町はどういうふうなエネルギー政策であるべきかというところを、今年度、研究しようということで、その先進地の視察研修等ですね、それをやると。そしてまた、町の計画をまとめていくということで、今、地域政策室のほうで動いています。

ですから、この太陽光を含め、そしてまた小水力発電、いろいろなエネルギー政策があるわけなんです、バイオマスを含めて、三股町の考え方を、今ご提案もございましたが、そういうのを含めて方向づけしていきたいというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） もう一つ。高専ですか、高等専門学校がモンゴルのほうに、川崎先生でしたっけ、風車、風力ですか、あれをつくって持って行って喜ばれたというふうなことを何年か前から聞いておりますが。そのことで、その風車をこちらのほうに譲ってもいいというふうな話を聞いたんですが、そのことに関してはどうなんですか。どこに、どういうふう設置するのか、よろしくをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） 今申されたように、高専の川崎先生という方がモンゴルのほうに風力発電を設置されたということで。実は川崎先生のほうから直接電話がございまして、国の補助金で、その風力発電のその試作品をつくられたということで、もう既に、つくって8年か9年かたって、開発のための補助金だったんですが、もう用は済んだということで、現物自体があるということで、三股町ではどうですかというお話がありました。

ということで、三股町では全て無料でいただくということで、ありがたくいただきたいということをお話ししているようです。ただ、それは風力発電と太陽光のパネルが13枚ほどありまして、蓄電をするのがありまして、セットになってるようですけども、機械自体は実験で使われたやつをいただいているんですが、設置費用というのが当然出てきます。

規模も小さいもんですから、例えば完全に発電をするためっていうのには、なかなか。教育的に使うには非常にいいんじゃないかという話もいただいておりますので、その活用についても、どこにどういう形で使うのがいいかというとは、ちょっと今後検討したいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） ぜひそういうふうなことを、今、自然エネルギーに関して子供たちも関心を持っておりますので、教育的観点からも、ぜひそういうことをやっていただきたいな

と。何か中学校にも風力あるそうで、やっぱり今、本当に子供たち含めて関心が高まっておりますので、自然エネルギーに対して前向きな施策を早急に、この県の補助も5年間の期限つきになっておりますので、ぜひ検討をいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（山中 則夫君） 発言順位、5番、佐澤君。

〔2番 佐澤 靖彦君 登壇〕

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 皆さん、こんにちは。今、休憩かなと思ったところで、一息入れられるなと思ってですね、準備してましたら5番ということで、議長の方から不意打ちをいただきました。通告に従いまして質問のほうをしていきたいなと思います。

まず、臨時雇用（パート）の採用に関する事ということで。都城市は、隣の市なんですけど、市内の優先の採用、市内の雇用は、パートは市内の方優先で採用しているということで、三股の方がパートで行きたいということで、申し出をしても採用にならないというようなことを一部聞いておまして、その辺はどのようになっているのか。また、三股の現状はどういうふうな形になっているのか、質問したいと思います。

あとは、また質問席のほうから質問したいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 臨時雇用（パート）の採用に関する事ということで、三股町の現状、そして都城市のお話というようなことで具体的な内容になっておりますので、担当課のほうで調べておりますので、そちらのほうで回答させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 町事務を補充していただいている臨時職員と言われる方には、1年契約の委託職員という方と、それから短時間労働者のパート職員という方がいらっしゃいます。質問にあります臨時職員の町外居住者の採用状況なんですけれども、今年9月1日現在で委託職員の方81名のうち22名が町外、それからパート職員24名のうち、お一人の方が町外といった採用となっております。

町外居住者の臨時職員の職種というのが、調べてみますと、複式補助の小学校の先生、それから介護保険事業でのケアマネジャー、それから図書館等の図書司書といった専門的な資格を持った方々がほとんどであります。

都城市に、先ほどご質問にありましたけれども、市内優先ということで、臨時職員の採用に当たっては市内居住者を優先していますかということで確認をしたんですけれども、特にそのよう

な扱いはしていないということでした。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今、そういう話を聞いて安心したところでございますけど。実際に私のほうに電話がありまして、三股でも採用の求人票みたいなのがあるときに行くと、なかなかそれが採用されないということで、見ると、同じ人が結構採用されているというようなことを聞いたんですけど、まあそういうことはないでしょうという話はしてるんですけど、随時入れかわりでやっているのではないのでしょうかということを行ったんですけど。その辺の確認をしたくて質問したところでございますけど、その辺はどんな形になっておりますか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 基本、委託職員は1年契約という形になっておりますので。ただ、事業の長期化というのがございますので、最長3年というのを原則としております。

ただし、専門的な委託職員の方ですね、例えば教職の免許を持ってらっしゃるとか、先ほどケアマネジャーという話もしましたけれども、そういう方々についてはなかなか、事業を推進する上で3年間で切ってしまうと、事業が滞ってしまうおそれがありますので、そういう方々に限って3年以上を、また更新する場合がございます。

ちなみに、パート職員につきましては半年ということを基本としております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） それでは、その一般の町民の方が、ある程度わかるような形で、こういう特殊なやつは何年、こういう普通のパートは半年というような明記等があったり、そういうのを回覧板じゃないですけど、何か表示でもしてもらって、こういうところに行けば、こういう仕事は何年ですよというので案内ができるかなと思って、考えてるところですが、その辺の周知はできるでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 2番の募集のところに、ちょっと入ってしまいますけれどもよろしいですか。

2番のほうで、パートの募集は、どのような形態で町民に向けて告知しているのかを問うということなんでございますけれど、新年度の臨時職員を確保するために、その年の4月からの職員を確保するために、その年の1月の回覧で委託職員、それからパート職員の登録募集を今行っております。3月の時点で、ほぼ定員に達するというので締め切らせていただいているんですけども、その中に、今言いました委託職員につきましては雇用期間は1年雇用契約ですと、それか

らパート職員につきましては、おおむねという言葉を使っていますけども、おおむね6カ月以内ですよということで、回覧で周知をしているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今、2番質問のほうにも入って、私も行きますけど。その雇用をすることによって、例えば若い世代の方々は子育てをしながらやってるところで、いろんな資格を持ってると仮にしたときに、子供もいるけど働きたいというときに、そうすると今度は保育園のほうの人数もふえてくる、保育園の運営もよくなる。幼稚園とかですね。また、資格を持ってれば、いろんな形で有利になるんじゃないかなというところもあるんですけど。それが今、民間は特に仕事をする場所がないというところで、行政のほうに頼らざるを得ないのかなと。そういう枠があれば、2人のところを3人とか4人とかってというような形で、子育てをやってる若い人たちも採用、そういうのを条件にできないのかお聞きしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 子育ての世帯を優先にというか、そういうことは今はやっていないですね。別に、そういう募集の段階で差別もしてないというところですね。うちのほうで、通常お願いしているのは、まずパソコンができる方ということで、あとは18歳以上という条件はつけておりますけれども、それ以外のものは何もつけていない状況です。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） そういうのを、今後またいろんな形で公募してやっていただきたいと思います。

この前、9月20日、商工会のほうで、各部会で工業商業サービス部会で行政との懇談会ということで毎年やっておるんですけど。やはり商工会ってなると、産業振興課のほうとの交流だけっていうのがほとんどだったんですけど、今回福祉課のほうと交流を持たしていただきまして、それも三股町地域包括センターっていうビデオを流してもらって、こういう取り組みをしてるんですっていう形で案内いただきまして、ずっと見てたら、そのビデオを見てるときにずうっと見ながら、まず親を介護するのに会社をやめてっていうので、いろんなところに相談にっていうので、もう最終的には、みんな男ばかり二十何名いたんですけど、涙がぼろぼろ出るぐらいの、最終的に2人で死んだ、死ぬっていうようなことまで追い込まれるっていうようなことがあって。そこで私もちょっと質問したのが、今その地域包括センターの職員は何名いらっしゃるんですかっていうことで聞いたら、13か15って言われたと思うんですよ。

この三股地域だけで、高齢になってる人たちのそういう相談をするのに3,000名ぐらいおるということで、いろんな形で相談に来てくれればいいんだけど、相談に来るところまで、まだないということで。そういうところを人員をどんどんふやすなりしていくのも一つの手かなとい

うところで。結構、私見たところで、これは本当必要だかっていうところで、それにまして——うちの父もずっと寝たきりなんですけど、うちの母がもう20年、約30年、介護のほうやっておりますけど、そこでやっぱりずうっと不満がたまって、どこにもいきようがないというときに、そういうところが支援に来てくれるていうところで。1人行けば、13人ぐらいしかいなければ、そういうところがどんどん広まっていけば、これじゃあ人数が足りないなど、ここをもっとふやすべきじゃないのかな。予算があって雇用ができるのであれば、まだそういうところが非常に、三股はこういうことをやって、ほかのことは違うんだという特色があって、そこに人員を配置すれば、いいあれができるんじゃないかなと思うんですけど、その辺は急ですけど、いかがなものでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 少し理解してるものですから、私がお答えさせていただきます。

地域包括支援センターは、大体人口2万5,000人に1カ所というところで、法的に位置づけられておりますので、三股町には1カ所でちょうどなのかなと。そして、扱う業務が要支援の方々ですので、要介護状態ということになると、これはいろんな民間の事業所もごさいますので、そちらのほうで対応していただくと。あくまでも要支援、それから介護予防ですね、こちらのほうを力を入れていくということで十数名の職員でやってるんですけども。現時点では充実しているのかなというふうに判断しておりますので、またそういうのが担当課のほうから相談に来たら、また検討させていただきたいということです。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） うちの包括センターのほうで、その介護を見てご説明したのは、多分皆さんで地域ネットワークをつくってくださいと。住民で、気づき、傾聴、つなぎ、見守りというのがありますが、自殺対策も一緒なんですけど、それを皆さんでつなごうと。だから、事業者の皆さんの——これはボランティアになってしまうんですけども——その気づくことですね。多分その2人の方も、誰かが気づいていれば、誰かが相談の場所を教えてくれれば、亡くならなかったんだろうという話なんだろうと思うんですけども。この説明に行ったんですけども。だから、人がいっぱいいるほどいいんですけど、そうもできませんので、地域住民の皆さんに気づき、見守りとかいうのをやっていただきたいというような説明だったかと思うんですけども。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） ありがとうございます。

そういうことですね、まだ町民の皆さんも、この難しい名前です、三股町地域包括支援センターっていうところで、それは何ぞやっていうところがあると思いますので、そこをやっば

り、コマーシャルじゃないですけどやって、こういうことでやりませんかというような投げかけを、ひとつ、雇用にはあれになりましたけど、お願いしたいと思います。

次に、質問に行きたいと思います。三股町の観光に関することっていうことで、今テレビ等でご存じだと思うんですけど、この宮崎県、特に日向の細島港と日南の油津港、ここにクルーズ客船ということで、中国、韓国を中心にした観光客がかなり来ておるんですけど、この前の尖閣諸島の問題にもかかわらず、9月には細島に3本、4本ですかね、約7万トンの船が入ってきます。約2,000人が、どっとおりてきます。油津にも7万トンが1隻入るっていう情報が入っておりますので。

これに関して、細島のほうはちょっと時間的に無理だと思うんですね。というのが朝8時半ごろ船が入りまして、夕方6時半には、もう出ていくよというような1日観光ということで、そのバス40台ぐらい港に停泊して、各人数で、ぱっと乗ってって、日向のほうでしたらどこですかね、高千穂、日向の馬ヶ背と、あと大型店の電気店を回る買い物ツアーってというような形で、船に乗って帰るっていうのが細島のほうですね。

日南の油津ほうは、やはり同じ時間におりてこられまして、バス40台ぐらいで飫肥城に行く、あと鵜戸神宮、青島神宮と宮崎市内の大型ショッピングセンターで帰ってくるっていうのと、ショッピングセンターがないときには綾のつり橋ですかね、あそこまで行って帰ってくると、出航の30分前ぐらい前で、もうぎりぎりっていうことで、往復で1時間半、2時間、約3時間ぐらいかかるんですから、ま、そういうところで綾のほうは大分カットされてはきてるんですけど、油津の場合でしたらこの日南線、北郷線を越えて三股のほうに、どうにかしてこっち持ってこれないものなのかなっていうのを、ここ私4回5回ほど車で走っておりますけど、もったいないなっていうところなんです。食事をする場所でも買い物をする場所でも、何か観光地があるとかにかくお金を落としてくれる。不思議なことに入場料は払わないんだけど、買い物はするっていうような、中国、韓国の人たちは風習があるんですけど、それにちなんで三股にそういうことを観光に来てもらうのはどうかなと思うんですけど、町長はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 現在、県内の港で外国船が入航してるのは、先ほどお話がありましたように、油津港とそして綱島港の2カ所であるというふうに、聞いてます。油津港には中国からの観光目的が大半だと聞いてるところです。ことしの6月から8月までに計5回、油津港へ寄港したバハマ船舶の大型客船だけを見ても8,984人、うち中国からの旅行者が8,147人となっているところです。

このほかにも、日本船舶の大型客船が寄港しているようでございます。これに海外から日本を訪れるインバウンド観光については、さまざまな課題もあると報告されています。その一つとし

まして、寄港地からの観光先については、途中の船舶内で行先を募っているという点もございます。このために、寄港した後でないで日本側の行先が把握できないということになります。

また、先ほどありましたように、国際情勢です。領土問題等も起きておりますけれども、また歴史問題こういう国際情勢いかににより、大型観光船による航海先、これも不透明なところもございませう。

三股町を観光先として位置づけていただくということは大変ありがたいことではありますが、そのためには観光客のニーズ、目的は何なのか、そのために観光地としてどうあるべきか、将来性、発展性、また継続性など検討する課題も多く、やはり慎重にこれは検討していく必要があるかというふうに思います。また、観光協会等もございませうので、そういうところとの意見交換を加えながら対応方、検討方したいなというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 中国のこれがいいからとぱっと飛びつく観光地も三股の場合は整備されてない、どうなのかなっていうところがあると思います。で、やはり、いつでもそういうふうな体制でとれるような観光地づくり、そういうのが必要かなっていうのは思います。

今、町長のほうも言われましたけども、人間性、そういうのもあると思うんですけど、日南の観光協会の方に話を聞いたら、最初の中国の方が来られたときに、一番苦労したのがトイレだということをお聞かせされました。何ですかって聞くと、日本人、日本はほとんど水洗トイレで流すっていう習慣が位置づけられてますけど、中国の場合は、用をたした後流すっていうことしないらしいんです。で、いろんな鶴戸神宮なんかも大きなトイレなんかで、用をたしたら、話をここでするのもあれでしょうけど、便器が溜まり放題で、紙は横に置きっぱなしということ、まず降りてきてからこんなでっかい紙に、トイレのやり方、手の洗い方、その辺からの指導で、最近は見るとトイレもきれいになってきているというところですね。まあそういうふうな、環境が違えばいろんな習慣が違うっていうことで、どうなのかなっていうところを、これ一応報告みたいな形ですけど、やはり徐々にいろんな方々が来られるように、町内の金を落とすだけじゃなくて、やっぱり外貨を稼ぐっていうのが観光の目的だろうと思いますんで、その辺もこれから観光協会やら商工会やらいろいろありますので、一つずつ解決して、三股にどんどんお客さんが来るように、外貨を稼ぐようにしたいと思いますけど、一つその辺はよろしくお願ひいたします。

それにちなんで、2番目の質問にいきますけど、呼ぶためには先ほども言うておるように、観光名所が必要だということ、やはりいろんな施設、前々から私も言うてますけど、大型の主要施設が必要ではないのかなっていうところで、きのうも実をいうと別府のビーコンプラザセンターっていうのがあるんですけど、別府のアリーナの近くに、こんな変な建物、塔の立った、の下のほうが会場になってるんですけど、そこでプロバスケットの試合がありまして、そこに行き

ましたけど、約2,000人ぐらいの収容です、こうなった。そこはバスケットではなくて、それこそ日曜日にクラシックカーがありましたけど、雨が降ってもその中に車が入られるってというような、もちろんバレーもできますし、コンサートもできますし、見たら国際会議場もできるってような会場がありました。それを見て、バスケットの試合は見てなくてその会場だけずっと見て、こういうのが三股にできればいいがなあっていうような空想を描きながら、町長の顔を浮かべながら、ずっと見てたんですけど、まあ何度も言うようですけど、一つ一つしていくのはできないのかなっていうところを聞きたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この②の「観光名所または施設が必要であるが、投資をし、町内を活気付ける。」これについての回答ということでさせていただきたいと思います。

観光客、特に外国の観光客を呼ぶための投資、先ほど申し上げましたように観光客のニーズ、目的また観光地としてどうあるべきか、受け皿は、そしてまた将来性、継続性、発展性などいろいろ検討する課題はあるかというふうに考えています。

これから、長いスパンで三股町の観光というのを考えたときに、一過性、言われましたように、そのときの経済情勢に左右されない、今ある地域資源を活用しながら、あるいは発掘し、そして磨きあげて、またつないでいって魅力ある観光資本といいますか、そういうものを提供すべきではないかなと、三股町は三股町らしい取り組みが必要じゃなかろうかというふうに考えてます。そういう意味からしまして、ひとつ産業振興課の担当課長のほうが今考えてるところを申し上げたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） それでは、具体的なところでお話をさせていただきます。

一つ目です以前もこの6月でしたか定例会で出ましたが、体験型観光ルートということもございます。農業分野等も様々ありまして、農産から畜産までいろいろありますが、それぞれはその条件をクリアした上でないと体験型観光もできない部分もございますが、もちろん農業だけでなく町内に位置するさまざまな企業がございまして、企業とのコラボによる体験もあるかと思われれます。

また、登山ルートの整備、そして里山の保全、そして食や工芸による観光、あるいは子供や女性に特化した観光開発など、いろんな観光開発について観光協会の皆さま初め、受け皿となる商工会とも意見交換させていただきたいと考えています。このような観点もありますが、今の三股の資源というのがございまして、それを素直に感じ取れる観光ルートの開発を中心に据えた上で、観光名所や施設の設備投資に頼ることなく、持続性のある魅力ある観光地づくりを行ってきたいと考えているところです。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 具体的にあれをするこれをするっていうのはなかったみたいですけど、今あるやつを使ってやっていくっていうことで、先を明るい扉が開けゴマじゃないですけど、開いたのかなっていうところはありますけど、まあこれからまたどんどん、今一つ一つかなっていうところはあると思います。

それと、その観光にちなんで、三股観光協会というのがあるかと思います。私も観光協会の一員にはなってるんですけど、会長はいらっしゃいますけど、私が商工会の青年部からこの観光協会っていうのをずっと入ってきて、一つ疑問になってるのが、観光協会とはいっても、上米の桜祭りや椎八重のツツジ祭り、早馬祭りの三大祭りの予算の受け皿ですぎないのかな、予算はですね。本当に観光協会のいろんなところの観光協会っていったら、いろんなところの観光協会の交流、もしくはアピールするのに観光協会がっていうときに、例えば大阪行く、東京に行く、会長が行くって言ったときに、予算がありません。観光協会っていうようなところで、本来の観光協会のあれができてないんじゃないかなっていうのがあるんですけど、まあ都城が都城駅の横に観光協会っていうのがありますけど、三股の場合は、駅に行ったら右側くいまーるのバスの事務所になってますもんね。その辺からまず、間違いじゃないのかなっていうのもあるんですけど。やはりあそこにお客が来たら観光のことがわかるって、まあ、横のほうでもよろしいんでしょうけど、やっぱり玄関口は、ぴしゃっとするのがいいんじゃないかなと思うんですけど、このなかなか予算がないってことで、3つの受け皿ってだけで私は考えるんですけど、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） おっしゃるとおりですね、現在では、ツツジ祭り、春の祭りの受け皿という感が否めないところでございます。

その中でもですね、やりくりの中で今、いろんな部分で例えば午前中の質問にございましたように、大阪に行ったときに、一部観光協会のほうからいただいたり、そういったふうにやりくりはしてるところでございます。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） まあ今後、やはり三股をアピールしていく上では、この観光協会がやっぱり中心になって先頭になって出るっていうのが必要かなっていうのがあると思います。それにちなんで、観光協会もお金がないながら、三股よかもんツアーとかそういうところで徐々に夏休み、収穫の秋、冬っていうことで、アトリエロード、三股の場合はそういうところで陶芸家が集まっておりますけど、その辺でやはり、もうひとつアピールしていくのにどうなのかな。

で、あとはその南九州大学をアピールしながら、巻き込みながら、また東高校も22、

23で高校生レストランっていうようなお金は出しますが、高校生がつくるレストランっていうことでそういうのをずっとすると、長田の一番上から都城の境までずっとつながってくるのではないかなと思うんですけど、まあ、その辺は今、産業振興課長も言われたように、一つ一つだろうと思うんですけど、その辺の計画はどんなものでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 今、お話の中にありましたように、アトリエロードを使ったイベントと申しますか、そういったものは一部観光協会の中でも考えられておられます。

また、南九大そして東高校についても、いろいろな面で今、南九大のほうとも関係持たせていただいておりますし、実際、これまだ企画の段階ではございますけれど、都城東高校の先ほどおっしゃった高校生レストランでございますか、私もきのう行きまして、町長、教育長とも一緒になりましたけど、十分繁盛してございましておいしゅういただいたんですが、あの高校生レストランをやってっしゃる先生と先日お話をさしていただきまして、何かコラボできないかということで、ふるさと祭りにふるさと大使の上原さん、シェフの上原さんが来られる予定になってますので、それと東高校調理科とのコラボという形です、今、企画をしているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） ぜひ、そういう仕掛けをして、いろんな形で巻き込んで三股を盛り上げていくっていうのが必要かなと思っております。

最後になりますけど、私もずっとここに立って話をしていると、皆さんと話ができるんだけど一つだけ、副町長と話が、質問ができないというのがありまして、ここ三股に住まれてこの三股の食がおいしいとこやなんやらっていうところがひとつあればアピールをしていただきたいと思えます。（笑声）

○議長（山中 則夫君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） 私も副町長に就任以来1年7カ月がたちました。その間いろいろな方々と話をさしていただきまして、私が話していることは三股にはいろんないい素材があると、あとはそれをどう生かしていくかということじゃないでしょうかと話しております。

三股のいい食という話がございましたが、まあ長田米にしてもあるいは畜産にしてもそれぞれいいものがあるんですけども、それが出回ってるわけですが、それをどう三股と結びつけていくか、消費者にどう三股のことを知ってもらうか、観光にしても、長田峡を初め、いろいろなものがありますけども、いろいろと体験型観光ルート等も考えておりますけれども、それをいかに知ってもらうか情報発信をもっと進めて、工夫をこらしていかなければいけないと考えているところでございます。

そういったことは、産業振興課のほうでも、例えば物産であれば今後の開拓すべきものはどう

するのか、これまでの大都市でいいのか、あるいは九州内か、そういうのもあると思いますし、私もそういういろんな観点から三股を売り出していくようなことを考えていきたいと思いますし、個人的にもいろんなツールを使いながら、発信していきたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 非常に力強いお言葉、まして町長とちょっと違う方面でいろんな形で町長と副町長、この二人でこの三股がうまいこといくのかなっていうところで、いい話を聞きまして、私もまたひとつ頑張らないかんという意識をいただきましたんで、これから三股が発展するように、私も頑張っていきたいと思いますんで、よろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 本日の一般質問はこれにて終了いたします。残りの質問は、あす行うことにします。

\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

○議長（山中 則夫君） それでは以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時57分散会

\_\_\_\_\_

議事日程(第4号)

平成24年9月25日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君  | 2番 佐澤 靖彦君  |
| 3番 堀内 義郎君  | 4番 内村 立吉君  |
| 5番 福永 廣文君  | 6番 指宿 秋廣君  |
| 7番 上西 祐子君  | 8番 大久保義直君  |
| 9番 重久 邦仁君  | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 |            |

欠席議員(1名)

12番 桑畑 浩三君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|           |            |
|-----------|------------|
| 局長 上村 陽一君 | 書記 久寿米木和明君 |
|           | 書記 谷口 光君   |

説明のため出席した者の職氏名

|              |        |                 |        |
|--------------|--------|-----------------|--------|
| 町長 .....     | 木佐貫辰生君 | 副町長 .....       | 石崎 敬三君 |
| 教育長 .....    | 岩崎健一郎君 | 総務課長兼町民室長 ..... | 大脇 哲朗君 |
| 地域政策室長 ..... | 西村 尚彦君 | 税務財政課長 .....    | 渡邊 知昌君 |

|         |       |        |        |       |        |
|---------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 町民保健課長  | ..... | 山元 宏一君 | 福祉課長   | ..... | 岩松 健一君 |
| 産業振興課長  | ..... | 丸山浩一郎君 | 都市整備課長 | ..... | 下沖 常美君 |
| 環境水道課長  | ..... | 鍋倉 祐三君 | 教育課長   | ..... | 重信 和人君 |
| 会計課長    | ..... | 財部 一美君 | 教育委員長  | ..... | 坂元 克吉君 |
| 選挙管理委員長 | ..... | 山元 秋夫君 |        |       |        |

---

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（山中 則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、議会基本条例及び会議規則並びに申し合わせ事項等を遵守して発言してください。

なお、昨日案内のとおり、本日は発言の順位の変更をいたします。午前の1番は発言順位7番を、午後の1番は発言順位9番を行い、残りを順番に行います。

発言順位7番、指宿君。

〔6番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（6番 指宿 秋廣君） おはようございます。それでは、4点通告いたしておりましたが、そのうちのまず最初の1点を演壇から質問して、残りは質問席からしたいと思います。

まず1番目は、空き家対策について、環境の観点から空き家の所有者の指導・協力要請についてということで、質問をしておきました。

前回私は、空き家対策の中で三股町に住所のない固定資産を所有している人に対して、家屋敷課税について県民税・町民税の定額ですけれども課税してはどうかと、そうすることによって、自分が空き家のまま放置している物について改めてその家の活用を考えていただけるんではないかということで、三股町に住所のない人ですから、税務課等にお願いをしておきました。もちろん、すぐ結論が出るということではありませんので、少し観点を改めて質問をしたいと思います。

一般、県議会が、東海・東南海・南海地震に対して、莫大な被害が出る、宮崎県にも相当な被害が出るということで報道がされました。それを受けて宮崎県は、後方支援基地を県内に作りたい、3カ所程度ということで書いてありましたけれども、三股町は今まで海がないということで、いろいろな利便性の話がありました。今回は、海がないことを逆にとり、利点として捉えてみてはどうかということで、質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、書いてありますように、環境の観点から空き家の所有者への指導・協力要請等について、今、雑草も含みますけれども、どういうことになっているのか、どれほどのものが実績としてあるのかということを質問し、その善後策については、質問席から行いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。では、ただいま指宿議員からの空き家対策についてのご質問がございました。それについて回答させていただきたいと思います。

環境の観点から、空き家所有者に対して指導・協力要請を実施しているのは、雑草の処理に関することが主であります。害虫の発生源となっていたり、道路へ伸びた垣根や樹木等が通行の妨げになったりして、近隣住民の生活に支障を来していることから、近隣住民からの通報等によりまして現地調査を行い、所有者に対して依頼文書を往復はがきで送付しまして、対策結果を返信はがきで報告してもらっているところでございます。

所有者の中には県外の方もおられることから、雑草処理等の依頼先といたしまして、町シルバー人材センターや森林組合等を紹介しているところでございます。ちなみに、ことしの6月から8月までの3カ月間に対応した相談件数は38件で、そのうちの3件が空き家に関するもので、ほかは住宅に隣接する空き地でございました。

以上のように、空き家に対する環境面からの相談件数は少ないものの、空き家に関しては、防災や防犯などの各方面から検討する必要があるというふうに思います。先ほど指宿議員が前回の質問されました課税面のことについてもでございます。そこで、地域政策室が中心となりまして、今月の下旬から11月までの2カ月間にわたりまして、町内の空き家調査を実施しまして、まずは実態把握をした上で、今後の対応策を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ありがとうございます。早速、前回の質問に対して何らかの行動をしていただくということは、大変ありがたいと思っております。

子供たちが空き家、空き地、雑草に囲まれている個人の家に入出入りする、非行の感じをやる、たばこをひっくるめてそういうのも危惧されるということで、近隣の住民の人からどうにかしてほしいと。だけど今、空き家になっているのが全て単独の所有者で持ち主が明解だというのであれば、割と手は早いんです。ところが、共同所有者である、土地と家の名義が違う、いろいろなことが想定ができます。

その中でいうと、行政のほうでそういうところに対するプッシュをしないと、個人ではもうどうしようもない。裁判を起こして所有者を一本化するメリットもないわけですよ、三股町に住んでないわけですから。そういうところが実在します。そういう事例の中で考えていくと、全国的に言うと、例えば家を行政がもう要するに裁判を起こしてでも壊してしまうとか、そういう実例もあります。少し、乱暴な言い方ですけども、そこまで歩いて踏み込むことも想定しながら調査をしてほしいなというふうに思っております。

3件があるということですけども、善意の隣人者であればあの人は知っているからということ自分でしたり、表に出てこないのがいっぱいあるんだろうというふうに思っておりますので、できるだけ正確な把握をお願いをしたいと思っております。

それでは、それを受けて2番の問題に入らせていただきたいと思います。ここに提起しておりますように、将来予想される巨大地震、先ほど申しましたが、沿岸の自治体との連携。移住はそのままですけども、ストックハウスは私の造語でございまして、要するにいろんな避難をしたときの当該沿岸部の自治体の緊急避難場所もしくは後方支援のための建物です。空き家を利用して、そして当該自治体に被害があれば、もうそういうことに手をつけることは多分無理だろうと思うんです、津波とくれば。

そうすると、津波の想定がない三股町にとっては、大変それを活用した自治体との連携ができるんじゃないかなと。そうすることによって、その自治体の災害等の緊急資材を三股町に保管して、いざというときには三股町から持ってきてもらうということも応用に想定ができるんだろうというふうに思っています。もう今や、宮崎市とも日南市とも陸続きですよ。境界線の向こうは宮崎市であり、境界線の向こうは宮崎市であります。そういうことを考えると、それができるのではないかというふうに考えてこの質問をいたしておりますので、そういうことが実際、三股町とすれば不断にそんなにお金が発生するという話ではありません。

ほかのところは、避難場所の建設とか、もしくは避難塔を建てるとか、いろんなところに沿岸部の自治体は走っていらっしゃいます。そういうことで目線を少し変えた形で、三股町として沿岸部に対するアタックはできないのかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 将来予想されます巨大地震につきまして、8月29日に内閣府が公表しました南海トラフ巨大地震による津波高・浸水等及び被害想定によりますと、本町は津波による直接的な被害は想定されておられませんけれども、宮崎市や日南市などでは、16分から18分で1メートルの津波が到着しまして、県内での最大の津波の高さが17メートル、4,000ヘクタール以上が浸水するというふうに想定されておまして、大きく被災した場合には本町への避難者の受け入れや、後方支援を行うための最前線になることも考えられるところでございます。

今後、本町でも空き家が増加する傾向を踏まえまして、災害時の避難所、備蓄備品の保管庫などに空き家を利用することは、新たな社会資本の整備をしつつ、有効な方法であるというふうに考えられます。先ほど議員が言われたとおりだというふうに思います。

しかしながら、空き家にも各種形態、維持管理はどうされてるか、老朽化がどの程度なのかということから、空き家の実態を把握しなければ、言われる移住とかストックハウスとしての活用も考えられないことから、先ほど言いましたような形で実態把握に努めたいというふうに考えています。

県ではこの後方支援基地、これにつきまして先日発表がありましたけれども、今9カ所を検討中だということでございます。この管内では、都城市の観音池公園、あのあたりを考えてるというふうなことでございますけれども、ただ先ほどお話ししましたように、そういう空き家等が実際使われれば、そこに入居とか、いろんな意味合いでの活用も考えられますので、そういう実態把握をしながら検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） それでは少し目線を変えて、総務課の所管になるんですか、今、これ津波とちょっと関係ないんですけども、大雨等になったときに深層崩壊の話が出てきていますね。鰐塚山についても80カ所、30、箇所は少しうろ覚えで申しわけないんですが、鰐塚山も宮崎の中でトップレベルだと、深層崩壊。この問題については、深層崩壊を起こすと自然ダムになって、将来的にはそれが決壊して下流の人家に多大な影響を与えるんだと、こういうふうにあります。和歌山等々の例を引くまでもなく、ごく身近にそういうことが想定できるということのようですから、総務課のほうで把握していれば、現状なりそれから数なり教えてほしいと思います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 深層崩壊につきましては、お隣の鹿児島県の出水市ですか、こちらのほうでも大きな発生したことがありますし、県内でも美郷町で発生しております。これを受けて国のほうは、平成22年度に深層崩壊の調査を行ったところございまして、先日、9月の下旬だったと思いますけれども、国土交通省のホームページに深層崩壊に関する全国マップというのを出したところでございます。

ただ、私も説明会に行ったんですけども、これによりまして今回は航空写真をもとに第一段階の調査でありまして、今後発生するのではなかろうかというところにセンサー等を設置いたしまして、市町村で数カ所だと思っておりますけれども、そういう設置したものを参考に、実際どの場所がそういう対象となる地域かどうかというのを次の段階、また公表していきたいと。約、調査が2年間かかるということで聞いておりますので、今後、国と県そして市町村と連携をとりなが

ら、センサー設置とか協力をしていきたいということで、今まだ第一段階を発表の状況で、数等は把握しておりません。ただ、位置につきましては先ほど言われたように、日南と宮崎市の境あたりがその区域にあるような状況ではあります。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 今、知りたかったのは、三股町にいかほど該当があるのかなていうことだったんですけども、まだはっきりわからんということのようですが、しかしこれは当該三股町の住民に直接生命に携わることですから、かかわることですので、早急に調査も欲しいし、それからそれに対する防災は厳しかればせめて減災をすぐ対応しなければいけないのかなというふうに思っています。

これはもちろん航空写真ですから、この可能性がある、要するに段差が少し1メートル程度落ちている、それを航空写真で見てその影で判断したということのようですから、全てそれがそうだと限定しないでしょうし、もっと隠れているところもあるかもしれないわけですので、その鰐塚山系にどうなっているのかは、少し急ぐ必要があるのかなと思います。

で、何でそんなことを聞くかちゅうたら、例えば日南にしても宮崎にしてもこの北郷線を通ればそこですよ。そうすると、今、提起しているものについて、あそこの道路は交通どめになるのかならないのか、これは大きな問題です。もしそれが該当ないですよ、せめてこの県道は確保できる予定ですよというの、早急に調べておく必要があるんだろうというふうに思いますので、鰐塚山を全て見てやるということではなくて、主要道路ですから、そういうところは早急な調査をしながらそして交通アクセスの確保という面で、早期の善処していただきたいと思っております。

町長にお願いをしておきますが、この問題については、これ一朝一夕に全てができるという問題ではありませんし、お金も桁違いにかかる話になるかもしれません。そこで、先ほど言った沿岸自治体については、例えば災害協定を結ぶとか、何かあったときにうちが後方支援をお宅へやりますよとかしたら、優先的に三股町に何かの要するに緊急避難場所をつくるとか、もしくは空き家を利用してそれを地震対策をしたり模様がえしてしまう。そして、そこを例えば当該三股町以外の自分とこの自治体の子供を、例えば山間部であれば林間学校にするとか、そこでまた考えていくんだろうと思いますので、そういう目線を少し変えて、それをPR、CMすることはそんなに金がかかる問題ではないと思いますので、串間、日南、宮崎というのは相当深刻な問題というふうに受けとめている、これは国、町、議会、ひっくるめて深刻な問題というふうに受けとめているというふうに私は感じてますので、それに対する三股町としての支援もしくは三股町としての立場というのを明確にすべきだと思いますが。再度、そういう観点から町長にお伺いをしたい。よろしくお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この問題については、この東日本の大震災を踏まえて、そしてその経験を踏まえてといいますか、ちょうど岩手県の遠野市、そちらのほうが後方支援基地として今回大きな役割を果たしたということでございます。

そういうのを踏まえまして、宮崎県であった場合どうするかということを町村が考えて、町村会等の場を踏まえながらも検討をし、そしてまた県のほうにも申し上げているところでございます。そういう意味合いから、県のほうが今回9カ所を指定したということでございますが、本町はその中に入っておりませんが、ただ今回このような調査を踏まえながら、そして三股町としてのできる支援という形を見つけながら、提案を提議していきたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひ、三股町独自で青図を書いて、三股町の活性化、一石二鳥なのか三鳥なのかわかりませんが、そういうことも模索する必要があるのかなど。それがまた当該の例えば宮崎市であったり日南市であったら、その職員がそこに入り出すことによってまた活気も出てくるでしょうし、地域とのつながりもまた出てくるでしょうから、そういうことを目線を変えた対応もお願いできればいいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

さて、2番目の問題に入りたいと思います。きょうは教育委員長に出席願って、大変ありがとうございます。まず町長にお聞きをいたします。この私が提起をいたしました教育長に対する質問で、9市はもちろんですけども、きのう傍聴に見えた国富町、高鍋町については、教育委員長が議会に出席するっていうのは当たり前というふうになっておりますが、定例議会に、定例議会なのか本会議なのかそれはわかりませんが、本会議というのはすべてちゅう意味ですけども、臨時議会も含めてちゅうんですけれども、それはその議会によって違うでしょうけれども、三股町としてはそういう対応をしないのか、するつもりがあるのか、するつもりはないのか、答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 一度お話がございまして、ちょっと県内の状況を調べたところでございます。全部ではございませんけれども、教育委員長が出席しているところが、言われました国富町、高鍋町、綾町の3町でございました。そして、呼んでないところが三股を含めて、11ということで、あと3つのところはちょっとわからないんですが、そういう状況で。ただこの地方自治法121条を読みますと、普通地方公共団体の長、三股の場合は町長ですね。それから、教育委員会の委員長、そして選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、ちょっと三股には

関係ない公安委員会、労働委員会ありますけれども、あと農業委員会の会長です。そして監査委員、その他法律に基づく委員会の代表者または委員並びにその委任・委嘱を受けた者が、議会の審議に必要な説明のため、議長から出席を求められたときは議場に出席しなければならないということで、委員会もそうですけれども、三股町の委員会規則もそうです。町長そしてまた教育長、また農業委員会の会長と、委員長から出席を求められた場合は出席しなければならないということでございますので、どちらかというとい議会のほうの裁量と、議会のほうで検討していただいて、その必要性があれば呼んでいただくというふうに考えています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） それは義務規定ですよ。しなければならない、義務規定ですよ。要するに、それは当たり前ですよ。議長が出てこいって言ったら、いや出てきませんとはできないですよ。そうではなくて、どういうことがあるかもわからないので、執行部として率先して議会と例えば合議して教育委員会だったら小・中学校がある、私立ですけれども高校もある、この中ですから、要するに広く町民に関係があるものだから、呼ばれなくても出す、例えばここに課長さん12名ですか、いらっしゃいますけど、一般質問でも一回もしゃべらないっちゃう課長さんもいらっしゃるわけですよ。ということからいうと、出席を求められた課長だけ出席するんやという話にもなりかねないんで、町長としてそういうことを教育委員長も出席させるんだという気持ちがありますかというふうに聞いているわけで、議会が、何でこんなことを聞くかといったら、私の発言順位が変わったんですね。一つ飛んで発言をしてます。教育委員長にわざわざご足労願わなければいかんということで。ずっと見れば、発言順位は変える必要はないわけですね。そこで、町長にお聞きをしたわけです。そういうことは考えられますかということですので、義務規定ではなくて、それを答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 教育委員会、教育委員会は行政委員会でございますけれども、先ほど言いました行政委員会には教育委員会だけではなくて、農業委員会とか選挙管理委員会、いろんな委員会がございます。今回、選挙管理委員長も呼ばれておりますけれども、必要があれば、そういう形で呼んでいただければよろしいのではなかろうかと私は考えています。そしてまた、議会のほうでもそういう形で、教育委員長だけが必要なのか、あるいは選挙管理委員長も常時出席するのか、あるいは農業委員会の会長、そのあたりも必要なのか、そのあたりもちょっと議論しないと教育委員会だけなのかという話になるのか、そのあたりをまだちょっと整理できておりませんので、ちょっとここでは結論を申し上げられないという状況でございます。

以上。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 三股町が初めて教育委員長を出席させてるという話になってないわけで、先ほどあったように3町も出席させてるわけですよ。議会からの要請があるなしにかかわらず。そうでないと、毎議会ごとにその話をせにゃいかんという話になりますので、3町はどうしているのか。9市は、九つの市、9市は今どういう対応をしているのか。そういうことも、ここで答弁をしろということではありませんので、早急に調査してほしいなというふうに思います。

議会の中でそれを全て、この人を出してくれ、この人を出してくれというふうに論議をするというよりも、要するにたまたま机もあいてますよね。あいてます。後ろあいてます。そういうことを考えると、可能性としてはあるのかなというふうに。もともとこの席は3人、1人でかけてたわけですから、そういうことを考えると、そんなに無理な話ではないんじゃないかというふうに思いますので、善処方をお願いをします。

それでは、せっかくお見えになっていますが、教育委員長に聞く前に、教育長は今回初めての議会ということで、二、三、入る前にお聞きをしたいと思います。

まず1点目、私がここに先月、教育委員の承認についたときの紙を持ってきてませんので、お答えを願いたいと思います。教育長は、現職時代に義務教育に携わったことがありますか。お聞きをいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 直接、小・中学校に勤務したという経験はございません。

○議員（6番 指宿 秋廣君） はい、わかりました。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ということは、高校のところということですね。それでは、もう一つ、この問題に入る前にお聞きをいたします。いじめです。提議してます。いじめ問題についてというふうにしてますから、冒頭のその3文字、いじめについてどういう所感なのかお聞きをいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 昨日もお答えいたしましたけれども、要するに精神的、肉体的に上位にある者が、弱者をいじめ続けるというような行為そのものをいじめだと認識した、そういう状況がいじめであるというぐあいに把握しているということ、昨日お答えいたしました。同様に、これは文科省のそういう規定であるわけですが、私どもはやはり学習指導要領、それから日ごろの児童生徒への生徒指導の対応、心のありよう、そういうようなものが全て教育活動の中に埋め込まれております。

したがいまして、心豊かな児童生徒を育成する、そうすれば、相手を思いやるという気持ちが醸成されるであろうというぐあいに常日ごろ思っております。したがいまして、いつの時代にもいつの社会でも、いじめはあったんだよというような解釈のされ方をしておりますが、やはり社会的に見ていじめだと、いわゆる苦痛を相手に与え続けているという状況は、やはり払拭してあげないといけないのではないかと。したがいまして、心豊かな児童生徒を育成することが、できるだけいじめの状況が少なくなるということにつながるんだというふうに考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） いじめの定義について、ちょっと調べてみました。いじめって何かなど。そしたら、いじめは自分より弱い者に対して、一方的に身体的、心理的攻撃を継続的に加える、相手が深刻な苦痛を感じているものというふうに定義をされています。要するに、この原理がないといじめの問題は話が進まないというふうに思うんです。要するに、職場で言うとパワハラですよ、パワハラ、セクハラ。要するに、いじめというのは、子供の遊びの中でいじめというふうな捉まえ方かもしれませんが、社会通念上は立派な犯罪ですよ、犯罪。それを、いじめという言葉で子供だからということにしてるので、その問題が表に出にくいというふうに思っております。この定義を踏まえて、お聞きをいたします。

まず、いじめのアンケートがきのう話がありましたが、三股町でいじめは報告されておられません。報告する人がいません。教育委員長は携わってらっしゃったかもしれませんが、教育長は義務教育に携わってらっしゃらない。私は、ほんのかじりですけども、中学校の子供たちとは接触があります。それも、1年や2年じゃないです、30年ばかりあります。そういう観点からお聞きをいたします。

三股中学校にいじめはあると思いますか、ないと思いますか。お答えください。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 報告を受けている限り、いじめはあるというぐあいに思っております。

○議員（6番 指宿 秋廣君） あるですね。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） いじめはあるということですね、今。したら、あるという想定の中でお聞きをいたします。で、そのあるといういじめは、中学現場だけで、私は小学校には携わってませんので、中学校現場だけでお聞きをいたします。中学校にはいじめはありますか。お聞きをいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 中学校にはということですか。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 中学校にはいじめがあるというふうに認識されてますかということ  
とです。

○教育長（岩崎健一郎君） 認識しています。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ああ、あるんですね。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） さて、認識をされている三股中学校のいじめについて、二、三お  
聞きをいたします。

この最初の問題に入ります。アンケート調査でお知りになったのか、聞き取りでされたのか。  
アンケート調査、聞き取り調査を行ったかというふうになってますので、それについてお答えを  
お願いします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 私は、6月の21日に教育長に就任いたしました。それ以降、小・  
中学校の校長、教頭たちと連携をとらせてもらってます。いつも言っていることは、町教委と  
小・中学校の校長、教頭とは一枚岩だよということで申し上げております。したがって、  
小・中学校で起こっていることは、町教委で起こっていることと同じだという捉え方をまたして  
おります。したがって、私どものほうが直接アンケートをとってくれとかいうようなことを  
言わないまでも、学校の実態については現場で小・中の校長、教頭及び生徒指導、学級担任等々、  
全員が児童生徒に直接当たりながら、児童生徒のことを考えております。

ですから、学校によってアンケートをとったり、あるいはそのアンケートに記名させたりとい  
うような工夫をしながら、るる、児童生徒が健全に育つように手だてをとっております。ですか  
ら、このたび文科省のほうから、直接アンケートをとらなくてはいけないというふうに、大津の  
中学生が亡くなったときに発展しましたけれども、あのような事態が起こっていないということ  
もありますけれども、小・中の先生方が本当に骨身を砕いて、児童生徒のことを考えて指導に当  
たっておられます。

これはもうぜひ、議員の皆様をお願いをしたいことがあるんですけれども、オープンスクール  
というのを小・中は持っております。そのオープンスクールの期間は、いつ学校に行って授業を  
見られてもいいし、先生方と話をしてもいいし、その実態をつぶさに見てもらおうと本当に頭の下  
がる思いです。児童生徒へのどういう思いをされているか、そしてどういう指導をされているか、  
一日だけでも結構です。で行ってもらえれば、児童生徒が本当によく先生方の指導を受けて、こ  
れだけいじめの件数が少ない町になっている。これも三股町特有のいい教育が行われているとい  
うぐあいに理解をしておるところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） PRではなくて、私が質問していることはそういうことではありませんので。もちろん、先ほど前の同僚議員からもあったように、いろいろな携わり方をされている一般町民の方もいらっしゃいます。子供さんが、お孫さんが学校にいらっしゃるという人もいらっしゃいます。そういうことで言うと、ただぽつと行って見て、オープンスクールっていったら学校側はそりゃ構えてます。そうではなくて、平生に子供たちから情報を聞くとか、親御さんと話をするとかということも十分大切だし、そういうことをやっていると思いますので、PRは別の機会にしてほしいと思います。

それでは、このいじめの定義について調査をして、どういうふうに対応したかということはお答え願いませんでしたけども、問題は、大津の教育委員会も、そのときは教育委員長でしたね、答弁をされる中で、実態認識をしていませんでしたと。これが、まず第一義でした。そして、今度はそれを本当かということで、また行政が出ていったんです。そして、いじめがありましたと、こうなったわけですよ。

だから、一番問題なのは、きょう教育委員長に来ていただいたのは、次の問題が主なんですけども、この問題も一言答えてほしいんですが、要するにこういういじめがありますよ、こういうことですよということで、1年に月一ぐらいの定例会が教育委員会の5人の委員さんであると思いますが、今まで教育委員会の中でされている新しい教育長じゃなくても、その教育委員長されている間でいいんですが、非常時教育委員会、要するに定例ではない、この問題で教育委員会開いたというのがあれば、お聞きかせをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 教育委員長。

○教育委員長（坂元 克吉君） 非常事態についての教育委員会の予定は、私が教育委員になってからございません。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ああ、ない。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 本当は微に入り細に入り、少々のこれは芽ではないかなということでも、やっぱり教育委員5名いらっしゃいますので、やっぱり共有のものとして努力する必要があるのかなと。教育長は事務の総括で、教育委員長が教育委員会の最高責任者ですから、そうなるとうそういうことを逐次入るような、もちろん行かれたりもしくは家に見えて、報告はあると思いますが、しかし、それを事務局に課すのは大変だろうと思いますので、やっぱり教育委員長の職権として、少々のことがあっても常に問題を共有するという意味で教育委員会を開くということが、教育長、教育委員長、ほかの教育委員さん3名の誰に聞いても、これがわかるような共通意識にしてほしいなというふうに思いますので、そこら辺お願いをしておきたいと思います。

さて、いじめの問題についてしました。どういうがありますて言うてされたけれども、それに対して個別的なこういうことをやっていますっていうのはなかなかありませんでした。

現場の先生は確かに一生懸命されてます。誰もサボってるとは言いません。一生懸命です。一生懸命なゆえに、文科省、県教委、学校から報告文書が山と来るんです。報告文書づくりに夜が明けたということもお聞きをします。子供たちを少しでも推薦生の中に入れるために、3年の国語の先生は過去問、作文の過去問をさして1人でも多く推薦の中に、枠に入らんかなと涙ぐましい努力をされているのも百も承知です。だけど、それだけでは。例えば祭りがあって、夜にみんなで示し合わして夜パトロールされているのも全部知っています。

そういうことがある中ですけれども、しかしそれでもいじめは起きるんですよ。そのときに、起きたときにどういう対応をするかというのが一番大切だろうと思います。マニュアルがあります。マニュアルっていうのは、要するに文科省が机上でつくったのか、それは自分たちの責任逃れでつくったのかわかりませんが、国というのは、最終的には逃げるんですよ。指導してますと、指導してます。県も逃げます。だけど、ここにいる人たちは逃げれるところがない。教育委員会をひっくるめて行政も。

そういうところから、再度お聞きをいたします。要するにこれについて、教育委員会のありよう、学校現場という形で起きた場合にはどうする、どういう対応するんだ、誰がっていうのをこう個別化するのではなくて、全部で当たらないとというのはあると思います。

校区を越えて、ほかの学校から三股中学校に来るというのも百も承知です。学校をサボって三股中学校に来る、そういう人たちが。もちろん中学生ですよ。そういうことも百も承知の上でお聞きをいたしますが、これから先、何かの対応をとられると、もしくは調査だけじゃなくていうことがありますか。ひとつ、お答えを願いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） いじめが具体的に起きたときに、どのような対応をするのかというようにございしますが、今、学校のほうには、三股中に関して言いますと、スクールカウンセラー、スクールアシスタントというのを置いております。そして、生徒指導の加配、生徒指導を特別に行うという加配を2名ほど持っております。そして、町からもいわゆる支援教員といったような形での支援をいただいております。ですから、個別に起きたときにそういうスクールカウンセラー、スクールアシスタントといったような人たち、それから生徒指導支援員といったような先生方がおられて、それで対応をいたします。

そして、昨日もお答えいたしました。いじめ、不登校というだけではなくて、いろんな角度からの委員会を持っておりますので、そういう多角的に多面的に児童生徒を見た生徒指導のあり方が駆使されるというぐあいにお考えいただきたい。そして、そういうようなことが今、功を奏

しているというところでは。

そしてさらに、それ以上起きたときには何をするかと言うと、（発言する者あり）私どもがこ  
としつくりました、いわゆる生徒指導支援体制、いわゆる町教育委員会が中心となり、町長、副  
町長、各課の課長さん、室長さん方いわゆる教育事務所、県教委、それから警察及び児相、そ  
の他いろいろ、るる関係する部署との連携をとりながら、多角的に児童生徒の支援にいかうとそ  
ういう体制を、緊急生徒指導体制ということでマニュアルをつくったところでは。ですから、そ  
ういうものを駆使しながら、さらに児童生徒の指導に当たっていきいたいというぐあいに考えてお  
るところでは。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 実際的にあつてどうされるかという、緊急的なところがないとい  
う考え方から発していることから言うると少し、そうですかとはなかなか言えないんですが、時間  
もありません。次に行きます。

教育委員会の委員の役割についてというふうにお聞きをいたします。もちろん、法律に教育委  
員会をつくるんですよと。教育長がいる、もちろん教育委員長がいるんですよと。原則、5名の  
教育委員が必要ですと。原則であつて、町村は3名でいいんですよね。5名の教育委員が必要  
ですと。議会は5名の教育委員さん、今三股が5名ですけども、に承認をして、あとは委員さ  
んたちの互選で教育委員長、教育長というふうに決まる。これ、間違いないんですよね。これお  
願いします。

○議長（山中 則夫君） 教育委員長。

○教育委員長（坂元 克吉君） そのとおりでございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） そこでお聞きをいたします。全国的には、まず教育長を非常勤に  
している自治体があることはご存じですか。お聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育委員長。

○教育委員長（坂元 克吉君） 過去にあつたことは聞いておりますが、今のところちょっと聞いて  
おりません。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 過去じゃなくて現在も、1つのところですけども、教育委員会教  
育長の身分、給与等の勤務条件に関する条例という、町村は省きます。教育長の身分ということ  
で、第2条で「教育長は特別職とし、教育委員会が常勤か非常勤かを決定する」という自治体  
があるんです。もちろん、常勤に決めるか、非常勤に決めるか教育委員会が決めるというふうにな

ってますから、そこが常勤にしているということか、非常勤にしてるといのは自由に決めるという意味です。

ということは、いろんな指導の要領が出てきてますね。これは昭和28年ですけども、教育長の身分の取り扱いという形で出てきてます。で、好ましくない、これ言い方ですね。非常勤にしているところについて、それは違法かといったら、好ましくないけど違法ではないというふうになっています。

本題に入ります。私は、教育委員会の人全てが非常勤でいいと一言も言ってないんですよ。ここに、3番の問題を先にいきますけども、組織の見直しの中で教育長と教育委員長をかえて、名前ちゅうたらおかしい、どうなのかわかりませんが、教育委員会の最高トップたる教育委員長が常勤であって、総務をつかさどるといことであれば、例えば毎日出てこんでも週3日くらいで、あとは教育課長がいるわけだから、別に教育長の補佐をするために事務局があるわけですから、そういうことという週3日程度でも。あとは教育委員長が全てをつかさどるといことのほうがいいような気がするんですが、所見をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 教育委員長。

○教育委員長（坂元 克吉君） 今おっしゃいましたように、教育長が非常勤、教育委員長が常勤ということになりますと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりますと、教育委員長は地方自治法により非常勤とすると、それから教育長は地方教育行政法16条によって、常勤の一般職に定められるとしますというふうになっておりますので、今のところ地方自治法あるいは地方教育行政法を改正しない限り、それはちょっと無理ではないかなと思っておるところですが。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 端的に行政に例えると、町長が非常勤で、副町長が常勤ちゅう話ですよ。事務方のトップですわ。全体の責任者ですわ。責任者は町長は非常勤にして、副町長は常勤であればいいじゃろて教育委員会の内部の話としてあるような気がするんですよ。何でこんなこと言うか、先のいじめとつながっているんですよ。要するに教育委員5名の共有する問題とすれば、教育委員長のほうが教育長よりも総責任者ですから、全てを知ってるほうがいいのではないかなと。私は個人的なことを言ってるんじゃないですよ、役職を言ってますから、そういうことを言っています。

これ、ネットでこうしたんですけども、いろんな賛否あります、教育長の常勤化について。私が言ってるのはちょっと趣旨が違うんですが、このほとんどのネットは経費削減という観点から言っていますので、私はそこには少し懐疑的なことを思ってますから、そうはいかんというふうに思っています。教育委員会は独立するもんだから、経費削減で教育委員会を論ずることはできないんじゃないかというふうに思っています。

まず、前提としてきた上で、これは先ほど言った経費削減ですね。県内ではいくつの村ですね、これ、教育長が空席のままあると。ある村の幹部は、現実には村職員の事務局長がいれば十分。名誉職的な教育長に、年間1,000万円近い給料を払い続ける必要性を感じない。村民からの苦情もないし、不都合はないと、こう言ってるんですよ。

これは、経費削減ですから、私は先ほど言ったように極論を言ってるつもりではありません。だけど、教育長と教育委員長の責任が普通一般住民について不明確なんです。私も役場に勤めるまで、教育長が一番偉いと思っていました。まさか、教育委員長がいらっしゃるとは思ってませんでした。入学式、卒業式のときに言われるけども、あの人誰やろうかというようなものです。そういう感じから言うと、より責任の所在を明確にするためにも、私は教育委員長のほうが常に役場において、常に教育委員会において、全体を取り仕切るわけですから、教育委員会の委員を5人招集するのも教育委員長ですから、教育長はただの事務で、それを連絡して集めるというのが仕事ですよ。もちろん議案をつくるというのは、事務方のトップである教育長がつくるものですけども、そういう観点からいって、全国的にはこういう流れもあるんだと。

何回も言いますが、私は経費削減で全てを非常勤にしろと言ってるのでは一言もありませんので、そういう観点からいって、この一石を投じるっていったらおかしいですか、この考え方も全国的にありますよぐらいはありますので、議題の一つにのせてほしいと思いますが、教育委員長の所感をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 教育委員長。

○教育委員長（坂元 克吉君） おっしゃるようなことはもっともだと思っております。ところが、今先ほども申し上げましたように、一応、教育委員長というのは、全て合議制にあって、教育委員会を代表するものというふうに既定されているようです。代表するというのは、委員長名で教育委員会の先ほどもおっしゃられましたように、権限実施する法律行為をなすことで、具体的に言いますと、教育委員会を統括し、教育委員会を招集する。しかし、権限の行使というのはあくまでも合議体としておりますので、教育委員会の決定によるもの。そして、委員長単独の意志で執行することはできないということになっております。教育委員長が単独で常勤になって、いろいろな事務を教育長が事務局で執行するということとはできないと。あくまでも、これは合議制で教育委員が合議に基づいて、教育委員会として決定したことを執行しなければならないということですので、そこら辺もちょっと無理があるのではないかと私は思っております。

ただし、いろいろ教育委員会の仕事というのがあるわけですけども、それを全て教育長に委任して、事務局で執行してもらいうふうに法律では規定してあるわけです。ただし、教育長に委任できない項が6項目ございます。その6項目については、教育委員会で会議を開いてそこで決定したことを事務局に執行してもらおうということになっておりますので、議員さんおっしゃるの

はもっともだと思えますけれども、あれは法をやはり改正しない限り無理だと思っております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 押し戻したってしょうがないので、あと13分しかありませんので。法律はここで盛った上で話してるんですね。それで、事務の委任等という欄で、第3項の中に教育長はという文言の中に一番最後に、学校その他の教育機関の職員に委任し、または事務局職員等を臨時に代理させることができる規定があるんですよ。だから、それを踏まえた上でお聞きしているわけですから、そんな要するに教条論で話してるわけじゃないので、新規にそれは論議してほしいと思っています。

もちろん、誰をどの職、その5人の中で役割分担するかというところは私は申してるではありません。けど、こういう教育委員会というわかりづらい、ほかの人から見てわかりづらい機構ですよ。教育委員長、教育長というわかりづらいのを少しでもわかりやすいように町民の方にするためには、そのほうがよりいいんじゃないのかな。

教育長で文言を出すというよりも、ほとんどの書類が教育委員長のはずですよ。役場の課長がいますが、自分たちで文書で書くのを、公文書で自分の名前で出すのは一件もありませんよ。全て三股町長名です。だから、昔やったら三股町長誰々ちゅうのはゴム印が全部あったくらいですから。だから、そういうものなので、それはできませんとかじゃなくて、なら、した場合はどうなるのか、どういうことが予想されるのか、論議してほしいと思います。よろしくお願ひします。

聞きたいことはまだいっぱいあったんですが、押し問答になってしまうので行きます。学校給食について少し聞きたかったんですが、もし時間があったらお聞きをしたいと思います。飛ばして、最後のところに入りたいと思います。

JVについて、共同企業体について、今、私は共同企業体推進論者です。少しでも町内の業者に果実というたらおかしいですか、仕事を与えるために共同企業体方式をしたらどうですか。親を町外に求めるのではなくて、なら3社で町内でできないかということも想定した上で今からお聞きをいたします。

まず質問してますように、応札時に親及び子、要するに七三とか六四とかってありますね。それを責任、要するにとったときのあれですけど、もし何かあったときには、それはどういうふうな形になるのか、要するに子に全ていくのか、もしくは親が全てとるのか、その案分でとるのか、私自身にとってわからないので、改めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この応札時の責任関係ですけれども、具体的な中身ということでございますので、総務課長に回答させます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 特定建設工事共同企業体、いわゆるJVと言われるものでございますけれども、入札においては、入札参加申請時に確認申請書とともに参加資格確認資料といたしまして、この一般的に親と子と言われる方々の事業所の特定建設工事企業共同企業体協定書、これの写しを提出していただいております。

この協定書の中身なんですけれども、これは、国の様式を参考に町で様式を定めていますけれども、第10条、構成員の責任において、「各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い、当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うもの」としております。また、解散後の瑕疵担保責任という18条でございますけれども、こちらのほうで、「当企業体が解散した後においても、当該工事に瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする」とそれぞれ明記しているところでございます。言われるように、案分については明記がないところでございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 要するに共同企業体というのは、そのときに会社ができるみたいな感じですよ、法人が。だから特定なんですけれども。要するにどうしても町外から来た業者と町内の業者では利益配分、全然違うという。三股町が親でよそが子ならまた話が違いますけれども、ほとんどの場合は町外が親で町内が子ですよ。この場合はほとんど下請に近いですよ、下請に近い。親が、全部施工管理一式から全部持っているわけですから全てを統括する。ただし、仕事をするときに優先に子供にやらざるを得ないし、企業体ですからという制約はあるけれども、感覚的にはそういうもの。

で、問題は、共同企業体、何でもこういうことを聞くかと言ったら、私は推進する立場なので、あえて聞きますけれども、要するに何かあったときに、本町のところと窓口になりやすいわけですよ。例えば東京から来た、宮崎から来た、何でもいいんですが、親子組んだ場合にペナルティを課す。何でもそうですよね。工期が間に合わんというたら、ペナルティきますよね。建設業共同企業体ですから、建設業ですけれども、そのときにどういうふうになるのかなあということ。得失でいいですから、例えば工期が間に合わなかったときにはどういうことになりますか、共同企業体。お願いします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 2番のほうに少し関連するんですが、（「ごめん、済んません」と呼ぶ者あり）検査終了後ということで2番のほうにはなっておりますので、そういう形で発言させてもらいますけれども。

発覚した工事ミスの責任については、先ほどの質問でもお答えしたとおり、当該工事に瑕疵が

あったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるとものとしており、工事のやり直し、それから指名停止処分に至るような事案につきましても、各構成員に連帯で責任をとっていただくこととしております。

2年前に町のほうが発注いたしました工事をJVで組んでいただいたんですけれども、床面のやり直しがあったんですけれども、そのときも親、子、それから工事管理者を指名停止したところでございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 今度は少し変えて、もし、完成したものを受け取った、完成検査って意味ですが、今さっき言われたのはまだ完成検査にする前に、自主的に業者のほうから言ってきたという事例ですよ、ほとんど。今度は受け取りましたと、お金も支払いましたと。その後にこれはということになったときは、どういうことになりますかということをお聞きします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） そのような事例が文化会館の建設時に、建設後にございました。そのときにもう既に完成、引き渡しを受けておまして、そしてその後、この文化会館を運営上やはりちょっとおかしいということで、その親と子に対しまして共同して責任をとっていただきまして、やり直しということで、そしてまた処分という形にさせていただいたところでございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） そのやり直しというのは、設計上は間違いはなかったんですか、それとも設計上間違いがあつてそうなったんですか。お答えください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） その点について十分詳しくは理解しておりませんが、要するに、舞台のところの舞台の下の方の部分で舞台自体を支えるところの工事自体に瑕疵があるのではなかろうかというところで、実質、設計じゃあなくて施工の段階だというふうに考えられたところから、そのJVの業者の方々を呼んで、そして業者に両方で責任をとっていただいたところでございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） それも当たり前ですかね。設計の段階で瑕疵があったのを施工業者に罪をなすりつけたら、それは大変なことになりますので。それは当たり前のことだというふうに思います。要するに設計の段階で間違ってたということであろうかというふうに思います。しかし、引き取った三股町とすれば、どっちであつても大変なことですよ、どっちであつても。

要するに、流れ的などこで言うと、今から過去の話はこっち置いて現在から未来についてお聞

きをいたしますが、まず、こういう瑕疵というのびしゃつとこうですよという大義名分的に——町営住宅の保証人じゃあないですけども——名前だけやったということにならないためにも、相当その業者に周知徹底をする必要があるだろうと思っています。それで以後のことについてお聞きをいたします。以後、例えばそのところは、業者に対して、口が酸っぱくなるほど念の上には念を入れて言ってほしいと思いますが、町長でも総務課長でもいいですけども所見をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 今JVのお話が出てますけれども、町の工事請負契約約款というものがございまして、そちらのほうでも工事に係る瑕疵ということが発覚した時点で責任を負うというものが別にございますので、今の協定書につきましては、そういうJVに対してこの約款の中ではうたっていないということでございますので、今回もこの約款そして協定書に基づいて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 要するに、共同企業体をとるということは、責任もその部分に落ちるわけですね。だからあえて聞いているわけですよ。例えば七三の三というところが、うちは三しかねえからとかちゅう形になってもらっても困るわけですね。どこか都城でありましたね。親と子でしたら、親が潰れてしもうて子を取り仕切ったちゅうのがありましたね。そういうことも想定されるわけだから、共同責任ではなくて全部責任を持ってもらいましょうと、どれについても。例えばここがいなくなっても、うちはこの分やから、親の分だからということではなくて、そういうことも明記しておかないと、協定書の中でどうだという話の中を、私はそれをびしゃつと見たわけじゃないので、再度そこら辺を吟味してほしいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 協定書の中に、工事途中における構成員、これは工事途中ということになってますけれども、構成員の破産というところで、それに対する措置というのがございまして、そのときも準用すると、この責任をです。ということですので、残ったほうが責任を負うという形にはなっております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひ、いろんな工事を今から三股町が予算の少ない中で執行するわけですから、遺漏がないようにと。私が冒頭申しましたように、できるだけ町内にということでも共同企業体方式、できれば、町内だけでできる3社、4社のJVというのも模索しながらもやってほしいということをご想定した上で今申し上げておりますので、ぜひ善処方をお願いをしたいと思います。

これは想定、質問にありませんでしたけれども、最後に、町長に、いろんな工事のときをお願いをしております。一番お願いをしているのは下請の関係です。やっぱり町長が入札会場、入札のとき、応札が済んで落札が過ぎた後にはこれは越権行為です、越権行為。これは別のところからとってきた見積もりよりも高いところからとれ。これはもう何ぼ町長でもできません。だけど、現説、説明のときに、町内業者の優先発注について、やっぱり都城市長もしてますけれども、三股町長も業者に頭を下げてでもしてもらうように、もしくはばんやむをえず都城であれば都城市とか、宮崎市とか書いた車で乗りつけんように、そういうことはぜひともお願いをしたいと思いますが、決意のほどを町長お願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 地元下請、ほんとそちらのほうを業者の方には努力してほしいなというふうに常に思っております。そういう意味合いからしますと、まず入札関係につきましては、各業者が一堂に会するというのは応札時だけでございます。ですから、後は個別に対応するしかないわけですが、個別に対応する場合にはJVでも、入札の指名に応札する場合もそうですけれども、要するに設計段階で町内の下請の場合どうなるか、そのあたりの積算がございまして、それ以前の段階でお話する必要があるのかなというふうに考えます。どういう時期、どういうタイミングでどうお話ししたらいいのか、そのあたりをまた検討させていただきながら、やり方として、方策としてあるのかどうか、そしてやるとすればどういう時期がいいのか、検討させていただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひとも、三股町、限られた予算で限られた事業数しかできないわけですから、そういうときに、こういう経済情勢ですから、それはもうしょうがないわけですが、内部で十分もんでいただいて善処方をお願いすることをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、会議を11時20分まで休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時20分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

発言順位6番、福永君。

〔5番 福永 廣文君 登壇〕

○議員（5番 福永 廣文君） 皆さん、こんにちは。昨日、5番の順番で一般質問があるかと思

いましたけれども、本日の2番になりましたけどよろしく願いいたします。

本年は、5年に1回という和牛のオリンピックであります全共が長崎で10月26日から29日にかけて開催されますけども、5年前の鳥取の全共に引き続いて、また都城地域からは福永昇さんの牛が1頭だけ、この全共に9区に出品ということが決まったわけでございます。前回、父、昇さんの牛は9区で全国のチャンピオンとなりましたけれども、また今回も息子の透さんの牛がそれに続くように頑張ってもらいたいと思います。畜産の町三股としても非常に栄誉あることじゃないかというふうに思っております。

一昨年の口蹄疫につきまして、その侵入経路についてはまだ不明でございますけれども、その拡大についてやっぱりいろいろな、人間が拡大したというのも一部ありますけれども、害虫とかまた鳥とか、いろいろな害虫、虫とかネズミとかいろいろなものを取り沙汰されております。

畜産にとっては、現在有害鳥獣でもカラスとかハトが非常に牛舎内に侵入してきて、餌の上を歩いたりして、いろいろな病気の汚染のもとになっていることが言われております。そこで、本町におきましても有害駆除が年間を通じて行われておりますけれども、その現状等についてちょっとお伺いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

以後の質問は質問席から行わせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 福永議員のほうから有害鳥獣駆除に関する事、現在の有害鳥獣の対策状況について問うと。カラスを捕獲するゲージを常設して、害虫の駆除を考えてほしいというご質問でございますが、次のように答弁させていただきます。

近年、野生鳥獣による農林作物への被害が全国的に広がりを見せるなど、大きな社会問題となっております。県内における農林作物等の被害額も年々増加を続けておりまして、農林業を営む方々の生産意欲の減退や作付の断念など、中山間地域を中心に深刻な課題というふうになっているところでございます。

本町におきましても、平成23年度鳥獣類による農作物被害状況調査では、イノシシ、猿、タヌキ、カラス、ハトなどによる被害が報告されております。議員の質問にありますカラス捕獲用ゲージにつきましては、県の補助事業である有害鳥獣わな購入助成事業に、次年度要望として事業計画を提出済みとなっております。これは生活環境の変化によりカラスの生息環境も厳しくなっており、同時に農作物被害が増加したことで極めて深刻な問題となっていることから、捕獲用わなを2基購入し、希望者に貸し出したいというふうに考えています。

そして、対策や被害状況については、詳しく担当課長のほうから回答させます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） それでは、対策や被害状況について、私のほうから報告いたします。

本町の有害鳥獣対策につきましては、平成23年度に作成いたしました三股町鳥獣被害防止計画というのがございます。それに基づきまして、三股猟友会、そして長田猟友会、県の農林振興局、JA都城、NOSA I都城、そしてまた森林組合員の構成によります三股町有害鳥獣対策協議会を設置しております。

その中で、侵入防護柵の、いわゆる電柵ですが、侵入防護柵の適切な設置方法や維持管理手法の普及を行ったり、追い上げ、追い払い活動、あるいは被害防止に関する知識の普及などを行っております。また、三股町の有害鳥獣駆除隊が結成されておまして、関連情報の提供と実際の有害鳥獣捕獲を実施しております。

被害状況につきましては、イノシシ被害が水稻やトウモロコシ、里芋など約6.3ヘクタール、177万9,000円とされています。続いて多い被害がカラスでございまして、状況報告の中で80アールというふうになってますが、2万7,000円となっております。しかし、これは報告された被害のみでありまして、現実には相当な被害が出ているのではないかと推察されております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 被害の状況は今ご説明していただきましたけれども、このカラスの被害というのは、恐らく飼料作植えつけた後のそれを引き抜く被害だろうと思いますけれども、実際、畜舎、牛舎、豚舎、鶏舎内に入っているいろいろな悪さをするわけでございますけれども、そちらのほうの害については、恐らく具体的な金額を求めるのは難しいかと思っておりますけれども、実際捕獲されたイノシシの頭数とか、カラスの羽数がわかっていたら教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） イノシシについては人数で把握しているものですから、頭数まで詳しくここに持ち込んでおりませんが、今ここに4月から6月までの間では8頭という報告が来ております。

○議員（5番 福永 廣文君） カラスについては……

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 先ほど町長の答弁で、来年度このカラス捕獲用のゲージは設置するというので、予算化されているということでありがたく思っております。それについてはや

っぱり維持費等も要ると思いますので、ただ、設置するだけで、後の維持についてもぜひ何かの予算を計上していただくようお願いをいたしまして、この質問を終わりにいたします。よろしく願いいたします。

続きまして、2番目のアスリートタウンに関する事ということで、町長はいろいろな場でアスリートタウンという言葉が口にされますけれども、それについて、具体的に取り組みされている今までのことについてお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） では、アスリートタウンのシンボルに関する事で答弁いたします。

平成23年に策定されました三股町スポーツ振興基本計画の中で、本町の目指す将来像を「みんなで築く生涯スポーツのまち、アスリートタウン三股の創造」とし、次の4つの基本目標を上げております。目標1、生涯健康スポーツ活動の推進。目標2、スポーツ施設の整備充実。目標3、スポーツ推進体制等の整備と競技の向上支援。目標4、スポーツによるまちの活力づくり推進。

なお、以上4つの目標を達成するための主な取り組みは次のとおりです。目標1に向けた取り組みとして、高齢者や障害のある人を含めたスポーツ教室やスポーツ大会等の開催。スポーツ少年団や中学校部活動への支援。目標2に向けた取り組みといたしまして、既存スポーツ施設の機能維持・充実、スポーツ施設の効果的な運用。目標3に向けた取り組みとして、三股チャレンジ総合クラブの支援。九州及び全国大会に出場する個人、団体に対する支援、宮崎県市町村対抗駅伝競争大会三連覇を目指した支援。目標4に向けた取り組みとして、全町的なスポーツイベントの開催、スポーツイベント事業等の充実を行っております。

町内のアスリートについては、三股中剣道部が全国3位、高校では自転車競技と弓道競技で全国入賞を果たしております。また、一般においては陸上の前田利保選手、自転車競技の黒木裕介選手、プロではボクシングの湯場忠志選手、競輪選手の五反田選手、下沖選手等が活躍されており、現役を引退された方では陸上の蓬原正嗣選手、溝口良信選手、剣道の轟木利孝選手がおられます。これらの選手に続くアスリートに期待しているところでございます。

今後、町内在住または出身のトップアスリートの現状を把握した上で、町のスポーツ関係団体代表の意見を十分に伺いながら、公共施設への掲示等も含め、情報発信の方法や内容を検討してまいります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 今いろんな実績、また取り組みについて課長のほうからございましたけれども、今申された過去のすばらしい選手がおるということについて、前回の県の総合大

会の折、黒木君と話して今度13回目だということで、国体の競輪の部、へえーそうかと、びっくりしまして、そういう、今申されました数多くの町の国体で活躍された方々のそういう名前とかそういうものを、今そういうことを計画をされているのをちょっと申されましたけれども、ぜひともそれをいろいろな町民が出入りする体育館内、どこか一部を使って掲示してもらいたいというふうに思います。

我々が、本当に身近にそういうすばらしいアスリートの方がいらっしゃるのに、なかなか直接話さないと知る機会がないというのがちょっと残念でございますので。そういうのが掲示されれば、また今スポーツを行っている中学生なりが見たときに、ぜひともこういうすばらしい人を目指して頑張りたいとか、そういうふうな気持ちになるんじゃないかと思っておりますので、ぜひとも実現してほしいと思っております。

今申されました中学校の剣道の方々が、町長に全国大会の報告に参られたのが新聞に載っておりますけれども、その折にでも、ぜひ、選手の激励なりはされたでしょうけれども、最後に、このメモリアルの掲示板に皆様方のことを掲示しますというようなことを、最後にまた申し添えるようなことができれば、また、子供たちにとってもすばらしい名誉となるんじゃないかと思っておりますので、ぜひとも、名前はアスリートタウンのメモリアル、名前はどうでもいいですけど、そういうシンボリックなものをぜひつくっていただくようお願いして、私の要望をかなえまして終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（山中 則夫君） それでは、ここで訂正があるようですので、産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 申しわけございません。先ほどの頭数を数字ですが、表の見間違いをしておりましたので、訂正をさせていただきます。

23年度の実績というのがありますので、そちらのほうで報告させていただきます。23年度有害鳥獣捕獲班の活動実績によりますと、イノシシが27頭、カラスが64羽、トバトは14羽、合計105ということになっております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） それでは、発言順位8番、大久保君。

〔8番 大久保義直君 登壇〕

○議員（8番 大久保義直君） それでは、発言順位8番でございます。

まず、いじめ・自殺対策についてお尋ねをしてみたいと思っておりますが、まず、町の教育委員会として、現在、いじめ及び自殺対策の取り組みについて伺いをしたいと思います。

申し上げますのも、滋賀県大津市を初めいろいろな小・中学校で自殺行為がありまして、非常に大きな話題を沸いておるところでございます。そういう観点から申し上げたいと思っております。

すが、私は、他県のことは申し上げることもございませんが、まず三股町の取り組みを教えてください。後には質問席からお願いをしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） では、いじめ・自殺対策に関することで答弁いたします。

町教育委員会では、いじめによる重大な事故が発生する前に、未然にいじめを防止するため、いじめの実態把握に全力で取り組んでいく「町教育委員会実態把握のための報告・サポート体制」を確立しております。このサポート体制はいじめをいち早く察知し、さまざまな関係機関が連携してその対策に取り組み、重大な事故につながらないよう未然に防止していこうという体制になっています。

学校においては、いじめはどの学校でも、どの子供にも起き得るという危機意識を常に持ち、いじめられる生徒の立場に立った判断を行い、いじめが発覚した場合は的確な対応を行い、直ちに教育委員会へ報告を行うものです。報告を受けた教育委員会は、学校に対し支援及び指導を行うとともに、県教育委員会や南部教育事務所、スクールカウンセラーなどのサポートチームや子育て支援センター、警察、児童相談所、医療機関などの関係諸機関と連携し、いじめの初期対応を行っていきます。

また、重大な事故が発生した場合の対応として、三股町教育委員会危機管理体制を確立しました。学校、教育委員会、消防局、県教育委員会、警察、児童相談所等が状況報告に基づき連携を行い、支援・指導を行っていかうとするものです。町教育委員会では、今回の大津市の事案はもとより、最近頻繁に報じられているいじめによる重大事件を戒めとして、いじめを未然に防ぐ体制づくりに努めていきたいと考えています。

また、自殺に対する対策として、悩みを抱えた生徒や保護者、不登校者に対するスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを定期的にお願ひし、相談も行い、児童の悩みが少しでも解決するよう、支援を行っていきます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 今、教育課長がいじめの取り組みとか、そういうものを報告していただきましたが、申し上げますと、5月の宮崎市の公立学校、5月の修学旅行において、いろいろな事件が起きました。昼のところで水を飲ませるとか、いろいろありましたが、9月の11日に、この事件が新聞に載っておるわけでございます、宮日日新聞にです。やはり、私も教育委員会におったから、あんまり申し上げたくはないんですが、ある程度は隠すような傾向があるんじゃないかなあと考えております。

これも、この前の新聞にも隠さない対策というようなことでいろいろありましたが、課長が、

今、申し上げられましたように、やはり、こういうことは小さい芽を摘んでやるということが一番大事だろうと思っております。

申し上げますと、いじめが最初だろうと思っております、起こるのがです。そして、不登校になると、そして、自殺に追い込まれるというような流れと申しますか、そういうようなことが考えられるんですが、このようなことをやはり今後学校としても、再度、取り組んでいただきたいと思っております。人の町村のことを言う前に、三股町の取り組みとして、厳重な厳格な取り組みをしてほしいというのが私のお願いであります。

人の命は機械ではないと、そして物でもないというようなことが載っておりましたが、自殺すりゃ終わりです。その以前にやはり取り組んでほしいと。学校等がどのような把握をしておるのか、今までの経過として、考えがあれば教えていただければありがたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 先ほどの指宿議員にもお答えいたしましたけれども、いじめそのものが原因で、例えば不登校になる、あるいは自殺に及ぶというような重大事案といったところが、現在のところ、統計上出てきておりません、したがって、いじめから不登校になったというのは統計に出てきてないというよりも、むしろ、不登校の原因を考えてみますと、例えば、例を二、三挙げさせてもらおうと、朝起きれない、そして保護者の協力が得られないが1件、それから怠け学、怠学の傾向である。始業式には登校できたんだけど、ずっと怠けている。

それから、もう1件目、体育大会の練習があるので、体調管理に配慮しながら、不登校だけでも調整を図っていききたいという家族の母親の意向です。ですから、今、申し上げましたように、怠けであったり、体調不良であったりというようなことが原因のようです。いじめがそもそも不登校になっておる。あの子に会うのが嫌だというようなことでの事案というのが今のところ確認できておりませんが、恐らく、学校のほうでは解消しているという解釈をしているのではないかとこのように理解をしております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 先ほども申し上げましたけれども、非常に取り組みとしてもいいようございませぬけれども、やはり、教育委員会あるいは学校、家族との連携を十分とっていただいて、以前の調査もやっぱり先ほども申し上げましたけれども、不登校の問題とか、そういういろんなものが自殺につながっていきますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

次に、入ります。小規模特認校制度について、お尋ねしたいと思っております。小規模特認校については、現在、長田小が認定を受けておるわけですが、これについて、今現在、何名ぐらい

長田小に特認校として入学しておられるのか教えてください。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） 小規模特認校について、答弁いたします。

小規模特認校制度とは通常の校区と異なり、三股町内の学校区域の中において通学区域を広げ、児童の補充を行う制度であり、三股町では自然環境に恵まれた特色ある教育を推進している長田小学校が小規模特認校となっております。この制度はあくまでも長田小学校の教育活動、特色に評価を持つ児童・保護者が希望し、入学許可条件をもとに町教育委員会が就学を認める制度で、本町におきましては、平成18年度よりこの制度を導入しているところです。

今年度に入り、本制度を改正し、趣旨及び目的において、「複式学級の解消を図ること」や「特別な事情により、教育的配慮が必要と思われる者に対し、就学すべき学校の指定を変更する」を追加し、就学を認める時期については、原則として4月1日としておりましたが、ただし書きを追加し、「町教育委員会が認めた場合、この限りではない」としました。この規程により、特別な事情による教育的配慮が必要となる児童に対する対応が可能となりました。

平成18年度から始まったこの制度を利用して、長田小学校へ通学した生徒は、現在まで5人となっております。平成24年度におきましては、3年生1名が通学しております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） これの問題については、平成18年度ということで制定されておりますが、実は、私がこの委員になっておりました。そのときから5名と、そして現在1名だというようなことですが、私がある人を世話したんですよ。それは男の子でございましたが、今現在は5年生になっております。一生懸命やっておるようですが、この子が、今で言う、いじめとかそういうものに遭遇したわけです。だから、どうしても、お父さんが「俺ん子はもうだめよ。変えないかん、学校」。

せっかく、学年の複式を解消してやろうとか、そういう過疎対策の一環でもなるわけですが、そういうことを考えて、特認校として入学をさせたんだけど、「どうしてももう子供がついていかれん」というようなことを、それこそ最近のことですが、言われましたので、もう現在5年になっておるということで、このいじめというものは、やっぱり引きずっておるんだなあとというふうに考えておりますので、学校としても、これはもう長田小に限らず、小規模の学校についてもあるいは大規模の学校についても、十分ひとつこの点については配慮していただきたいということがございます。

次に、入ります。小・中学校の児童生徒の給食費の未納者についてお伺いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） 給食未納対応について、答弁いたします。

給食費についてはご存じのとおり、学校給食法第11条第2項に、原材料費については保護者負担とされており、各学校で集められた給食費は、給食センターに納められ原材料費として使われます。

平成20年度までは、学校から給食センターへ全額納入されてきましたが、平成21年度から給食センターへの未納が発生しています。平成22年4月にPTA連協の皆さんが町長、教育長を訪れられ、今後もPTAとしては給食費の徴収を引き続きやっていくので、給食費の未納について何とかしてほしいという要望が出されました。

そこで、三股町学校給食費未納対策委員会を設置し、未納対策マニュアルの見直し等を行っております。未納対策委員を設置しマニュアルを作成したことで、学校、PTA、給食会の連携がうまくいっており、平成23年度の給食費徴収率は99.9%となっております。このことは、PTAの役員の方々と学校の先生方のご努力のたまものと考えます。

また、未納状況も減少傾向にあります。今後も、各学校、PTAと連携しながら未納対策に取り組んでいき、悪質な滞納者については裁判所への支払督促申し立てを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 今、収納率が99.9%と非常に高い数字でございますが、小学校で何名ぐらいか、あるいは中学校でパーセント的に何名ぐらいかわかりませんか。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） 23年度資料ですけれども、小学校においては勝岡小学校に1世帯1名です。中学校には2世帯2名でございます。金額といたしましては、勝岡小学校が4万2,249円、中学校が2世帯2名で6万300円、合計で10万2,549円の未納でございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 非常に立派な成績が出ておるようでございますが、このような未納者が今後経済状況の中に出てくる可能性もありますので、十分ひとつ教育委員会としても、各学校としてもこうした問題が多く発生しないように取り組みをしていただきたいと思います。

私の質問は、以上で終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、食事のため1時30分まで会議を休憩いたします。

午前11時53分休憩

-----  
午後1時28分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言順位9番、重久君。

〔9番 重久 邦仁君 登壇〕

○議員（9番 重久 邦仁君） 発言順位9番、重久でございます。

私の質問は選挙事務執行経費について、①の日当制度のあり方について町民から疑問点が多々あると聞くが検討されているか、が第1問目の質問であります。

質問の総体の議論といたしましては、日常の我々の主張を満たす町民の声、これが町議会選挙でいいますと4年に1回、それから衆議院、それから参議院と、多々選挙制度はありますが、この選挙制度における地方、我々は、選挙管理委員会は地方自治法にのっとり独立した機関であります。そこにおける、当町の選管における事務執行において非常に費用、それから日当、それから選挙執行における体制のあり方に大きな疑問点があり、再三再四にわたり議会において質問をしております。

総論でいいますと、投票率の低下がこれほど落ちておりまして、私の平成7年における町議選のときの投票率は、確か78%にあつたと思っておりますが、現在におけるものは、前回23年度は既にもう50%、60%にきております。10何年間における、町の選挙制度における、投票所15カ所から11カ所に削減した最初の町の選挙執行経費の削減につながって財源確保になったと、それから町職員の5カ年度計画による行政大綱改革による人員整理が、職員配置をできなくなった等々のことを理由は述べられておりますが、この選挙投票、非常に我々は、民主主義における大前提であります。昭和に入り、明治・大正・昭和に、そして平成の中で、一票を我々が獲得するまでにいかに日本の選挙制度のあり方において、皆さんの歴史的苦労があつたということ を全然考慮されずに、やみくもにたやすく選挙投票所を削減し、その上に経費削減につながつたという暴論であります。

少しは町民の声を聞くという4年に1回のこのチャンスを、町行政、もちろん選挙管理委員会の委員長といたしましては重く受けとめて、私の質問に答えていただきたいと思うわけでありませう。

以後は、質問席行っていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（山元 秋夫君） ただいまの質問につきましてでございますが、経費等につきましては書記長が答弁をしていただきます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） まず①の日当制度のあり方について町民から疑問点が多々あると聞くが検討されているかという趣旨のご質問でございます。

日当制度のあり方ということで書いてございますけれども、選挙執行事務に伴う職員の手当のあり方ということで答弁させていただきます。

選挙手当につきましては以前から説明いたしておりますとおり、一般職の職員の給与に関する条例にならって算出した額の平均単価を支給しているところでございます。

9月の選挙管理委員会でも、この手当につきましては議題としたところでございまして、県内の市町村の状況とか国の状況を調査いたしまして、検討を重ねていこうというところで、今、進んでいるところでございます。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 県内の状況を聞いて進めておる状況でありますということですか。

ということは、見直しをするという方向という解釈になるんですか、それとも私の質問に対して現状でいいんじゃないかということの方向でいくということですか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 今まで、なかなかほかの市町村の状況を調査することがなかったものですから、委員会の中で他の団体の状況等も含めて調査いたしまして、見直すべきものは見直していこうという考えでございます。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 先ほど私が言いましたとおり、選管は町の独自の独立したものであるということと、他の市町村と横並び、他の市町村よりかは違うことはしてはならないというふうなふうに、逆にほかのとはしちよらんとに、何で三股はせんないかんとかというふうにも聞こえるんですが、一般的に前回の日当4万4,242円は高すぎるのではないかという、衆議院選挙による、二人しか職員としてはもらっておりませんが、通常の1日の日当としては非常に高すぎるということで、町民、それから今度の議会基本条例の地区説明会の中においても、6地区でも投票率が下がってるじゃないかという等の話なんかも出ております。

関連して、その日当と中身について、基本的には日当制ということベースにされるのか、質問②になっておりますけれども、町職員条例に従って職員給与規定を基本ベースとして考えておられるのか、そこの他市町村との参考と言われますが、基本的な考えを教えてください。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 別に、他の町村がどうだからと言うんではないと思うんですけども、あくまでも参考として、どういう考えのもと手当を対応されておるのかというところを聞きながら、先ほども言いましたけれども見直すべきことがあれば見直していくというのを基本と考えております。2番にもう入ってよろしいんですかね。

2番の町職員条例に従い支払っていると答弁されたが、プール計算式は条例のどこに明記されているか示していただきたいと。これはもう、もちろん質問にあります、そのプール計算式というものは、町条例には明記されておりません。あくまでも、職員の選挙の場合は、町長からの勤務命令ではなくて、選挙管理委員長からの、委嘱によって職員がそれに従事するというので、選挙手当という位置づけですので、そういうものは今はつくっておりません。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 総務課長、じゃあ僕が言っている日当という言葉にいくと、報酬の分野で考えるということになるんですよね。報酬。職員の給与条例規定を基準とするのではなくて、報酬、一日の日額ということになればです。言葉としても、あくまでも選挙執行経費基準の時間単価で先ほどの、計算しますと、時給で2,500円から高い人は大きく言えば、3,500円までなるんです。そこの時給にしても民間の人は公民館長さんたちが日当1万700円は条例で規定してありますね、日額として。そのように条例で規定するだけのものになるという方向になりますか、ならないですか。

結局は、前日も59名の方が2万7,000円同一賃金を支払っておられますよね、同一賃金であろうはありますがありませんわな。職員給与条例に従うと。これは非常に矛盾がある。これを改正するちゅうことになると、条例で日額幾ら、公民館長さんたちは1万700円と規定してありますので明朗会計になります。それと、これを執行される選管長においても、その、sonだけ差があつてあれば本当なればそこに、選挙の中に来た人たちもこの人たちは一緒におられることに2万7,000幾らもらっておるんですよ。この公民館長さん、きょうは1万700円で頑張つて下さいねて、本当はそのくらい定額やなきゃ町民との格差があるだましようちしよるような話ですよ。同じ仕事して同等の金額、同等じゃない、同じような労働体系の中の学校の高等学校程度であれば十分対応できる選挙事務ではないかなと私は判断するんですけど、労働の基本的な単価とそういう全てを網羅したときに町民との格差があるところを明朗にするには、私は、条例に乗せるべく方向が一番いいのではないかと思います、その方向性としては総務課長、選挙事務局長としてはいかがですか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 立会人と管理者については、国の基準がございますので、そちらのほうで、お願いして支払っているという現状がございます。

それから職員については、先ほども言いましたけれども、選挙手当として、積算のところを条例の旧条例のところから持ってきたものであってですね、選挙手当という形で対応しております。前回は、資料をお配りしましたけれども、昼の部、夜の部という形で、投開票別に渡しましたけれども、逆に夜の部につきましては、立会人管理者の方が、職員の倍以上の金額になっているという現状がございますので、そこもご理解を願いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 今言われた経費の計算を特別のものがあるろうというのは、夜間に民間の人が選挙開票作業のときの私も立ち会ったことがありますけど、それが衆議院、参議院とかいうのは時間帯がずれるから、2時間で終わる選挙もあれば、あくる朝まで続くこともあるから、それを見越してその金額になってると思います。しかし、職員の人たちはそんなんじゃないと言われますが、時給計算でいくと安くはないですね。時給も今のパートでいっても、宮崎県のパート賃金にしても700円台ですよ、1,000円以上はありませんよね。この非常に我々はそれでやってきたからいいんだ、ほかの人市町村を見よう、見ようというのは、三股町独自、自主自立している三股町の選挙を預かっている局長、事務局長として、また、選管長としても一般常識として、三股町はこれでやっていくんだぞという強い信念がなければその方向には決して行かないと、私は危惧するわけです。やっぱそこに柱が、何の柱かって、三股町はこうやって自主自立に、町の中に、皆さんの市町村はどうか知りませんが、やっぱり、一般の人たちが時間給で1,000円幾らか、標準選挙執行経費の国の基準値でいうと1,835円という数字が出てますよね、これはそれなりなのがあるんですよ。それは東京都の中でいえば、北海道から沖縄まで網羅したときのそういうそのくらいはかかるのではなかろうかという基準値の数字です。それを当てはめる、当てはめないは地方自治ですから自由なんです。それをいつの間にか、非常に高額になって、またそれをよしとしてきた時代、前回はこれを導入した昭和何年頃からですか、という問いに対して選挙法改正の昭和25年の何月の施行でありますという答えでしたね。でも、その当時から4万も5万もいうわけないですがね、40何かの選挙法の改正があつてだんだんと上がってきたちゅうことなんかあるんですよ。だから、それは上がるほうにどんどん改正してきたわけですよ。でも、それは自分たちの市町村の経済の中における柱になる基準というものはなかったんですよ。他市町村はこげんじゃったかい、おっどんもこげんすわいという程度じゃなかったかなと私は思うんですよ。で、前回町職員一人2万7,660円で59名が支給されたというそちらのほうの答弁ですので、それを今回は見直す方向には来てるということですが、その見直すときの基準は今、私が、参考になるかわかりませんが、僕はここのほうが基準ではないかと提言しているんですけど、局長としてはどのようにお考えですか。もしくは、選挙管理委員長としてはどのようにとらえられていますか。質問とします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 見直しのときの基準ということで言われてましたけれども、先ほども言いましたけれども、他市町村の、状況を見ながらというところで、見直すべきものについては見直していくという考えでありますので、現時点で基準というものはございません。

○議員（9番 重久 邦仁君） 選管長、答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（山元 秋夫君） 今、書記長の申したとおりでございます。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 選管長として毎月定例、もしくは年に4回開催されるように、選管のほうの事務規定の中にはうたっておりますが、今度の、このような、今、局長が申されましたような方向性というのは、次に内部、選管委員の皆さんと協議をなされているか、協議をしたとすれば、どのような協議過程に今現在進行形でなっているのか、それは、あと何回ほど開けば実行に移されるのか、工程なりその考えをお示してください。なければまるっきり行政主導で話を進めているようないい加減な気になっているかと、私は思いますがいかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（山元 秋夫君） 先ほど、書記長が申したような格好で進めております。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） それでは、基本的に私今、提言し、申しましたとおり、三股町の労働賃金、会社とかそういうところを見ても、ご存じのとおり、時給換算して時間の1,000円というのもまああの線ですよ、そして、公民館長さんたちがいただいている、朝から夜までして1万と700円ですね。これに近い線でなければ、あくまでも自分たちの考えは町民と我々は、町長職ではない選挙管理委員会から委託された選挙執行の事務と開票事務を手伝ってやってやってるんだ。日曜日にも忙しいのにしているんだという声を私は聞いたことがある。それじゃあ公務員の端くれとも町民を引張っていつている皆様方の中にそういう考えがあらわれるのが2万7,000円もらったときでも平気なんですよ。同じそんなに座っちゃって1日おって1万と700円公民館長さんたちは自分たちの年上で年金もあって、誰が来たかすっきりわかりますよ。毎年変わって職員さんがおって、ここに私が前町長が守秘義務がある、だから、そのくらいの金額はという答弁ではなかったですけどね。いえば、町民と我々公務員、地方公とは違うんだという、あまりに意識があったように私は今まで感じているし、また今後も、そういうことが継続するのであれば、町民と一体となった三股町の自主自立の道をもう少し開かれたものに、町民と一緒にやっているんだよ、選挙もこうやってオープンにしているんだよというような姿勢も見せてほしい、またなければならぬと私は思うんでありますが、再度局長にお尋ね申しますが、基本

的な考えは、その方向、今、私が言いましたけれども考えは、何か変わりはないですか。答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 現時点では、法的に、国が示している基準値内で、執行しておりますし、先ほども言いましたけれどもその額についてはですね、職員の給与条例から算出した額でございますので、適正に処理されているのではないかというふうに思います。今後、先ほどから同じようなことを言いますが、見直すべきものがあったときには見直すというところを基本と考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 行政用語です。見直すというので1点、単価を見直そうとしているのか、その単価は、選挙執行経費基準にのっとりやろうとしているのかを職員の給与規定からそれに準じてやろうとしているのか、その基本的なスタンスですか、どちらなんですか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 先ほども、基本的なその見直しの基準というのは持っていないと言いましたけれども、そういうのも含めて、言われたようなものも含めてもちろん、検討はさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） わかりました。それでは、もう9月議会ですね、6月議会ではもう6月ですねと言いましたね。今回はもう9月ですねと言います。じゃあ期限の工程の、先ほど選管長に質問しましたが、局長としては、期限、基準が、いつごろまでに庁舎会議と、選管の中の委員会を開いて、どのような方向づけし、結論をいつまでに出すというのをお考えですか。答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 先ほども、議員が言われたとおり、3カ月に一回、委員会か定例会が開かれておりまして、その中で、今問題としているもの、それから今言いました、手当についてもなんですけれども、いろいろな問題がございますので、他にも。そういうのも含めて検討に入っているところでございます。まあできるだけ早い段階としかここでは言えないというところでございます。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 町の総務課長をされて、選挙の局長までされてる人がこういう大きな会、まあ見直しの件についてですよ、自分たちが企画したものをそうやって町民の前で、ああだ、こうだ、って、そんな幅広く間延びしたようなことで町民を説得できますか。やっぱり

一つのプランを立てるのであれば、やっぱり何月何日までにこれにしようと、何年間はこれを集中的にやろうとか、ここに私は選挙事務の見直しの経緯というのを持っております。平成20年12月24日、総務企画課というところから出ております。第1回平成17年5月23日、投開票事務の見直しの委員会が、2回目と同じく17年6月24日、3回目は7月26日、4回目は11月1日、これを受けて本部長、町長、副本部長、助役、部会、そして第3回行革推進本部、平成17年11月18日、おいて専門部会の見直し案、及び選挙管理委員会の意見について協議、そこで選挙管理委員会が出された選挙管理委員会の平成17年11月15日の答申、効率的に選挙を執行する上で、支障がある部分を見直すことは必要である。特に町職員が減少していく中にあることは、今までとおりの選挙体制を維持していくことは困難であると認識している。今回の行政改革推進本部第2部会見直し案については、異論はなく、前向きに取り組むべしと考える。今後、投票率低下を招くことのないよう調整し、最終的には、町の考え方を再度提案していただきたいというのが選挙管理委員会の意見であります。これを執行部のほうに諮り、執行部はそれを受けて、17年12月2日に行革担当より、11月15日の協議事項をもとに、行政改革推進本部及び行政改革推進委員会で協議したことについて報告を行い、見直し案について協議、あくる年18年3月2日選挙管理委員会によって議案第5号投票区の設置の告知の一部を改正することについて、第6号の指定投票区及び指定関係投票区の指定、告示の一部を改正することについてという議案について審議・可決という流れになっております。そういう流れは、大脇総務課長はこの中におられたから私はよく顔も覚えているし、前の総務課長だった原田さんも総務課長であったし、そんなときはこれ書かれてやっていかれたと思うんですね、流れもこれはできているんですから、ちょっとこれ見れば、こういう経過でこれをつくったんだなど。再度、持って行くには、やっぱり議会にかけなきゃいけないと思うんですけど、今みたいな話で流れていくんだと思うんですけど、そういうのもまるっきり骨組みも何もないっていうことじゃないと思うんですけど、いかがですか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 先ほどと、また同じ回答になりますけれども、他市町村の資料等も集めた上での協議となりますので、ここで何日までにとか、そういうお約束はできないところがございます。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） もう、まるっきり一般質問の体をなさんな、そしたらな。答弁にもならんな。質問を出して、もう何週間たってるんですか。質問ならんじゃねえか、本当に、そんな答弁だったら。私は、これを何か月も何年もやってるんですよ。重久はこういうことを質問してくるなど、当然あいつは結果を求めてくるぞと。庁舎会議、失礼だけど、何回やってればそ

ういう答弁になったのか、甚だおかしいと僕は思うんですよ。

これをもう一つ僕は言えば、答弁の中に、これは驚くことなんですけど、常に言っているのは住民のサービス低下につながらないように。いいことばかり言ってね、投票率低下があつてるにも、主たる原因がない。この質問をしても、多分結果は主たる原因はないということに、いまだにそういう見解でしょうから。

一番驚くことは、ここに、なぜ高いかというところに、前町長が守秘義務があると。だから、職員の給与条例に対してどうってなことを言って、答弁があります。一番驚くのは、「選挙というものは間違いが絶対許されないわけでございますので、やはり、責任あるこの業務をやってもらうということからいきますと、現在の方法でいったほうがいいのではないかというふうに考えているところでございます」というのは答弁にあります。この言っている、この本人が現金を配って、新聞にも出ました。本人が言っているんですからね。

そんなとき、町長は副町長の立場でありましたね。町長の新聞に載った案件ありましたね。三股町を代表する、法を守り、三股町の親である、そんなときの町長が、答弁はこのようにこと間違いが許されないと言いながら、そして議会は辞職勧告を出したにもかかわらず、丸々3月まで待し、任期が切れるまで任務を完了されました。

まだ、ただそれだけならいい。三股町の4年間在席した4年間退職金の丸々一千何百万はただだいて、誰も何とも言わない。こういうトップがいるから、皆さん、いいじゃないか、こんぐらいはて。行政のトップ、三股町のお父さんであります。三股町の法を守る最高のトップの方が何ら、何ら議会がここまで言ってるにもかかわらず、辞職勧告まで出したにもかかわらず、丸々次の年まで任期を満了されました。さすがに、三股町の独立独歩の都城においてね、協議会の中でも、いや、三股は単独でいくんだと強く宣言された功績がありますね。さすがに、信念のある人だなという方向であります。

しかし、この選挙における私の質問の中に、間違いは許されないということを言いながら、自分で現金を配ってたんだもん。その下において選挙の制度の見直しを云々て私が言つたて、鼻でせせら笑ってるんでしょう。しかし、そごがあっちゃいかんじゃないですか、皆さん。どうですか、行政の選挙事務局長。そんなときに選管長さんは、そんなときは私質問したことは記憶にないんですかね。そういうことの中で、やっぱりそういう不祥事があつたのをとらえて、三股町は独自の選挙の改正を組みましたというようなものがあつて私はしかるべきだと思いますが、次の質問に移る前に、今の件について選挙管理委員長、選管長の答弁を求めたいと思います。いかにあるべきかです。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（山元 秋夫君） 書記長をもって説明させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 言えばですね、何回も同じことになってしまいますけれども、独自性があるものもなければいけませんし、一定のつり合いがとれなきゃいけないものもあると思われれます。選挙の、今は、議題となっているのは執行経費についてでございますので、やはり、他の市町村の職員がどういう形で選挙に協力しているのか、どういう執行をされているのかというところもにらみながら検討していくのは当然のことだというふうに思っておりますので。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 当然のことができてない親のもとで見直しをしてるんですよ、これは、平成17年の。そして、それを当たり前のごとく、横の市町村がこういうあれだからって、何の地方自治法の中の独立した三股町のカラーを打ち出そうとも、何もせんで。横並び、護送船団ちゅうんです、そういうのは。ただ右にあわせよいかい右て。それじゃ、まちづくりもくそもあったもんじゃないですよ。違うんだと。何でかて1万、日当をもらえばいい、三股町の経済の中じゃないですか。

それから、僕はそうこだわるのに、先ほどプール計算は条例にはないということで確実におっしゃいましたね。あるわけないですよ、条例の中に。違反ですよ、違法なんですよ、これは。そうなの。その見解、ちょっと聞きたいな。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 先ほどののは、聞かれたから、私はそういうふうにはありませんと言って言ったんですよ。それをだから、そういったのをおかしいと言われると私も憤慨です。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 私は質問で、町条例に従って支払っていると答弁されたが、プール計算式はどこの条例のどこに明記されているか示していただきたい。これの内容の質問には、支払いをするということは税金ですよ。町民からいただいた税金ですよ。じゃあ、いつ、誰と、その金額を払うということを明記されている条文があるんですか。誰から誰に払うというところの明文はどこにあるんですか。全て条例に規定、日当計算で規定されてるんですよ。2万7,660円を59名に支給されておりますけれども、どこにそうやって払っていいという条文があるんですか。ないでしょう。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 規定にですから、ないというところを含めて見直しを考えていきたいと言ってるわけですので。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） じゃあ、規定になかったことを今までやってこられたということ

を認められるちゅうことでいいですかね。つくるということでもいいですか。

そこにこだわるよりか、もっと大きなところへ行きましようか。③職員組合と了解とあるがこれは協定じゃなくて協定書ですよ。協定書があるのかどうかをたします。③。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 職員組合と了解というのは、どこから出た話なのかなと、一つは思っております。ですから、選挙手当について組合と協定を結んでおりませんし、また、もちろんそういうものはございません。

前回、私のほうが組合との協議みたいな話をしたと思いますけれども、それは職員労働組合を指定されたからそういう話をしたのであって、実際は労働組合ももちろんですけども、町議会、それから教育委員会、各自治公民館長、警察、郵便局、こういう団体全てに選挙のご協力ということで文書を差し上げております。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） それも、私がひっかけて話をしたのか、シルバー組合とか、そういうところの団体とせんと百何人も動かした、各地区の選挙を朝6時からするという号令は出せんから、そういう話をしたら、あなたはそういう答弁をされたということ言ってるんであって。ただ、誰もが普通に考えて、あなた電話を全部百何人しますよっていう答弁もちょこっとあったの。それをつつこうとは思いませんが。

今、組合さんという言葉が使われるんで、組合さんに、私は失礼ながら、この庁舎内にありますよね、組合がね、庁舎に。そこに、ここは労働組合として純然たる組織ですよ。これは、庁舎内に政治活動を持ち込んではいけないというところからくると、そこに規定は、何も選管法には違法していないか、選挙管理委員長にお尋ね申します。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（山元 秋夫君） 別に違法はしてないと思います。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） それでは、庁舎内に私たちが告示になると、選挙のポスターを道路上に告示前に出したらいけない、なってますね。それでは、選管長、ぜひ事務所に一回来てください。あそこにポスターがあれば大変なことですよ。

まあ、話が結局は、組合側との協定はないと言われてるから、ここは協定としたらおかしくなるんですよ、労働組合さんは政治団体ですからね。その認識はあると思うんですけど。無党派ですか、あの組合は無党派ですか、無所属ですか。違うでしょう。協定書がないと言われてるけど、矛盾があるんじゃないんですか。100人も動かして、人間を。それは本当はないですね。答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） あくまでも組合に対しては職員の延長のところで、団体のほうに選挙の協力という形ですね。選挙の協力は選挙の執行に当たっての協力ですので。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 根回し、相当なもんですよ。明推協でもですよ。これは党派を超えて置かなければならないですよ。まず、そこで町職員でなけりゃできないというのは逆なんです。町職員であったら、逆に組合側に入っているという身分があったら、入れちゃいけない。他の団体を見に行く必要はないんですよ。選挙法で簡単なんです。ましてや、開票作業なんてもってのほかですよ。

だから、私が提案しているのは、都城市議会の中でもちゃんとしたあれが出てましたけど、南九大学生をアルバイトとして使っております。この事実をご存じですか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 都城だけではなくて、前からうちのほうも投票用紙の交付のほうでパートさんをお願いしているところがありますけれども、全国的に、単純労働といたら失礼ですけども、一部の業務を民間の方をお願いしているケースがあります。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 有権者35万人の市の紹介をしました。もう全てそこは、持ち場持ち場で責任ある人がしなきゃいけないところもあるでしょう。でも、8割方をそのような、人件費削減に通ずるわけですね。町の職員を使った場合、何回も言いますとおり、町の議会選挙においても半分、200万から300万は職員の給与、時間のそれになってますね、報酬になってます。民間であれば、極端に言えば3分の1に2分の1は、もう確実ですわね。2万7,000円を現金払っておられるんだから。極端に言えば3分の1だね。もう、こんなにわかりやすい。

そのような、なったときに、私は先ほども組合と、なあなあじゃないと言われてるけども、見方によっちゃあ、そういう見方をする人もある。明るい選挙を打ち出して選管長としては、大いに私たちが開票立ち会いに行ったけど、私は住民票から、私は何党に属してますまで出して、あそこに。身分から何からわかる、明らかにしています。

じゃあ、その一番原点である開票事務のときに、一人一人に電話したり、その契約はないと言われてる人の団体の主なところが組合だということについては、私は委員会の中でも議論の一つとして、今後もこのあり方でいいかは、ご検討ご協議をお願いしたいということの一つつけ加えておきます。

それから、南九大が既に、市議会のほうでも、その選管のあり方について、選挙執行経費について討論されて、そのような答弁をされておりました。その割合は何%なのか、僕は聞いてない

けど。都城市で人件費が約3,000万かかるそうです。一つの選挙で3,000万。そらあ都城も考えるはず。三股は300万ちゆうけども、ああ300万円かと、実感が湧くのは、やっぱ3,000万だからね。掛け算率はその3,000万になりますけど。やっぱ大いに、そこは三股町独自のカラー。

それから、もう一つ提案します。各地区、自治公民館長さんたちが投票所をお願いをされてますよね。これはどのような形で、その投票事務に携わってくれということの経過というのを、あらましでいいですから、選挙管理委員長、お答えをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（山元 秋夫君） その投票所の地区から出してくれということで、お願いをしておるといような状況であります。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） ここに、地域に、公民館長をされる人は地域によっては推薦もあろうかし、また投票で選ばれた人もあろうし、その前の初期の段階で町に倣ってるわけですね。その人たちが、投票所の不正がないように、違う人が来たら、あれはおかしいぞという見抜く力は、大変失礼ですけど、ここにおられる職員の方よりかは、ずば抜けていろうかと思うし、また地域の人たちに、あした投票やっど、おまえも行たっどだいという呼びかけは日ごろから、そのことの任務を受ければ啓発活動にも繋がるし、私は地域を形成させている、その地区長さんとかは、婦人会長さん、青少年教育何とかちゆう人たちは五、六名は軽くおられます。そういう人たちに声をかけられれば、非常に、全てオールスタッフ大体10人ぐらい、1編成でやられている今の体制の中に、公民館長さんと婦人会長さんと、あと1人の3名ぐらいみたいに配置されますが、これに地域のいろんな、元館長さんとか、青少年育成の何とかさんとか、ことし成人を迎えられた地域の誰さんやとか、聞こえれば、非常に投票率も高くなる。こんだ何月の何日やがなみんな行かん、いかんがなという二重効果があろうかと思うんですけど、この提案に対して、どう思われますか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 言われるとおり、以前は女性の代表とか、成人の代表とか、それぞれの代表の方が立会人という形で各投票所に詰められていたんですけども、その後だんだん皆さんのご協力を得られないような状況になってきて、今や立会人を探すのが非常に大変な状況でございます。そういう中であって、公民館長さんが自発的に名乗りを上げていただいているところであります。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 私は、指名されれば、キャンセルされるとか嫌だかという人の話、

あまり聞かん、めったに聞かんですね。

やっぱり、公民館長と指摘したあれとして、やっぱり町から委託状 委嘱状ですかね、あれは、何になるんですかね、任命ですかね。した場合、誇りを持って、そこにしっかりと感心されております。

私は、それは非常に、二月に1回、公民館長会議があるんでしょう、行政との連絡ね。その中でオープンに、もう4年に1回と決まってるんですからね。町議と町長選と、平穩無事でいけばですよ。大体それを目標にして、日々に、来年はこうなりますねとか、衆議院、参議院、参議院はもう特例化してますけどね。知事選でしょ、県議選でしょ。ほとんど、これは何年度は必ず来ますよと載ってます、あれへ。だから、私は十分、教育期間はあると思う。

なぜ、急遽に専決でお金を支払っているか、今はわかりますよ。これは専決でやってるんですもんね、支払いはね。これは専決以外には、急に議会を開くことができなかつたからちゅうようなことで選挙執行経費の中の、こうやって仕事をしましたよちゅうことでお金を出してるんですよ、抜け道はね。だから、こんなこと知つとるからいつまでたっても話が、抜け道を知っているからわからなくなるんです。

それで、次の投票所の削減に関することの質問に行きます。

①平成18年度から現在の投票所これ11カ所、訂正お願いします。10カ所11カ所であるが、現行のままでよいのか。委員会での協議がなされたか問う。選管長にお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（山元 秋夫君） 答弁いたします。

投票所の削減については、町の行政改革推進本部の意見を受けて、1投票所当たりの有権者数や距離の均衡を図るとともに、投票所設置にかかわる経費、投票立会人の選任及び投票事務従事者の人員確保に苦慮しているなどのさまざまな状況を踏まえ、選挙管理委員会で協議決定いたしました。

その後、無投票や農業委員会の選挙を除いて、平成18年9月執行の町長選挙から平成23年4月執行の町議会議員選挙まで10回、現在の11カ所で投票を行っているところであります。その間、投票時について協議しましたが、選挙管理委員会としては、町内全体の状況を考え、現行の投票所体制を維持していくものであります。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 総務課長と全然話がでけちらんから、ああいう答弁になるんですよ。最初に、見直しのとこにいく町職員の人数が足らんから、行政大綱による平成17年の、そして職員の数不足、お金がかかると、この2点なんですよ。

先ほど、僕が言いましたとおり地区公民館長さんたちの応援、南九大のアルバイト生、これで

人員は確保。次、経費が3分の1になる。だって投票所を削減した、あれは全部クリアしてますよ、問題は。そちら、全然話をしてないから、こんな答弁になるんですよ。どうですか、今その話の中で、選管長。委員会の中で選管は独自なんですよ、選管長。形骸化してますわね、ただの形の委員会だったら。しっかりしてくださいよ。

○議長（山中 則夫君） 答弁。総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 今、委員長が答弁したのがですね、そんな、私が先ほどから説明していることと大きくかけ離れているとは思っておりません。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 大きく変わらないでしょうね。入っちょるからかわいそうじゃないか、本当に。こういう方向でいくぞというのは、こういう方向でちゅうのは打診をするのが、やっぱり局長としての務めかなと思いますよ。だってこれ、一般質問したのは2週間前になってるんだから、重久は今度はこげなこと言うちゅう、でも質問はこうふうになっちょつとな、答弁書もつくったわけじゃから、そちらとしては。まるっきり用意をしてないで、かわいそうじゃ、委員長。少しは選管長の顔も立ててやらんと。この辺たい言えばリップサービスでいいぞて言えば、納得しましたという方向になる。ならんじゃない、いつまででも。

ほいで、じゃあ次の質問。削減された地区の大野、田上、餅原、前目住民の声を聞くと大変不便さを感じているとの声があるが、実態調査をされたのかを問うという質問です。だから、これにはもう一つつけます。これに、選管の各地区で説明会を開かれたときの、今後の取り組みというのをここに書いてあります。「選挙管理委員会では、より多くの選挙人の方々が投票されるよう、投票の方法や投票日の選挙に関する情報の周知に努めてきたところですが、これは選挙法に定められた選挙管理委員会の責務でもあり、しかしながら各種選挙の投票率は依然として低く」と。で、努力をする努力をするて。「今後は住民の選挙に関する意識調査を実施し」って書いてあるんですよ。見えますか。「啓発活動に関するご意見を伺うなど、その効果を検証する必要があると考えています」、立派なことですね。「また、今回の座談会における皆様からのご意見等踏まえ、選挙全体のあり方についての検討していきたいと考えています」、立派です。立派過ぎて、何で実行できないんだらうね。どうぞ。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 平成21年4月に投票所を削減した4つの地区において座談会を実施しております。4つの地区の有権者1,543人に対して参加者が47名ということで、出席率が3%程度だったということがございます。2つの地区で投票所の復活の意見というのがございましたので、あくまでも試行ということで、この4つの地域で期日前投票出張所を、これまで3回設置したところがございます。

期日前投票出張所における4つの地区の平均投票率につきましては、平成22年9月の町長選が20.1%でありましたが、その後の知事選が13.5%、昨年4月の町議選が12.9%と低下し続けているところであり、今後この状況を踏まえ、それぞれの地域の意見を集約して出張所のあり方を検討していきたいと考えております。

また、この4地域に限ってのことではないんですけれども、ことし2月から3月にかけて、今お話にありました町内の有権者2,000名を対象に、三股町における投票行動及び選挙啓発に関するアンケートを実施したところでございます。回答者が795人ということで回答率が39.8%、非常に高かったというふうに考えておりますけれども4、5、6地区ですね、この4つの集落を対象とした4、5、6地区の住民の方213人からも回答をいただいております。その結果につきましては、役場の案内に自由意見等も置いてございますし、ホームページでも公表しております。よろしく願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 最後にですが。町長、このような中で町長が、前回の町長はあれだったけど、この選挙のあり方についても、総務課長は局長として見直しの方向ですと。見直すというのは、何月何日をもって見直しが実現されたという結論は出てませんが、町のトップとしてめどというものがなければ、まるっきし仕事にならん。段取りが悪い、戦略がない、おってんおらんでんよかちゅうな話になる。そんなことでは町のトップの総務課長たるものが、人から笑われることでは大変いけませんので、トップとして指示を出さずいくものだと私は思っておりますが、町長としての答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどからですね、議員の質問と選挙管理委員会のほうの委員長、また書記という形でございますが、この行政委員会、独立した機関でございます。ですから、それぞれ目的を持ちながら執行していますので、町長の僕のほうから特別な指示を出すということはまた越権行為ではなかろうかと思えます。

ただ、やはりいろんなご意見があるということでございますので、そして、それについては、選挙管理委員会としても今後それぞれの課題について見直していくということでございますので、そちらのほうを見守っていきたいというふうに考えます。

○議長（山中 則夫君） 重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 町長はそのようなことでありますので、総務課長は、それを受けて局長として大まかなめどのラインを定めるつもりというような話は、もうないようにしてくださいね。めどというものはあろうかと思うんですが、トップであります総務課長というのは、もうそれなりの具体案まではいらんから期間はやっぱり設定せないかな、今の町長の答弁を受け

て、はい。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 努力目標ということで、今年度よろしく願います。

○議員（9番 重久 邦仁君） 以上で終わります。

-----  
○議長（山中 則夫君） ここで、会議を2時40分まで休憩致します。

午後2時29分休憩

-----  
午後2時40分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。発言順位10番、池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） 通告に従い、①、いじめ防止対策の具体的な取り組みについて、②、通学路の安全確保について、③、胃がんの予防対策についてそれぞれお尋ねいたします。

壇上においては、①のみの質問になります。通告いたしておりましたいじめ問題に関する質問は、既に4人の議員がされており重複する部分があるようであります。

したがいまして、いじめの実態についてのアンケート実施への問いは割愛いたします。

今回のいじめ問題は、大きな社会問題として関心が高まりました。

文科省においても、文部科学大臣談話として各関係機関に通達があったようであります。当然、県の教育委員会より各市町村の教育長宛てに、いじめ問題への取り組みの徹底についての依頼があったはずであります。その中身を見てみますと、いじめ問題の取り組みに関するチェックシートを参考に、取り組みへの徹底を図るよりの内容であります。そのチェックシートは、文科省が平成18年10月19日付で通知されていたものであります。学校の取り組みの支援等と点検、教員研修、組織体制と教育相談、家庭や地域との連携について18項目のチェック欄があります。これらのチェックシートの内容が全てクリアできていれば何ら問題はないはずですが、しかし、6年後の今、同じチェックシートを使用するという事は、いじめ問題がまだ解決に至ってないことなのかと危惧するものであります。このチェックシートに関連して次のことをお尋ねいたします。

①、いじめの兆候を早期発見できる体制の構築ができているのか。②、スクールカウンセラー等の人的配置は万全かについてであります。チェックシートにはないことではありますが、国立教育政策研究所の調査によりますと、いじめのうち最も典型的な仲間はずれ、無視、陰口を小学校4年から中学3年までの6年間のうちで、いずれかの時期に1回以上受けたことがある、あるいはしたことがあると答えた子供たちが、約9割に上がる事が明らかになりました。そうした些

細な行為は、暴力や恐喝とは違い取り締まることはなかなか難しいと思われま。悪の芽は早いうちに摘み取らなければなりません。

そこで、お尋ねいたします。子供たちにいじめは悪であるとの意識づけは、どのような指導で行っているのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。あとは質問席にてお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 答弁を求める前に、できましたら答弁の指定が教育長ですので教育長から答弁さしてもらおうか、そして、教育長がまた課長のほうに、もしあれだったら指示をして答弁を願いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 担当課長のほうに答えてもらいます。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） まず、いじめの兆候を早期発見できる体制の構築は、できているかという問いに対しまして答弁いたします。

町教育委員会では、いじめによる重大な事故が発生する前に、未然にいじめを防止するため関係諸機関との連携によって、いじめ実態把握を的確に行う町教育委員会実態把握のための報告、サポート体制を構築しております。

学校においては、いじめはどの学校でもどの子にもおこりうるという危機意識を持ち、いじめられる生徒の立場に立った判断を行い、いじめが発覚した場合は、迅速な対応を行い直ちに教育委員会へ報告することとしています。報告を受けた教育委員会は、学校に対し支援及び指導を行うとともに、緊急委員会や南部教育事務所、スクールカウンセラーなどのサポートチームや子育て支援センター、警察、児童相談所、医療機関などの関係諸機関と連携し、いじめへの早期対応を行っています。

また、重大な事故が発生した場合の対応として、町教育委員会危機管理体制を構築しています。学校、教育委員会、町部局、県教育委員会、警察、児童相談所等は、状況報告に基づき連携を行い、支援・指導を行っていかうとするものです。

町教育委員会では、今回の大津市の事案はもとより、最近頻繁に報告されるいじめによる重大事件を戒めとして、いじめを未然に防ぐ未然防止体制づくりに努めて行きたいと思ひます。

このスクールカウンセラー等の人的配置は万全かというのも答弁いたします。

最近、いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に必要な知識、経験を有する学校外の専門家を積極的に活用する必要が生じてきています。このため文部科学省では、平成7年度からこの専門家として、臨床心理士などをスクールカウンセラーとして全国に配置し、その活用のあり方について実践・研究を実施してきました。

また、平成13年度からは各都道府県から要請を踏まえて、全国中学校に計画的に配置することを目的とし、その結果と課題等を調査・研究するため、スクールカウンセラー活動事業補助を開始し、各都道府県等からスクールカウンセラーを配置する為に、県営の必要な補助を行っています。

スクールカウンセラーは、非常勤職員でその8割以上が臨床心理士です。

また、相談体制は1校当たり平均週1回、4時間から8時間といった学校が多くなっております。本町でも週1回毎週火曜日に、三股小学校にスクールカウンセラーをお願いしてカウンセリングを行っています。悩みを持った生徒や保護者の相談に応じたり、不登校の生徒に対しては、その生徒の家に行って見て相談を行ったりしています。また、相談によって生徒がどんなことを望んでいるのか、どんな指導を行っていけばいいのかについて担任の先生と協議を行い、その生徒の日常学校生活の中で担任と教師と生徒の関わりについての指導も行っています。

続けて、3番のよろしいですか、3番の子供にいじめは悪であるという意識づけはどのような指導で行っているかについて答弁いたします。

小学校の児童生徒へのいじめに対する指導については、年齢に応じた段階的な指導が必要とされます。

低学年の指導については、いじめというものはどんなものなのかを具体的に示し、自分がされて嫌なことなどを言わせることで、友達を悲しませない、嫌な思いをさせない指導を行っています。自分がいじめを行っているという認識もないままに、一時的にいじめを行ってしまうというケースが多く、なぜやってはいけないのかを明確にし、わかりやすく説明し指導しています。しかし、低学年から根気強い指導を行うことが、将来の重大事故を未然に防ぐ礎となっていくのではないかと考えます。

また、中高学年の児童生徒に対しては、道徳の時間や学級活動等をとおして、友達に対する思いやりの心や優しさ、信頼、生命に対する尊敬や弱い者を守る心を育てる指導や、児童が自分のすばらしさに気づいたり、お互いのよさを認めたりする学級活動の実施を行うほか、差別しない、相手を見ない、集団で一人を攻撃しないなど、いじめに直接つながるような行動について指導を行っています。

家庭における親と子供関係は非常に重要で、学校でいくら指導しても家庭での教育に問題があれば、いじめを誘発する結果となります。学校においては、信頼される学校づくりの観点に立ち、日ごろからいじめに関する情報を十分に提供することで、保護者等との理解を深め、協力体制を確保し、子供の発する信号を素早くキャッチできる体制づくりに努めております。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） まとめてご答弁いただきましたが、私は、先ほど質問を申し上げました、その件につきましては1問1問もう1回、再度質問させていただきたいと思っております。

まず、①でございますが、①の2からということになりますけど、大津市のいじめ問題がクローズアップされた7月4日以降、24時間いじめ相談ダイヤルへの相談件数が急増したそうがあります。平野文科相ですね、「いじめの早期発見、早期対応の前提となる実態把握が本当にできていたのか素直に反省したい」という言葉を受けまして、今回の緊急アンケートの実施が指示されたようであります。アンケートって申しますかチェックシートですね。実施が指示されたわけです。先ほどアンケートに関してはそういうことで、前議員が質問されましたんで私自身は質問申し上げませんが、しかし、その体制でこのチェックシートをただすることで、いじめの兆候が早期発見できるのかなという思いがいたしております。事件が起きてからの対処というのは、いろいろ答弁がありましたけれども、マニュアルを作ってあって、そしてそれに基づいてすればいいということでありますが、この早期発見となるとなかなか表には出てこないわけです。今のいじめは暴力的なことは減りまして、間接で巧妙なものに変わってるといわれてますよね。ですから、インターネットとかあるいは携帯を子供は持ってますので、携帯とかそういうふうなことです。このように、暴力ともいえない内容のいじめであるこのことを考えますと、排他的な気持ちがあらわれているのではないかなということ、これを他者へのいたわりに切り替えられる指導が、これがまた日常的に大事ではないのでしょうかと思うわけです。

また、子供たちは、本当に過酷な競争社会の中で、子供たちもそれぞれがやはり追い立たられたような気持ちの中で、ゆとりのないような気持ちの中で一生懸命この過当競争の中を生き抜いていこうとしているのも現実だと思います。ですから、人から頼られたりとか、あなたは必要なのよとか、そういう経験そういうものが乏しいのではないかと聞いております。

そこで、一例としてであります、下級生への世話を通じて自分が役に立ったという感覚を育てることも、有効じゃないかといわれております。これは、当然ボランティアの精神も通じるわけですが、このように、先生や生徒が自分たちで知恵を絞りながら、自分たちでそういう環境を作っていくことも排他的になりがちないじめから遠ざかるのではないのかなと思うわけです。ですから、まずは、身近なことでいつでも実行できる経験として実践できたら、すばらしくなるんじゃないかなと。要するにいじめが先にありきではなく、いたわりっていう心が先にあってほしいわけですが、そのような、日常の中で何らかの実践というのができたらすばらしいと思うんですが、教育長としてはそのようなご指導もたまにはいいんじゃないかと思いますが、何かお考えはないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 本当におっしゃるとおりでありまして、話に引き込まれておりましたが、そのようないたわりの心でありますとか、あるいは相手を思いやる心でありますとか、こういうものにつきましても文科省が学習指導要領というのを出しておりますけれども、その中で各教科はもちろんですけど、道徳教育それから総合的な学習の時間というのがありますが、そういうものですね。

そして、先ほどもおっしゃられましたけども、ボランティア活動、それから各施設へ行きまして身体に障害がある方であるとか、お年寄りの方であるとか、そういうような方々とともに生活するとかいうような活動をとおして、今おっしゃられたようないたわりの心、いわゆる今いわれている絆といったようなものを明確に意識できるような指導を、その日ごろの学習活動の中で徹底して取り組んでいただいているということでございます。加えまして、そのような学習指導要領上、措置が取られていましてやはり出てくるというようなことを、今度は各学校に設定してあります委員会等で、いじめ不登校委員会はもちろんですけども、先生方の組織の中にあります学年主任会でありますとか、教務部会でありますとか、そういうようなもので多面的に児童生徒をどのように教育活動に加わらしたらいいかという検討も行っておりますので、そのことで、今のところ十分といえないかもわかりませんが、取り組みを徹底しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ぜひ、その件が実のある実践としていただけたら、ありがたいと思います。

実はですね、早期発見ということを私一番申しましたんですが、この早期発見するのに一ついい方法があるということで、実は、ほかの県の埼玉県のあれですけど、家庭用いじめ発見チェックシートっていうのを埼玉県の教育委員会が作りまして、そして、これを保護者の方々にチェックシートを配りまして、項目ごとにチェックをしてもらいます。具体的にチェックすることによって、これが早期発見につながっているということなんですね。これが家庭用ですので、本当に自分の生活の中で親御さんが、子供たちを見つめていけるいいチャンスでもあるわけですけども、一つちょっと中読んでみますと、「布団からなかなか出てこなかったり、具合が悪そうである」と、それが「大丈夫ですか、心配ですか」とこうチェックですから丸とか三角とか、「気だるそうな疲れた表情である」とか、あるいは「いつも特定の子が無理やり迎えに来る」とか、あるいは「帰宅時に服が汚れていたり、破れていたりする」とか極端な理由でしょうけれども、そういうもののチェックとか、あるいは「学校の話をしなくなる」とか、これがずっと項目が書いてあります。このような家庭用いじめ発見チェックシート、こういうものも参考にされて、本当に先生方だけでなく家庭も社会も地域もっていわれておりますが、このようにご家庭の中か

ら早期発見へつなげていただくというような方法も、一つの手段としてあるんじゃないかと思っておりますが、教育長としてはこのような方法もいかがかなと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） ぜひ、そのような取り組みを検討させていただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 大変にありがとうございます。本当にぜひ、この分もまた、後ほどお届けしますので参考にしてください。

次、2番目にいきます。スクールカウンセラーについては、先ほどもありましたように一応1人か2人くらい、1人ですかね、対応なさっているけれども、これは都城のほうの学校と兼任になっていらっしゃるかなと思うんですね。これが今月5日ですね、この前ですね、文科省がいじめ問題などの新施策を発表しまして、公立中学校全校9,835校あるようでございますが、配置するという計画をしておるようでございます。ですから、これが学校の1人ずつ見てくださるとまた身近な中でいつでも対応できるということで、これは文科省のほうで手配していただくことだと思いますので、これはもう割愛いたします。

次に、3番目でございますが、いじめは悪であるとの意識づけが大事であるんじゃないかということで質問申し上げました。その中で、ある識者の方が言っていたことでございますけれども、「暴力は断じて否定する、いじめという暴力は絶対に許さない」このことを教えることこそが、教育の出発でなければならないと。また、「教育は、対話より出発して対話に帰着する」とも言われておるということでございます。常日ごろから声をかけ、子供たちが発するサインや変化、言葉にならないSOSをびんびんにキャッチしていく。このことは、対話することによって、こういった心の交流が生まれて来るんじゃないかといわれております。ここで、いじめは悪であるとの意識、こういうものが対話することによって芽生えて来るとするならば、学校はもとより、先ほど申しましたが家庭も地域も社会も一丸となって、いじめの撲滅に真剣に取り組まなきゃならない。ほかの議員の方に、教育長も答弁なさってたんですが、我がまちの学校においては、本当に先生方が必死になって取り組んでいただいているので、そう心配するようなことでもないというようなことも答弁にあったわけですが、やはりいじめっていうのは、見えないところで絶対起こっていないということはいえないということでございますので、そういう皆さんがいじめは悪であるっていう意識づけが地域全体、社会全体そして学校全体、生徒全体に広がっていけば、そこに皆さんが一丸となっていじめが撲滅するっていうことで、なくなっていくということになるんじゃないかと思っております。先ほどちょっとおっしゃったように、文科省も道徳教育や体験活動をとおして今後いじめの未然防止を図るということになっておるようでございますね。

ですから道徳教育これもさることながらであります、この体験活動、さっきもちょっと申したんですが、することによっていろいろな対話も生まれてくんじゃないかと思っております。そこで、子供たちにどのような体験活動させたらいいのかということで、教育長としては考えていらっしゃるのか、既存の活動の内容じゃなくって、それでいいのかなっていうものも含めましてちょっとお尋ねしたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 既存以外でっていわれると、若干おっと思うわけでございますけれども、例えば既存のものでありますと、体験学習といいますと、池邊議員のところで行われているような水泳とか自然に親しむ体験、それからこれも6月の下旬、7月の初めだったでしょうか、長田の奥のほうにいろいろな自然を活用した、例えばシイタケの栽培でありますとか、あるいは水資源を使った作物をつくるとかいうようなところが開かれているというようなことがありまして、そこに連れて行って、じかにそういう自然に触れるというようなこと。それから、町がやっておりますけれども、いわゆる人材育成派遣事業というのをやっております。沖永良部に行ったり、オーストラリアのブリスベーンに行ったり、あるいはただ単に人材を育成するという視点だけでなくて体験をさせるという大きな意味があるというぐあいに私は思っております。

したがって、そういうような既存のものに、さらに深い意味づけをさせるというようなことをやりながら、また、おっしゃるように新しいものを何か発案していきたいなというぐあいに考えております。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） その体験をさせている学年としては、多分5年生か6年生ではないかと思うんですね。さっき私が申し上げた中に、いじめに関するデータの中に、小学4年から中学3年までの中で、やはり1回はいじめを受けたことがある、1回は自分もいじめをしたことがあるという学年であれば、やはりその4年から中学3年までの学年それぞれの中ですというのを児童に体験学習をさせていくと、体験活動をですね。学習というのかわかりませんが、体験活動をさせていくという方向も、新たな取り組みを学校でしていただければありがたいと思っております。教育長、もう一度答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 特に三股の標榜しております「花と緑と水の町」という、自然が豊かであるという自然を活用した体験を、例えば、これは言っているのかどうか分かりませんが、曾於市の山にどんぐり教室というのがありまして、そこでNPO法人がやってるわけですが、高校生まで含めて、小学生、中学生、いろんな取り組みをされているということなんです。

そういうようなことも、また視野に入れながらやりたいなと思います。

同時に、アサーショントレーニングというのがありまして、ただそういう体験なんですけれども、お互いに人のいいところ、つき合ってる人のいいところを見て言い合うと。私たち人間は否定的で、悪いところはすぐ目について、話をすると悪いところのあれが出てくるんですけど、じゃなくて、あえていいところを見つけて、あなたのいいところ、おまえのいいところというのを見つけて、話をさせるという時間等も設定させながら取り組みを深化させたいなというぐあいに思っております。

以上ですけれど。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ぜひぜひ、1年後には、素晴らしい三股中、三股小学校に変わりましたねと言えるようにご期待申し上げまして、よろしく願い申し上げます。

次、まいります。次でございますが、通学路の安全確保についてお尋ねいたします。

本年4月、京都府亀岡市で、軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突っ込み、3人が死亡、7人が重軽傷を負うという痛ましい事故がありました。その後も次々と、千葉県、愛知県、大阪、これがまた登下校中の児童を巻き込む大きな事故になっておりまして、本当に子供たちが通学することによって危険にさらされている現状でございます。こういう事態を受けて、国交省、文科省、警察庁が連携して通学路の緊急合同総点検を実施するよう通達したはずであります。

そこで、次の3項目をお尋ねいたします。①に、全ての公立小学校の通学路を対象として、本年8月まで実施することとありますが、その総点検結果についてお尋ねいたします。②に、「点検のための点検」に終わらせないためにも、目に見える諸対策を迅速に実施すべきではないかと思っておりますので、その計画についてお尋ねいたします。③に、通学路の安全点検は継続的に行わなければならないと思いますが、どのような形で継続しようとしているのか、あるいは計画がないのか。これは、やっぱり教育長ですかね、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 担当課長に答えてまいります。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） まず、全ての公立小学校の通学路を対象として、本年8月まで実施することであり、その点検結果について等に答弁いたします。

全ての公立小学校の通学路を対象とした点検につきましては、児童生徒とその親で、日曜等を利用して、家から学校までの通学路を実際に歩いて、その中で子供たちにとって危険である箇所を上げてもらい、それを学校でまとめ、再度先生たちで回り、現場写真を撮りながら確認を行い、教育委員会へ報告してもらいました。その結果、通学路危険箇所は、三股小が25カ所、勝岡小

11カ所、梶山小4カ所、宮村小5カ所、長田小3カ所、三股西小40カ所で、計88カ所となっています。この88カ所の中には、同じ場所で複数の危険箇所を示しているものもあります。

先月8月24日に、教育課2名及び都市整備課2名、都城警察署2名及び県土木事務所職員2名で危険箇所点検を実施しました。町内6つの小学校の、特に危険度の高いところから順に1校5カ所ずつ、あらかじめ上げてもらい、校區別に所管の小学校教頭に随行していただき、27カ所の通学路の危険箇所の点検を行いました。各危険箇所を回りながら、その箇所が危険箇所に値するか、危険であるとすれば、危険度はどの程度なのかを、A、B、C、3段階に分け判定し、どこが対応していくのかについて、それぞれ協議を行い、町道、県道別に都市整備課及び土木事務所、警察、教育委員会、学校がそれぞれ対応し、改善することを確認しました。

自転車通学生や歩行者のモラルに関することと判断された事項につきましては、校区の学校側に登校の仕方や通学路の再確認及び変更等をお願いするということで確認いたしました。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 総点検の結果でございますので、当然、今後の対応というのが重要になってくるわけですが、やはり、点検すると見えないところが見えてくる、子供たちが今まで大きな事故につながらなかったのは幸いだったなということで思いますが、ただ本当に点検していくというのは大事なことだと思います。

それで、実は統計的なことを申し上げますが、昨年1年間で登下校中の交通事故に遭った1年生から6年生の児童数は全国で2,485人に上りましたね、そのうち11人が死亡しております。特に低学年になるほど事故に遭いやすい結果であります。交通事故の原因としては、当然車を対象にしたときは居眠りとか不注意、無免許など、明らかなルール違反と運転者のモラルが問題になるかと思えます。

それですね、点検はしていただきましたが、これは私の思案でございますが、例えば交通安全に対するキャンペーンを、大概、交通安全委員会の方たちが主にして、ある部分のところに立っていただいてキャンペーンするというのが今までのケースだと思うんですが、これを地域ごとに地区住民の方とともにやるとか、あるいは通学路に看板を立てまして、ここは通学路だから気をつけて運転してくださいよっていう、何か注意を促すような文字を書いて看板を立てるとか、あるいはゾーン30ですね、このゾーンは30キロ以内でしか走行できませんよっていうゾーン30でございますが、この安心走行エリアを積極的に導入するとか、町独自の取り組みを考えられないのか、これを町長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 交通安全に関することということで、総務課のほうでお答えします

けれども。今も自治公民館長を先頭に、地域でいろんな形で交通安全対策というか、努めていただいております。もちろん朝の街頭指導を初め、のぼり旗の設置とか、今度キャンペーンとなりますと、それなりのまた取り組み方が違うところがございますので、モデル的にやっていくのもいいんでしょうけれども、行政事務連絡会議、公民館長会議ですね、このあたりの場で取り組みの確認というか、どういう状況で今されているのか、今後どのような形でやりたいのかそこら辺を入れながら、またキャンペーンについては検討していきたいというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当にみんなで知恵を出し合いながら、子供たちが安心して通学できるような環境を私たち大人がしてあげないといけないかなと思っておりますので、ぜひいろいろな知恵を出しながら取り組んでいただきたいと思います。

先ほど、88カ所が、やはり問題のある場所であったということが報告されているわけですが、それを改善するためには、当然予算も必要になってくる部分もあるかとは思いますが、その件について、この点検を受けて、町長としては、やはりこれは予算の確保が必要じゃないかなとか、そういう方法を考えたのかどうか、町長にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 答弁をお願いします。教育課長。

○教育課長（重信 和人君） 一応その点については公安とか、都城警察署関係の管轄の標識等もございますので、まだそっちについては検討中でございます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 当然それは、そっちの管轄という部分もありますけれども、しかし、これは町で対応していかないといけないという部分も出てきているかなと思うんですね。例えば、植木の部分でございましたけれども、ある方から相談を受けまして、道路の側溝のふたの部分だったんですが、ちょっとでこぼこがありまして、それを子供たちが足に引っかかって危険なんだという相談を受けまして、いろいろ女性のほうにはお願いしたんですけれども。その後、ちょっとほかの面で苦情を、かえってほかの方が言われたということで、そのままになっている部分もあるんですけれども。そういう部分を思うと、やはり町が町で対応しないといけない部分っていうのが出てくるかと思っておりますので、迅速に、それはいろんなところで対応していただきたいと思っておりますので、これも町長、ぜひひとつよろしく願いしておきます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この結果については、まだ担当課レベルっていうことで、今確認中、そしてまたそれぞれの分野でお願いするところということで、また町でやるべきところということで今後上がってくるかと思っております。現場を見ながら年次的にといいいますか、計画的に整備をしていきたいと思っております。

また、地区座談会等を実施しておりますけども、そういう段階でも、そういう通学路のお話等もあります。それにつきましては、すぐ日にちを設定しまして、現場で確認ということで早急な取り組みをしていってるところでございます。そういう意味合いを含めて、子供の通学路の安全につきましては十分に配慮したいというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） よろしくお願ひしときます。

3番目の中で、これは安全点検を継続的にやらないといけないのじゃないかなということですが、今回はそういうふうに国交省とか文科省の指示でやったという部分があるんですが、今後このような形を継続的に行ってはいかがかなと思うんですよ。この件についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 冒頭にも申し上げましたけれども、通学路につきまして、児童生徒が学校に行く通路につきましては、学年がかわるごとに、やはりその点検が必要かなというぐあいに思っております。ですから、児童生徒が直接、学校までの経路については、4月当初あるいは5月、遅くても6月までにはどのような経路であるというようなのを確認しながら、登校班と同時に指導をしていきたいというぐあいに考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） よろしくお願ひしときます。

ここの安全確保については、あと1件で終わります。文科省が今回、通学路安全対策アドバイザー制度を創設すると言っておりますね。これが、もう2013年度の予算の概算要求の中に盛り込んでおるようでございますが、これはモデル事業的に実施されるようでございます。モデル事業とするならば、全自治体に全てっていうわけにはいかないということであれば、早目に手を挙げて、これは全額、国費負担だそうですね、このアドバイザーを配置するのが。通学路安全対策アドバイザーという制度でございますので、ぜひこういう制度の通達がありましたならば手を挙げていくと、そして一にも二にも安全対策に手がけていくってことでいかがでしょうか。もしそういうなんがあれば、ぜひ手を挙げていただきたいと思いますが、これ町長にお尋ねいたします。どっちかな。課長かな、教育長か。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（岩崎健一郎君） 検討させていただきたいと思ひます。

以上です。

○議員（10番 池田 克子君） よろしくお願ひいたします。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 済みません。では、3番目にまいります。胃がんの予防対策についてであります。

日本では、胃がんの診断や治療の技術が進んだにもかかわらず、約40年間ずっと続けてですけど、毎年5万人もの胃がん患者が亡くなっておられます。本当に痛ましいことですが、私の身近な方にも、この方は女性でありましたが、胃がんということで失望的な思いでおられる方がいらっしゃいます。何とか今治療をされてはいるんですけども、ものすごい早いスピードで悪くなっているようですのでお気の毒な気がいたしますが。このように胃がんっていうのが、私たちの身近な中に脅威を振るっているということでございます。

そしてまた、その胃がん患者が、原因としてピロリ菌に感染していたがゆえに胃がんが発生したと、そのピロリ菌が原因だったっていうのが95%ピロリ菌だったという結果が出ているわけですね。ですから、この胃がん検診のあり方を今問い直さなきゃならないんじゃないかということで、受診しやすい形態への転換を求めたいと思うわけですね。ですから、次の3点についてお尋ねいたします。

まず、胃がん検診の受診率は何%か。以前聞いたときには、相当低いパーセントじゃなかったかなと思っています。2番目に、受診率向上への対策はとっておられるのか。また、3番目ですが、バリウムによるレントゲン撮影より、血液検査によるペプシノゲン法・ピロリ菌抗体検査に切りかえられないか。これは血液検査で簡単にできるのがピロリ菌の検査でございますので、ぜひこの方法でしていただくと、もっと多くの方が診断を受けて、早期診断でピロリ菌を除去することによって、ほとんど3分の1以上の人が、次、がんになるリスクが低くなると言われているこの素晴らしいペプシノゲン法・ピロリ菌抗体検査でございますので、この件についてお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 健康診断に関する事ということで、胃がん検診の受診率は何%か、これはちょっと数値的なことでございますので担当課長のほうに解答させます。

それと、このペプシノゲン・ピロリ菌抗体検査への切りかえ、これちょっと専門的なことでございますので、これについても担当課長のほうから解答させまして、私のほうでは受診率向上への対策はあるかというのについて回答をさせていただきたいと思っております。

受診率向上への対策はあるのかということですが、町は平成20年度より、健康診査制度の見直しによりまして、胃がん検診も見直しをいたしました。19年度までは胃がんの集団検診を行っていましたが、集団検診では検診日が決まっているため受診できない人もおり、受診者の利便性を考慮し、医療機関での個別検診に変更をいたしました。しかし、19年度以前の集団

検診と比較しまして、20年度以降の受診者数は10分の1程度というふうになっております。ですから、今後は集団検診による胃がん検診、20年度以前ですね、19年度等の集団検診による胃がん検診を行うことも再検討すべきではなかろうかと、今考えているところでございます。

では、担当課長、よろしく申し上げます。

○議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

○町民保健課長（山元 宏一君） 胃がん検診の受診率は何%か問うということですが、胃がん検診の受診率は、23年度を申し上げますと40歳以上の対象者数が6,229人です。これは計算方法がありましてこういう数字になります。男性が2,297人、女性が3,932人と、これに対しまして受診者数が9人です。男性2人、女性7人です。受診率に直しますと0.14%、男性0.1%、女性0.2%であります。今のは23年度でありますね。22年度は受診率で0.1%、21年度は0.15%、20年度は0.08%となっております。集団検診を行ってました19年度につきましては、これが1.0%となっております。19年度と比較して、20年度以降はかなり低いということになっております。これに人間ドックで行われる胃カメラ検診、これは検査方法が違いますけど、これを加えた場合には23年度が1.1%、22年度1.2%、21年度1.1%、20年度が1.8%で、19年度、集団検診を行っていた時期になりますと、これが2.3%となります。

ちなみに、この検診費用は1万2,216円で、町負担が8,516円と、個人が3,700円を負担している状況にあります。

続きまして、3番目のバリウムによるレントゲン撮影より、血液検査によるペプシノゲン法・ピロリ菌抗体検査に切りかえられないかということですが、現在、町の胃がん検診は国で定める胃がん検診指針によって、胃部エックス線検査、これバリウムを飲んで行うものであります。この方法は、胃や十二指腸の病変をバリウムを飲んで映し出すもので、現在の胃の状態を正確に診断することができます。ただし、将来に対する胃がんのリスクですね、こういうのは予想できません。

一方、血液検査によるペプシノゲン法は、胃粘膜でつくられる血液中のペプシノゲンの量を測定しまして、胃粘膜の健康状態を調べる検査であります。胃がん発生の危険度を判定します。それとピロリ菌検査は、血液中に含まれるピロリ菌抗体を測定し、ピロリ菌の感染の有無を調べるものです。ピロリ菌の感染は、胃潰瘍やがんの発生に非常に深くかかわっていると言われております。

これを踏まえまして、今後は検査方法を切りかえるのではなくて、受診率の向上も含めて考えて、検査方法の組み合わせなどを検討していく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ピロリ菌についてしっかりとおっしゃっていただきましたが、おっしゃるとおりでございます。これがなかなか、ピロリ菌の感染によって胃がんが発生するってというのはわからなかったそうですね。最近になって、これがわかるようになりました。

また、胃がんの97%が50歳以降に発生しているというデータもあるわけですね。ですから、この胃がん検診は50歳以降からでもいいんじゃないかと。ただ、若い世代の方もこのピロリ菌検査をすると、除菌すれば、もうほとんどの人が胃がんにならないというような結果も出ているようでございます。50歳以降でないとはだめです。よってことじゃありませんが、このピロリ菌がいかに悪さをしてたかということがわかりましたので、このピロリ菌除菌について、ぜひ対策をとっていただきたいと思ひますし、受診率をさっき聞きましたが、非常に厳しい状況であります。これが50%ということで目標をすれば、もうこれはすごい治療費の抑制にもなるわけですから、ぜひこの導入をして考えていただければありがたいと思ひます。

この中にもABC検診と血液検査の中であるようございまして、そのABC検診をしていくと、この人はピロリ菌があるですよ、ないですよとか、何かそういうのが血液検査でわかりますので、本当に手軽にできるということであれば、今後の中で、このピロリ菌の検査を血液検査で、胃がんの検診を血液検査でしていただく方法に、ぜひ検討していただきたいと思ひますので、町長に最後、ひとつご答弁をお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） お話を聞いておりますと非常に革新的と申しますか、すばらしい検査法だなというふうにお伺いいたしました。また、いろいろと勉強さしていただきまして、いろいろと検討さしていただきたいなというふうに思ひます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） これで私の一般質問を終わらさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時35分散会

---

議事日程(第5号)

平成24年9月26日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告  
日程第2 委員会の閉会中の継続審査の件  
日程第3 質疑  
日程第4 討論・採決(議案第58号から議案第77号、第80号及び請願第1号から第2号)  
日程第5 意見書案第3号から第5号上程  
日程第6 常任委員会の閉会中の審査事項について  
日程第7 議員派遣の件について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告  
日程第2 委員会の閉会中の継続審査の件  
日程第3 質疑  
日程第4 討論・採決(議案第58号から議案第77号、第80号及び請願第1号から第2号)  
日程第5 意見書案第3号から第5号上程  
日程第6 常任委員会の閉会中の審査事項について  
日程第7 議員派遣の件について
- 

出席議員(11名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君  | 2番 佐澤 靖彦君  |
| 3番 堀内 義郎君  | 4番 内村 立吉君  |
| 5番 福永 廣文君  | 6番 指宿 秋廣君  |
| 7番 上西 祐子君  | 8番 大久保義直君  |
| 9番 重久 邦仁君  | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 |            |

---

欠席議員（１名）

12番 桑畑 浩三君

---

欠 員（なし）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君

書記 久寿米木和明君

書記 谷口 光君

---

説明のため出席した者の職氏名

|        |       |        |           |       |        |
|--------|-------|--------|-----------|-------|--------|
| 町長     | ..... | 木佐貫辰生君 | 副町長       | ..... | 石崎 敬三君 |
| 教育長    | ..... | 岩崎健一郎君 | 総務課長兼町民室長 | ..... | 大脇 哲朗君 |
| 地域政策室長 | ..... | 西村 尚彦君 | 税務財政課長    | ..... | 渡邊 知昌君 |
| 町民保健課長 | ..... | 山元 宏一君 | 福祉課長      | ..... | 岩松 健一君 |
| 産業振興課長 | ..... | 丸山浩一郎君 | 都市整備課長    | ..... | 下沖 常美君 |
| 環境水道課長 | ..... | 鍋倉 祐三君 | 教育課長      | ..... | 重信 和人君 |
| 会計課長   | ..... | 財部 一美君 |           |       |        |

---

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1. 常任委員長報告

○議長（山中 則夫君） 本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、常任委員会報告を議題といたします。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（指宿 秋廣君） おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会の審査の結果についてご報告をいたします。

総務厚生常任委員会の審査結果について、会議規則76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第61号、62号、63号、64号、70号、72号、

73号、74号、80号及び請願1号、2号の計11件であります。

案件ごとに説明をいたします。

まず、議案第61号「平成23年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

歳入歳出決算額は、歳入30億7,077万7,315円、歳出28億7,766万5,292円で、翌年度繰越額は1億9,311万2,023円です。

歳入の主なものは、国民健康保険税5億4,342万7,496円、国庫支出金7億7,003万1,838円、療養給付費等交付金1億8,424万1,000円、県支出金1億635万2,477円、共同事業拠出金3億6,987万2,438円、一般会計繰入金1億467万5,089円、繰越金3億1,041万9,152円です。

歳出の主なものは、賦課徴収費537万3,600円、一般被保険者療養給付費15億1,635万6,992円、退職被保険者等療養給付費1億6,469万6,595円、一般被保険者高額療養費2億470万1,683円、退職被保険者等高額療養費2,360万5,309円、後期高齢者支援金3億451万3,204円、介護納付金1億3,125万1,142円、共同事業拠出金3億5,369万7,062円、償還金3,583万9,618円です。

審査の結果ですが、慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第62号「平成23年度三股町後期高齢者特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

歳入歳出決算額は、歳入1億9,946万627円、歳出1億9,808万4,978円で、翌年度繰越額は137万5,649円であります。

歳入の主なものは、後期高齢者療養保険料1億984万700円、一般会計繰入金8,126万4,085円、後期高齢者医療広域連合受託事業収入603万4,147円です。歳出の主なものは後期高齢者広域連合納付金1億6,681万6,485円、一般会計繰出金190万4,867円です。

慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第63号「平成23年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

歳入歳出決算額は、歳入17億9,989万5,161円、歳出17億6,819万7,520円で翌年度繰越額は3,169万7,641円です。

歳入の主なものは、介護保険料2億6,639万2,261円、国庫負担金2億9,029万1,910円、国庫補助金1億3,868万800円、支払い基金交付金5億26万6,766円、県負担金2億4,185万5,501円、一般会計繰入金3億2,686万4,000円、基金繰入

金1,483万2,972円、繰越金1,296万8,893円です。

歳出の主なものは、介護認定審査会費3,065万4,034円、介護サービス等諸費13億9,422万7,545円、介護予防サービス等諸費11億1,434万5,416円、高額介護サービス等費3,497万115円、特定入所者介護サービス等費6,505万573円、地域支援事業費3,814万135円、繰出金1,484万192円です。

慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第64号「平成23年度三股町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入2,013万5,958円、歳出2,013万5,217円で翌年度繰越額は741円であります。

歳入の主なものは、介護予防サービス計画費収入1,149万円、一般会計繰入金851万8,000円です。

歳出の主なものは、一般管理費1,740万5,138円、居宅介護支援事業費225万7,440円です。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第70号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」であります。

本案は、三股町使用料及び手数料徴収条例（昭和26年三股町条例）第9号の別表第1中20の次に、21、障害程度区分認定情報提供複写手数料1枚につき20円を追加しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号「平成24年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,585万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,036万1,000円としようとするものです。

歳入の主なものは、療養給付費等交付金2,577万6,000円増額、準備基金繰入金4,076万円を減額して取り崩しをせず繰越金7,036万6,000円増額補正です。

歳出の主なものは、償還金2,791万4,000円増額、一般会計繰出金341万6,000円増額、予備費2,284万4,000円の増額補正です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第73号「平成24年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ2億1,724万6,000円としようとするものです。

歳入の主なものは、繰越金137万2,000円の増額です。

歳出の主なものは、繰出金122万2,000円の増額です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第74号「平成24年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,090万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,419万3,000円と定めようとするものです。

歳入の主なものは、基金繰入金883万円の増額、繰越金3,142万5,000円の増額補正です。

歳出の主なものは、償還金1,237万円の増額、他会計繰出金2,800万9,000円の増額補正です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第80号「宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、住民登録基本法の改正に伴い所要の改正をするものです。すなわち、外国人登録原票に基づく字句を削除するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

請願第1号「都城市北諸県郡医師会立病院建設工事に関する請願書」について説明申し上げます。

本案は、市郡医師会病院の移転に伴う建設工事を都城市三股町の建設業者を参加させてほしいとの請願であります。

慎重に審査した結果、全会一致で趣旨採択すべきものと決しました。

請願第2号「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書採択に関する請願」についてご説明申し上げます。

精神医療改革、精神保険改革、家族支援を軸として、国民すべてを対象としたこころの健康についての総合的・長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定」を関係機関に要望するものです。

審査の結果、全国精神科病院などが加入する社団法人日本精神科病院山崎学会長は、「精神疾患が5疾病5事業と医療法に盛り込まれたことにより、精神疾患の地域医療提供体制について大きく前進が図られたところである。法案骨子に盛り込まれているような内容は、既存の関係法、障害者基本法・精神保健福祉法・障害者総合支援法等を見直し、充実させることにより達成可能であると考えます。今回の法案骨子を立法化することについては、屋上屋を重ねるものであり、そ

の必要性は認めがたいものである」との反対声明を出されています。

こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の詳細も確認できませんし、本請願を採択している自治体は、宮崎県は県議会を含めて9自治体であります。隣の鹿児島県は、県議会も採択していないなど、九州全体で19自治体しかありません。したがって、ほかの自治体の推移を見守るとの決断に達しました。

慎重に審査した結果、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務厚生常任委員会に付託された案件の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 福永 廣文君 登壇〕

○建設文教常任委員長（福永 廣文君） それでは、平成24年9月第4回建設文教常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案58号、59号、65号、66号、67号、68号、69号、75号、76号、77号の計10件でございます。

以下、案件ごとにご説明申し上げます。

議案第58号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」。

議案の概要、本案は、歳入歳出予算の総額4,289万7,000円にそれぞれ260万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,549万9,000円とするものであります。

歳入は、一般会計の繰入によるもので、歳出の主なものは計画停電対策業務に対する委託料165万7,000円及び賃借料90万円であります。

慎重審査の結果、全会一致にて承認すべきものと決しました。

議案第59号「専決処分した事件の報告及び処分について（平成24年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額3,472万円にそれぞれ260万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,732万2,000円とするものであります。

歳入は、一般会計よりの繰入によるもので、歳出の主なものは、計画停電対策業務に対する委託料165万7,000円及び賃借料の90万円であります。

慎重審査の結果、全会一致にて承認すべきものと決しました。

議案第65号「平成23年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

本案は、平成23年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計の歳入総額を4,115万

9,000円に、歳出総額を4,087万1,000円に、繰越金を28万8,000円とするものであります。

慎重審査の結果、全会一致にて認定すべきものと決しました。

議案第66号「平成23年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

本案は、三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計の歳入総額を3,308万6,000円に、歳出総額を3,288万1,000円に、繰越金を20万5,000円とするものであります。

慎重審査の結果、全会一致にて認定すべきものと決しました。

議案第67号「平成23年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

本案は、平成23年度三股町公共下水道事業特別会計の歳入総額を3億3,375万円、歳出総額を3億2,565万4,000円、実質収支809万6,000円を繰越金とするものであります。

慎重審査の結果、全会一致にて認定すべきものと決しました。

議案第68号「平成23年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」。

本案は、平成23年度三股町水道事業会計剰余金6,051万4,445円のうち3,000万円を減債積立金に、3,000万円を建設改良積立金に、51万4,445円を繰越金として処分する。また、決算については事業収益を3億9,586万2,057円、事業費用を3億2,963万8,522円とするものであります。

慎重審査の結果、全会一致にて認定すべきものと決しました。

議案第69号「三股町住宅設置条例の一部を改正する条例」

本案は、昭和36年建設の栗原団地8戸、昭和38年及び39年建設の中央団地24戸、昭和41年及び42年建設の塚原第2団地28戸の合計60戸を解体または解体予定により、町営住宅設置条例の別表からこれら60戸を抹消するものであります。

慎重審査の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。

議案第75号「平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」。

本案は、平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算の総額4,549万9,000円にそれぞれ22万8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ4,572万7,000円とするもので、歳入の主なもの、繰越金28万7,000円、歳出の主なものは、職員手当27万5,000円であります。

慎重審査の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。

議案第76号「平成24年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」。

本案は、平成24年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計の歳入歳出予算の総額3,732万2,000円にそれぞれ120万円を追加し、予算の総額を3,852万2,000円とするもので、歳入の主なものは、一般会計よりの繰入金99万6,000円で、歳出は公共ます設置工事費の120万円であります。

慎重審査の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。

議案第77号「平成24年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」。

本案は、平成24年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額3億8,034万6,000円からそれぞれ113万円を減額し、予算の総額をそれぞれ3億7,921万6,000円とするものであります。

歳入の減額は、一般会計繰入金922万5,000円の減と繰越金809万5,000円の増によるもので、歳出の減額は、公債費の償還金利子及び割引料59万3,000円の減額と職員異動に伴う給与及び手当等の減額によるものであります。

慎重審査の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。

以上、建設文教委員会の審査の報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いいたします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 上西 祐子君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（上西 祐子君） それでは、一般会計予算決算常任委員会の報告をいたします。

この委員会に付託された議案は、第60号と議案第71号です。

まず、60号の「平成23年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

本案は、歳入決算額9億1,990万6,204円、歳出決算額9億3,327万9,235円で、差し引き額2億4,662万6,969円で、24年度に繰り越す繰越明許費199万5,000円を差し引きますと、実質収支は2億4,463万1,969円となっております。詳細については一般会計決算資料及び決算審査意見書に述べてありますので、省略いたします。

慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第71号「平成24年度三股町一般会計補正予算（第2号）」についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額8億1,635万6,000円に歳入歳出それぞれ2億4,832万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,468万

5,000円とするものです。

歳入の主なものは、地方交付税を交付決定により減額、国庫支出金は障害者福祉費負担金を増額と子ども手当負担金から児童手当への組み替えにより減額するなど、国・県の補助内示決定及び事業の追加によるもののほか、当初予算で計上できなかった経費などや入札残などについて補正を行うものです。

歳出の主なものを説明いたします。民生費は障害児居宅介護等給付費、病児病後児保育事業及び認定こども園事業費補助金、長田へき地保育所簡易トイレ設置工事費をそれぞれ増額補正するものです。

衛生費は、予防接種委託料、浄化槽設置整備事業、健康管理センター外壁改修工事、また、循環型社会資源物発掘事業委託料、衛生センター負担金の精算返還金をそれぞれ増額を補正するものです。

農林水産費は、宮崎感謝プロジェクト震災支援事業の内容変更により、経費を組み替え減額し、三股町人・農地プランに基づく就農支援として、青年就農給付金事業補助金を増額補正するものです。

土木費は、道路維持補修費等を増額。公共下水道事業の公債費利子見込みなどの減により、繰出金を減額。また、町営住宅解体工事費を増額補正するものです。

教育費は、三股西小学校南校舎防水改修工事費、書画、カメラ購入費を増額、教育コンピューター賃借料の執行残を減額補正するものです。

災害復旧費は的場水路ほか3カ所の復旧工事を増額補正し、諸支出金については、前年度繰越金の2分の1を財政調整基金に、墓地公園事業の収支剰余金を公園基金に積み立てし、予備費は収支の調整額を補正するものです。

審査の経過で要望がありましたので、申し上げます。

この外壁工事は雨漏り防水のための工事だとのことですが、聞くところによると、屋根も雨漏りがするが費用の関係で年次的に分けて工事することだと説明を受けました。同じ建物ですので、同時に工事をしたほうが費用は約90万円ぐらい安くなるとのこと。銀行から借り入れしても屋根、外壁の雨漏りは一括工事をしたほうがよいのではないかという意見が多数ありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、三股町まちづくり基本条例審査特別委員長よりお願いいたします。  
三股町まちづくり基本条例審査特別委員長。

〔三股町まちづくり基本条例審査特別委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○三股町まちづくり基本条例審査特別委員長（指宿 秋廣君） 継続審査であります平成24年議

案第49号の報告をいたします。

本案は三股町まちづくり基本条例であります。引き続き調査の必要があるとの多数の意見により、三股町議会会議規則第74号の規定に基づき報告いたします。

以上です。

---

## 日程第2. 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（山中 則夫君） 日程第2、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

三股町まちづくり基本条例審査特別委員会委員長から、特別委員会において審査中の事件、議案第49号「三股町まちづくり基本条例」について、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

三股町まちづくり基本条例審査特別委員会におかれましては、閉会中の審査方よろしくお願います。

---

## 日程第3. 質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第3、質疑を行います。

質疑につきましては、議案第49号を除く常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は1議題につき3回以内となっております。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

---

## 日程第4. 討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第4、討論・採決を行います。

議案第58号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。議案第58号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第59号「専決処分した事件の報告及び承認について（平成24年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第59号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第60号「平成23年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 平成23年度一般会計決算の認定について、反対討論をいたします。

この23年度決算では、国営かんがい排水事業地元負担金償還金が2億5,079万2,000円支出となっています。国の畑かん事業は莫大な費用をかけてダムをつくりましたが、三股の農家で何人の人がこれを喜んでいるのでしょうか。農業予算となっておりますが、中央の大手のゼネコン業者のための事業であり、農業の発展には寄与していないのではないのでしょうか。2億5,000万円のお金を町民のために使うならば、どれだけ皆が助かるかわかりません。農業を発展させ、国の食料自給率を高めるような施策のために予算をつぎ込むことを国に要望してほしいと思います。

以上、反対討論を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですので、起立による採決をします。議案第60号は、一般会計予算決算委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第60号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第61号「平成23年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第61号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

異議があるようですので、起立により採決します。

議案第61号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第61号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第62号「平成23年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第62号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

異議があるようですので、起立により採決します。議案第62号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第63号「平成23年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題と

して、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第63号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

異議があるようですので、起立により採決を行います。議案第63号は総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第63号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第64号「平成23年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第64号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第65号「平成23年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第65号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第66号「平成23年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出の認定に

ついて」を議題として討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第66号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第67号「平成23年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第67号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第68号「平成23年度三股町水道事業会計剰余金処分及び決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第68号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決及び認定されました。

議案第69号「三股町町営住宅設置条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第69号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議案第70号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第70号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議案第71号「平成24年度三股町一般会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第71号は、一般会計予算決算委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議案第72号「平成24年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第72号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議案第73号「平成24年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第73号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議案第74号「平成24年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第74号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第75号「平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第75号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議案第76号「平成24年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第76号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議案第77号「平成24年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第77号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議案第80号「宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第80号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決されま

した。

請願第1号「都城市北諸県郡医師会立病院建設工事に関する請願書」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

本請願に対する建設文教委員長の報告は、趣旨採択であります。

請願第1号は、（発言する者あり）済みません、ただいまのちょっと間違えました。請願第1号は総務厚生委員長の報告のとおり、趣旨採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は趣旨採択することに決しました。

請願第2号「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書採択に関する請願」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 私は、この請願に対して賛成の立場から申し上げます。

この請願の趣旨は次のようになっています。平成20年度から21年度にかけて、厚生労働省は今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会を設け、現状を網羅的に明らかにし、今後の望まれる施策を報告しました。

この報告のもとに、平成22年4月に当事者、家族、医療福祉の専門家及び学識経験者によるこころの健康政策構想会議が設立されました。この会議では、当事者、家族のニーズに応えることを軸に捉えて会議を重ね、現在の危機を早く根本的に改革する提言をまとめ、平成22年5月末にこころの健康政策についての提言書を厚生労働大臣に提出しました。

この提言書の中で、精神医療改革、精神保健改革、家族支援を軸として、国民全てを対象としたこころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めている内容であります。

よって、私はこの請願について賛成をいたします。

○議長（山中 則夫君） 次に、反対討論はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

本請願に対する総務厚生委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。この採決は起立によって行います。請願第2号を採択することに賛成の議員の起立を求め

ます。

[賛成者起立]

○議長（山中 則夫君） 起立少数であります。よって、請願第2号は不採択と決しました。

---

日程第5. 意見書案第3号から第5号上程

○議長（山中 則夫君） 日程第5、意見書案第3号から第5号を一括して上程いたします。

意見書案第3号地球温暖化対策に対する地方財源を確保、充実する仕組みの構築を求める意見書案について、提出者の説明を求めます。

福永君。

[5番 福永 廣文君 登壇]

○議員（5番 福永 廣文君） それでは、意見書案第3号地球温暖化対策に関する地方財源を確保、充実する仕組みの構築を求める意見書についての提案理由の趣旨説明をいたします。

人類共通の課題である地球温暖化の防止は、あらゆる人に利益をもたらすものです。こうした中、国において地球温暖化対策のための税が本年10月に導入されます。さらに、森林の公益機能の持続的な発揮、森林・林業・山村対策に抜本的強化を図るための、地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保、充実する仕組みを平成25年度税制改正に向けて、地方が一丸となって強力な運動を展開していくと、新潟県村上市議会が会長を務める全国森林環境税促進議員連盟が活動を続けております。

こうした中で、全国の自治体に対し、国に対し働きかけを行っていただきたいと意見書の採択依頼がありました。本町としてもこれに賛同し、地球温暖化対策に関する地方財源を確保、充実する仕組みの構築を求める意見書を提出するものであります。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（山中 則夫君） それでは、これより質疑・討論・採決を行います。

意見書案第3号を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書（案）第4号「李明博韓国大統領の行動に抗議し政府に対韓国外交の見直しを求める意見書（案）について」提出者の説明を求めます。池邊君。

〔1番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（1番 池邊 美紀君） 「李明博韓国大統領の言動に抗議し政府に対韓国外交の見直しを求める意見書（案）について」ご説明をさせていただきます。

まず、3点を明らかにしていきます。

まず、第1点は、竹島は歴史的な証拠から日本の領土であるということ。

これは、歴史的なところになります。全協で資料提出したとおり、竹島は17世紀から19世紀、日本の実効支配が続いており、当時の朝鮮の漁民が密漁しているのを強制送還したとの記述もあります。明治38年には、日本政府の閣議決定で竹島が島根県に編入されており、明治43年の日韓併合で韓国が日本の領土となっております。

第二次世界大戦後の昭和20年、終戦後マッカーサー・ラインにより日本の竹島における政権が停止、しかし、5年後の昭和25年サンフランシスコ平和条約でマッカーサー・ラインが消滅し、竹島は改めて日本領土になります。その条約が発効される昭和27年4月まであと3カ月という昭和27年1月に、韓国が勝手にイ・スンマン・ラインを一方的に宣言し、竹島を独島と呼称。2年後の昭和29年に不法占拠の実効支配をしております。

昭和40年、日韓国交正常化、日韓基本条約締結、これによりイ・スンマン・ラインが消滅したにもかかわらず、平成8年から10年にかけて記憶に新しい接岸施設埠頭建設、有人灯台を建設しております。そして、先月、李明博大統領が竹島に上陸。ここにきて、ようやく、さきの国会で「不法上陸」というストレートな表現を野田総理大臣、玄葉外務大臣が使っております。

日本固有の領土竹島を不法占拠している韓国には、証拠となるような歴史的文献などはなく、軍備に頼る実効支配をしております、今なお、ゆがんだ歴史教育を進めております。

2点目は、従軍慰安婦問題であります。

1965年の日韓基本条約において解決しているということ。もちろん、人道的な措置も終わっております。ちなみに、韓国の3代前の第14代の金泳三大統領により、従軍慰安婦問題に対し、「日本に物質的な補償は求めない方針である」と声明も発表されております。

世界において、このような問題はたくさんございますが、国際的には明文化されてはいないものの、暗黙のルールで、一度決まれば蒸し返さないというのが通例であります。つまり、日韓基本条約が締結された1965年に従軍慰安婦問題を含めた諸問題は、完全かつ最終的に解決されているということです。

3点目は、日本国の象徴である天皇陛下に対しての非礼は、日本人の誇りを冒瀆されたものとして断固たる措置をとるべきだということです。

李明博大統領は、平成20年の韓国大統領就任以前から、「日本には謝罪や反省は求めない」と発言をしておりました。そして、大統領就任後の平成20年4月に訪日すると、天皇、皇后との会見時に韓国訪問を招請しています。「ぜひ韓国に訪れてください」というふうに言っております。

李明博大統領は、平成20年に来日し、天皇陛下と皇后陛下に対してそのようなことを伝えておいて、いざ天皇陛下が韓国を訪れようとする、「独立運動家に対して謝罪せよ」と、非礼きわまりないことを、日本国の象徴である天皇陛下に対して言ったわけであります。

これらを前提とした、今回の意見書であります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） それでは、これより質疑・討論・採決を行います。

意見書（案）第4号を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。討論あります。ありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 意見書（案）第4号「李明博韓国大統領の言動に抗議し政府の対韓国外交の見直しを求める意見書（案）」に反対の立場から討論いたします。

今回の竹島問題など、領土問題はどのような問題でも歴史的事実と国際法上の道理にのっとり、冷静な外交交渉で解決を図ることが大事です。

竹島問題をめぐって、我が党は1977年に見解を発表し、日本が竹島の領有を主張することには歴史的な根拠があり、我が党は、歴史的にも国際的にも日本の領土であることを主張してきました。

ただ、同時に、竹島を日本の領土に編入した1905年、明治43年ですが、という時期と、日本が韓国を植民地化していった時期と重なっているという問題があり、韓国の外交権が奪われていた時期でした。

日本政府として、その事実は認めて韓国側の主張もしっかり考慮する必要があります。韓国の国民のほとんどは、戦前の日本による植民地支配の最初は竹島だったと思っていると言われております。ですから、冷静な話し合いの場をつくるためには、植民地支配への反省をきちんと行うことが不可欠です。

その土台の上で、歴史的事実と国際道理に立った話し合いで、領土問題の解決を図ることが必要です。日韓の間に、冷静に話し合うための外交的土台を築く必要があります、感情的な対応で緊張

をエスカレートさせるようなことは、双方が自制すべきです。

この意見書では、対韓国外交の見直しまで求め、従軍慰安婦問題について完全かつ最終的に解決されたとするなど、日本の植民地支配の歴史を無視しております。

よって、この意見書（案）には同意できないことを申し上げ、私の討論といたします。

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論はありませんか。重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 私は、この案に賛成の立場から発言をいたします。

外交を、ここに地方議会において賛成の意を唱えるということに対して、今の主張から言われれば、向こうは、小さい子供教育まで入り込んで領土問題をしているという国柄であります。そういう、基本的なことは押さえないで、外交の歴史等というようなものと言える党の見解は党の見解でしょうが、ここに出された案として、私は、日本国民として1945年の戦争の終結を得た外交問題等について、私の知る限りで、この案は意見書として出すべきものとして、賛成討論といたします。

○議長（山中 則夫君） ほかに討論はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。意見書（案）第4号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、意見書（案）第4号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書（案）第5号「香港民間団体による領海侵入及び尖閣列島不法上陸に関する意見書（案）について」提出者の説明を求めます。堀内君。

〔3番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（3番 堀内 義郎君） それでは、意見書（案）第5号「香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書（案）」をご説明いたします。

8月15日に、香港の民間団体が我が国領海に侵入し、乗組員の一部が尖閣諸島の魚釣島に不法上陸しました。今回の不法上陸に関しましては、事前に異風があったんですけども、政府としての対応方針を決めていたにもかかわらず、みすみす不法上陸とさせたことになったわけでございます。

また、海上保安庁艦船に対して、れんが等を投げつけるなど、明らかにほかに罪を犯した嫌疑があるにもかかわらず、出入国管理及び難民認定法第65条を適用し強制送還としたことは、極めて遺憾でございます。

よって、町議会は、日本の国家主権を断固として守るために、以下の項目の実行を国家及び政府に強く求めます。

1点目が、今後同様の事案があった場合、出入国管理及び難民認定法第65条を適用することなく、厳正に刑事手続を進めること。また、中国に対し断固たる抗議を行うとともに、再発防止を強く求めること。

2点目に、尖閣諸島及びその海域の警備体制、方針を抜本的に見直すとともに、領土領海を守るために必要な法制度の整備、関係機関との連携、装備人員の手当て等の拡充を急ぐこと。また、南西諸島防衛を強化する施策を実行すること。

3点目が、施設の整備などを通じた尖閣諸島の有人化と、家の有効活用を図ること。また、島及び海域の安定的な維持管理を強化するために、尖閣諸島の国有化に向けた取り組みを早急に進めること。

4点目が、尖閣諸島は歴史的にも国際法的にも我が国固有の領土であり、そもそも領土問題は存在しないという明確な事実を、国際社会に示す外交努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（山中 則夫君） それでは、これより質疑・討論・採決を行います。（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）

ちょっと休憩いたします。

午前11時11分休憩

-----  
午前11時24分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 先ほど、意見書（案）第5号をご説明しましたけども、訂正がありましたので、お願いしたいと思います。

2番目のですね、「また、南西諸島防衛を強化する施策を実行する」ということは削除いたします。

以上は、変わりはありません。

よろしくご審議のほどを、よろしくお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） ただいま、提案者からありましたように、意見書の一部を削除する申し出がありました。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、意見書（案）第5号の一部を削除することを許可することに決しました。

それでは、これより質疑・討論・採決を行います。意見書（案）第5号を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書（案）第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第5号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書は速やかに関係機関に送付し、善処方を求めることにいたします。

---

#### 日程第6. 常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（山中 則夫君） 日程第6、常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

総務厚生及び建設文教委員長より議長宛てに閉会中に所管事務の調査をしたい旨申請が来ておりますので、その概要を説明いたします。

まず、総務厚生常任委員会ではありますが、11月8日から1泊2日の日程で鹿児島県長島町及び熊本県水俣市において、次に建設文教常任委員会ではありますが、11月5日から2泊3日の日程で兵庫県多可町、奈良県吉野町及び斑鳩町において、それぞれの所管事務の調査を実施したいとのことであります。

お諮りします。ただいま説明しました調査については、それぞれの常任委員会の閉会中の審査事項とし、各常任委員会は閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま説明しました調査については、それぞれの常任委員会の閉会中の審査事項とし、各常任委員会は閉会中も活動できることに決しました。

## 日程第7. 議員派遣の件について

○議長（山中 則夫君） 日程第7、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております日程第7の資料のとおり、県町村議会主催議員大会、ほか研修にそれぞれの議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、配付資料のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で全ての案件を議了しましたが、6月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付してありとおりであります。

ここで、しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時24分休憩

.....  
〔全員協議会〕  
.....

午前11時44分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長（山中 則夫君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成24年第4回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時44分閉会  
.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 福永 廣文

署名議員 池田 克子